

第 16 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 2 日)

平成 19 年 9 月 12 日 (水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄		
		午後 3 時 から		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 第 16 回の定例会 2 日目のご案内を申し上げましたところ、早朝よりお揃いでご出席をいただき誠にご苦労様でございます。

なお、本日、3 名の方の傍聴の申し込みがございました。

傍聴者の皆さん方、大変ご苦労さんでございます。平素は議会に対しまして、暖かいご理解とご協力をいただいております事を心より感謝を申し上げるところであります。

また、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の本会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、一般質問であります。16 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

また、当局におかれましては、議員の一般質問につきまして、より詳しく説明をいただきますよう宜しくお願いをいたしておきます。

9 番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔 9 番 敏森正勝君 登壇 〕

9 番（敏森正勝君） おはようございます。19 番議席の敏森でございます。野生動物被害の今後についてお伺いしますが、少し関連項目を含め質問しますので宜しくお願いしたいと思います。近年、野生動物が多く農業被害が増大していることは言うまでもありません。特に町補助によります網の設置も野生動物が田畑を荒らす集落においては、ほとんどできているように思われますが、ちょっとの隙間から出入りし、田畑に被害をもたらす、二重に網をしなければならぬ状態にありますが、県が独自に行っている野生動物被害補償制度も本年度で終わりとなっている説明を聞いております。しかし、まだまだ野生動物被害があとをたたない状況であり、県ができないのであれば、町が補償制度を新たに設けてはと思いますが、町長の見解を問います。

この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 改めまして、おはようございます。傍聴の方もご苦労様です。今日からの一般質問 16 名の議員の皆さんから質問の通告をお受けいたしております。どうぞ、宜しくお願いをいたします。

それでは、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

野生動物の被害の今後についてと申すことでございます。野生動物による農作物被害は、議員ご指摘のとおり、鹿猪など生息数も、まだまだ増加しているようで、被害が一向に減りません。町といたしましても、猟友会に野生動物の駆除活動を委託し、また防護柵の設置補助を行い、農作物の被害対策を行ってきておりますが、まだまだ農作物への被害が多発しているのが現状でございます。県に対しましても獣害対策につきましては、機会あるごとに県内全域の、この問題として取り組みをお願いをしております。この8月にも、西播磨地域づくり政策懇話会が知事出席の下にございましたので、野生動物対策について、改めて強く要望をさせていただいたところであります。県は、これまでも、防護柵の設置助成、被害補償制度の取り組みなど努力はしていただいておりますが、最終的には野生動物の個体数の削減を行わないと問題解決にならないのではないかと思いますので、この事についてのご助力をお願いをしたわけでありまして、知事も、個体数の削減については、認識をされておまして、県では、人と鹿の調和の取れた共存を図るために、鹿保護管理計画が策定をされております。19年度には、これまでの効果課題が検証され、第3期の保護管理計画が策定をされますので、農作物被害の軽減、被害地域の拡大抑制を図る為に、県と協議指導を得ながら、今後も対処してまいりたいというふうに考えております。議員の言われる野生動物被害補償制度につきましては、平成15年度から始まり19年度まで延長されております。春先には、本年度で終了する旨聞いておりましたが、先般も県に問い合わせたところ、廃止は未だ未定であるとの事でありまして、引き続き継続される事を期待して、要望もしてまいりたいというふうに考えております。また、このような補償制度を町独自で行う事は非常に難しいものがあるというふうに思いますが、大きな被害がまだまだ続く現状の中にあるとしましては、農業共済組合やJAとも協議をして協力をいただけるなら、継続ができるように考えていく必要があるのではないかと申す事を感じております。今後、県にも、この点についても要望をしていきたいというふうに考えております。

この場での敏森議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 野生動物による被害が増大しており、県市町地域が一体となった総合的な対策が急務となっております。県では、被害に遭った農家に補償金を支払う救済策であり、野獣による被害が一筆毎に1割を超える場合に、野生動物被害補償制度として西播磨全市町が、この制度の対象となっておりますが、加入している集落においては、有利な制度であると思っております。この制度も、先ほど言いましたように、今年限りと言っておりましたが、先ほどの答弁の中で、未定という事になっておるようでございますが、継続制度として、県への働きかけができるのかどうか。もっと、もっと働きかけができるのかどうかという事が思います。西播磨全域を1つの区域として協力し合う事ができないかなというふうにも思います。そういった事を、ひとつお願いしたいなと思っております。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、この野生動物の被害補償事業につきましては、この加入状況を見ますとですね、西播磨また宍粟、県内ではですね、が多くて、本来かなり被害が出ているという丹波の方ですね、但馬の方、この辺の加入農家数っていうのは、非常に少ない状況です。県内全体としてもですね、加入農家数で19年度当初におきましては、2,500弱の加入状況です。こういう共済制度というのは、被害のある所ない所、全てが皆が助け合っているというのが1つの基本的な制度の根幹になるんですけども、この制度、県が掛金の2分の1、後、受益者、農家が、これ集落単位で入るわけですけども、25パーセント、それからJAが25パーセントですが、そういう負担によって成り立っているわけですけども、実際この加入数がですね、これを共済制度として、独立してやっていくには非常に少ない。それで、当然被害の起きそうな所が加入されるわけで、その実際の被害割合というのがですね、高くなっていくわけですね。水稲共済とか麦共済のような、全域で入って、その年の状況によって、ほとんど被害があつたりなかったりというような形で、本当に被害があつた所に対して手厚い、ある程度補償ができるという制度には、中々なりにくい面がございます。しかし、この状況から見て、被害を受けている所についてですね、毎年同じような所が被害を受けているわけです。ですから、これによって、かなり、それに対して救われている面もあるかと思しますので、県にはですね、被害が少なくなる事を前提に、この制度を無くすのであればいいんですけども、まだまだ被害が続いていると。中々有効な対策がないという状況の中にあつてですね、何とか継続をしていただけるようにという事での要望はしてまいりたいというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） はい、ありがとうございます。

佐用町管内で150余りの農会であるというふうに思っておりますが、12、13集落のみ野生動物被害補償制度に加入しているようでありますし、この集落以外にも鹿猪の被害があると聞きましたが、近年は、熊出没の報告がされ、野生動物の宝庫になっているように思われます。特に、鹿は生まれてから1年の間に親になるとまで言われておまして、いくら捕獲しても増加するばかりであります。また、猪も増えまして、一度、その田に入ると、何回も入り、荒らしてしまいます。米価が昨年とは同じではあるが、4、5年前から言うとながら下がってはおりますし、田は荒らされ、農家にとってはダブルパンチであります。農家を見捨てるのではなく、新しい農業の将来に向けて取り組んでいかなければならないと思っておりますが、こういった問題についていかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 議員、お話のとおりでありまして、こういう対策をして、何とか対策をしていかないとはですね、益々生産意欲がなくなり、農地が荒れて、また次の、色々と、その農地が荒れる事によつた災害とかというようなですね、ことにも繋がっていくということです。で、特に、その被害が出ている所というのは、これまでは、かなりある意味では、中山間地が多かつたんですけども、現在においては、非常に被害地が拡大をしております。そういう中で、非常に有効な対策として防護柵をですね、設置するという事で、これによってかなり被害が防げるだろうということで、現在も進めているんですけども、中々広い範囲をですね、囲って、進入を防ぐということ、これは考え方としては、

非常に合理的な考え方なんですけれども、実際に現在やった、やっている状況からするとですね、それだけでは、どうしても防ぎきれない、防護柵の管理においてもですね、設置した当初は、非常に整備されていいんですけども、早2年3年草刈をしないとですね、草に覆われて、そこから鹿が、鹿であれば飛び越えてしまうとかですね、また、非常に長い距離ですから、弱い所があって、猪であれば、下を掘ったりですね、網を持ち上げてしまうというようなですね、動物にも学習する能力が非常にありますので、そういう事で、充分その防護柵だけではですね、対処しきれないのが現状です。しかし、そうは言っても、その対策として、鹿が個数なり全部、猪にしても減らしてしまえば、一番いいんですけども、それも、先ほど言われるように、鹿もどんどん繁殖能力が強いですし、それを捕獲するというね、現在の状況からして、中々捕獲も充分にできない。だから、まあ町としては、1つは、補助制度に則りながら、防護柵の設置、これはやはり必要な所は進めていかなきゃいけないだろうと、未だ思っております。それと、防護柵を広い範囲で設置した中でですね、その新たに出る近くにおいては、もう一度、その個々、個人個人の田等においてですね、必要な所においては、電気柵を付けたらですね、そういう事の対策も二重にもしていくようなことも考えなきゃしょうがないのかなというふうにも、状況から見たら思うところもあります。まあ、やはり何度申しておりますけども、最終的には、この個体数をですね、何とか減らしていくということ、これはやはり、本格的に取り組まないとはですね、この被害いつまでも続くと思っておりますので、この点について、こないだ県にもお話をさせていただいたところです。非常に大きなお金を掛けてですね、そういう事業も行っているんですけども、中々有効な形になっておりませんので、県においても、その個体数の削減ということ、これを一番にですね、取り組んでいただきたいということ。これは、町だけではできない。やはり県なり国として考えていかないと、この地域だけで考えれる事ではありませんので、この点については、そういう事で、県にも強く、今後も協議をしていきたい、要請をしていきたいというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 野生動物被害補償制度は、農会における水稲共済加入者全員の全筆加入となっております。自分の田は、獣害が無いから入らないでは、その集落全体が加入できないので、農会として考えてみる必要がございます。自分さえ良ければ良いは、通らない事になります。特に19年度から農政改革によって、大規模農家あるいは集落営農をするように改革案が出されているだけに、これからは自分さえ良ければという考え方はできないのではないかなというふうに思います。この野生動物被害補償制度も農会単位で一括加入であり、その地域全体を1農家と考えれば、損得の考え方は、無くなり、団結心が芽生えてくるのではと思います。そういった事につきまして、町長の考えはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、やはり、今のこういう対策についてはですね、個々の農家、個人個人だけではですね、非常に有効な対策はうてない。この、こういう制度においても、活用する為にもですね、やはり、その農会と言いますか、地域集落の単位で、皆が協力していただくという事。まあ、この事が、一番大切だというふうに思いますし、それは、こ

ういう農家の農業生産ということだけではなくてですね、集落全体のいろんな活動、また集落の維持、こういう事につながっていくというふうに思います。ですから、自分だけという事ではなくて、皆で、この事を考えて、捉えて、またその一緒に協力して行くということ、これは各集落においても、全ての集落においてね、そういうことができれば、非常に理想的だというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 少し横道へそれますけれども、高齢化率も非常に高くなっております。農業の有り方も、相当厳しい状態になっているという事は、言うまでもありません。販路の問題はもとより、野生動物の被害に追い回され、新しい防護柵を考えなければなりません。全国農業新聞の9月の7日の分でございますが、ちょっとここにも持って来ておりますけれども、金網及び返し柵を使いという1つの文が出ておるわけなんです、猪被害ゼロというように載っておりました。これも労力が非常に大きいし大変であります。一番効果的なのは、先ほど町長からの答弁もありましたように、電気柵であります、高価であるだけに非常に難しいのではないかなというふうに思います。補助はできないのかなというふうに思いますけれども、その点は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今の電気柵についての補助ですけれども、今の設置事業の中にですね、電気柵は材料費の85パーセントということで現在やっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 電気柵の分について85パーセントということで、非常にありがたい話だなというふうに思います。これから随分と出て来る状況もございますので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。猟友会にお願ひをして捕獲依頼しても夏場はできにくい状態があるらしいが、やはり近所の農家も協力し合いながら作戦を練る事だと思ひます。色々言ひましたけれども、どのような方法であれ、柵をしても、ちょっとの間隙から入って参ります。もうその話は遅いと思われるかもしれませんが、中山間地である佐用町は、今年も田畑を荒らしている状態が非常に多いというふうに思ひます。そこで、最後に県が来年から、この補償制度をなくするということなんです、先ほど、町長の方では、未定だということをお聞ひしました。一昨年くらい前から聞いておられますけれども、もし、もしものことなんです、県がなくなつた場合、町としての考えることはできないかなというふうに思ひますが、その点は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひます。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 最初の答弁にもさしていただきましたけども、当然、県に継続を要望していくわけですけども、これがどうしても継続がされないと、これで打ち切りということになった時に、後どうするかということのご質問なんで、この場で、これを町独自にやりますという答弁は、中々簡単にはできません。と言うのは、共済制度ですから、非常にまあ、佐用町だけの共済制度という形で、非常に戸数が少ないと言う中でですね、この共済というような考え方では成り立たない状況ではないかというふうに思うわけです。ただ、実際に補償、そういうその補償制度として、補償としてですね、何らかの、やはり、これだけ個人個人ではどうにもならない、地域状況のなかで被害が出ているわけですから、それに対して、その何らかの対策ができないかということなんで、これは、農業共済またJAさんとの協議をしてですね、個人の加入なり農家の方にも、当然負担も、負担と言いますか、お互いに今、言われるように、自分のことだけじゃない、全体、皆が一緒に取り組もうと、協力し合おうという考え方ですね、これが、町内の今、加入者数も非常に少ないし、加入農家も非常に少ないんですけども、これをできるだけ広い範囲で、皆さんが、そういう考え方で協力をいただけるという条件を整えばですね、佐用町としても取りくめるのではないかなという思いはします。ただ、今の本当に被害が実際に起きている所だけの非常に少ない加入者だけではね、この制度としては、継続できないなというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 自分の集落の話をするようでございますが、昨年だったんですけども、掛金が4万3,000何がしを掛けておりました。その内かえる返って来たのが、事務費として5,000円。そして報奨金として3万5,000円。結局4万円程戻って来たということになります。そういう事になりますと、3,000円何がしの分だけが、地元から支払うというような格好になってきたようでございますけれども、もらった金額は非常に大きくて30万余りも、もらっておるといような状況になっております。非常に、この状況につきましては、いい制度であるなというふうに思っておりますので、何とか、これが継続ができたらいいのになというふうに、皆で思っておるような状況でございますので、ひとつ良く検討をお願いをしたいなというふうに思います。

以上、簡単でございますけれども、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） よろしいか。

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

町長（庵逄典章君） そういうふうに、被害のある所についてはですね、この制度は非常に喜んでいただいているという面も良く存じて、分かっております。ただ、それだけ、その掛金なりに対してですね、被害額が補償されるという事は、全体としては、誰かが、その

分の負担をですね、全体でしているわけです。ですから被害のない所も、やはり皆さんが掛金を掛けていただいて、そういう被害のある所に対して、被害が出た時にはですね、補償ができるというのが、共済制度です。そのなかで掛金の2分の1を県が持っているという所は非常に大きいわけですが、実際県の財政状況、今年度から厳しい行政改革に取り組むというようなことがね、既に全体的に言われておりますので、この点については、どうなるかは、中々分かりません。だから、その分を各佐用町全体の関係農家の方が皆も理解していただいたり、JAなり町も、その応分の負担をしていくというような形のね、形ができれば、その理解ができればですね、その制度は、何とか、別の形でもできる可能性はあると思うんですけども、中々先ほど言いましたように、被害がある所とない所とのね、差というのが、非常に大きいものがありまして、全体の、この加入というようなことがね、これ充分理解がされないだろう。中々難しいだろうと、そういうふうには考えているところでございます。

以上です。

議長（西岡 正君） はい。

9番（敏森正勝君） ありがとうございます。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君の発言は終わりました。
続いて、4番、岡本義次君の質問を許可いたします。

〔4番 岡本義次君 登壇〕

4番（岡本義次君） 4番議席の岡本でございます。

今年はですね、温暖化ということで、ことのほか暑い夏が続きました。今やっとなら、朝夕は涼しくなってきましたけれど、人間がですね、こういうふうには、ある本を読んだら、100年ほどの間ですね、石炭とか石油、石化燃料を使ってですね、どんどん、こういう成長もありましょうが、今度は反対にですね、どう言うんですか、今朝のテレビでも、ニュース見ておりましたら、お米にしる、トマトにしる、そういう作物でも、段々と、それが悪くなってですね、減ってきたというふうには言っております。ですから、地球もですね、このまま、こういう状態を続けるのであればですね、月なり火星のような、殺伐としたような、乾燥になってですね、人が住めなくなるのではないかとされておりまして。そういうことにならないようにですね、皆さんが、人間の英知を集めてですね、この継続、リサイクルできるような地球に、これをしていかなければならないんじゃないかと思っております。今日はですね、2点のことを町長に伺って行きたいというふうには思っております。

1つはですね、竣工検査はできているのかということでございまして、私も時間があれば町内あちらこちらと皆さんとお話する機会がございまして、ある町内に行った時に、土木工事をやりました、本来ならばですね、税金を使って新しくいい物ができたら、普通喜んでいただければならないものですね、それが、その人の民家に雨が降る度にですね、水が、雨水が流れ込み、役場に直してとお願いしたにもかかわらず放置されていた。そして、それがですね、どう言うんですか、税金使ったら、当然、良くなった、新しくいいことになったと喜んでもらわんとあかんの、困らしたり、悲しませるということは、どういうことかなという事で、今回ですね、このことを取り上げさせていただきました。そして、同じ工事の中で、水路をいらしたんですけど、その水路のですね、下

流側が高くて、水が雨が降って流れもせず、溜まってですね、ボウフラも湧いたりしてですね、困っておるといふような事も聞きました。だけど、こういう事ですね、ほして丁張を掛けたままですね、いつ済んだんかも竣工したかも分からなかったと、その自治会長も、その近隣の方も知らずにですね、ええ済んでおったんかというようなことで、これじゃあ雨が降って困っていると、直してくれっと言ったのに、2年間も放置されておったと。こういう事を聞きまして、私はですね、やはり税金をチェックするものとしてですね、こういうような税金をね、使われるような状態であれば、そういう課にはですね、今後金をつけないでもええんじゃないかといふふうに思うわけでございます。ですから、次のことを町長に伺っていきます。

1つ、設計前ですね、事前調査はしっかりできておったんか。所謂やる以上はですね、その自治会長なり近辺の人を呼んで、こういう工事をやると。事前説明もしですね、そして、そういう、どういうふうに今後新しくしていくにも、そういう町民、住民の声を聞いておったんかということですね。

それから2つ目、施工指示書はどうなっておったんかですね。ちゃんと、そういうことを聞いておって、施工指示を出しておれば、こういう事は起こらなかったと思っております。3つ目、この2年間も放置してですね、雨が降る度にですね、水が流れ込み、困っておったという事で、この民家に与えた苦情は、苦情をどう思っておるのかですね。4つ目、竣工検査がしっかりできておったんか。丁張掛けたままですね、地元の自治会長も隣接の者も知らなかったということは、これは、こういう竣工検査がはっきりですね、できておったかどうかということも問題でございます。5つ目、今後ですね、検査体制をどうするんか。今のままだったら、こういう事が起きて知らないまま放置されて、また私が、いつも言います、危機感ない。ねっ、こういうことなんですよ。6つ目、この事を、町長が知っておられたんか。そして7つ目、雨が流入しない修理工事がいつまでに、どうするんか。という事でございます。この事を、しっかりとですね、問うていきたいと思っております。

それから、もう1つの議題につきましては、職員の信賞必罰についてでございます。現在、職員ですね、昇給やボーナスについて政府は信賞必罰主義を取り入れてですね、頑張った職員には、より多く、不祥事や本来の仕事ができてできなくてもですね、同じ一律というのは、おかしいということで、差をつけるとしておりますが、次のことを、町長に問うていきたいと思います。

1つ、佐用町職員は一律に昇給しておるんでしょうか。2つ目、ボーナスも同じなんんでしょうか。3つ目、危機感がないと思われる事が多く、この事を町長はどう思い、今後、さっき冒頭に述べました1, 2の事をどうされるのでしょうか。4つ目、副町長とも、ちょっとお話ししましたが、これをやらないといけないという事で、他に先駆けてやる、そういう事をやられるという事をできるんでしょうか、そこら辺をお伺いして行きたいと思っております。

この場での問いかけについては、以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答をさせていただきます。

工事に関する事でありまして、設問毎にお答えするのが本来でありますけれども、これは町が発注する全ての工事全般にわたっての基本的なことでございますので、その基本的な姿勢を述べさせていただきます。まずは最初のご質問に対するお答とさせていただきます。

ますので、どうぞよろしく願いをいたします。

お尋ねの土木工事は、旧佐用町で平成 16 年度及び平成 17 年度の 2 カ年にわたって実施をいたしました町道改良事業に起因する問題であるという報告を受けております。「町政全般にわたって情報公開や政策検討への住民参画を推進し、住民と行政とのきめ細かなつながりのなかで、協働によるまちづくり体制を充実させること。」は、新町まちづくり計画の中で謳っている佐用町まちづくりの基本姿勢であります。

当然、このことは土木行政にも生かされなければなりません。集落住民の要望・願いを的確に把握し、住民の方々とともに現場踏査をする中で、真に必要な種々の工事を施すことが肝要と思っています。現場に最も相応しい工法を関係集落のお知恵をいただきながら設計し、発注後には住民のご理解とご協力を得て進捗状況を常に把握し、問題あれば的確な指示を現場代理人に示し、その指示内容のチェックも怠ることなく確認することは当然であります。また、竣工検査にあっては、必要ある時は関係集落立会いのもと、設計書と出来上がった現場との詳細な精査点検を経て、初めて検査完了・現場完成となるということは言うまでもありません。今回の件にいたしましても、当然これらの手順を踏まえて現場が完成したものと理解しておりましたが、改めて関係者のお話聞き、お聞きし、ただ今申し上げましたどこかの工程の中で意志の疎通が若干欠けていたものと思われ、残念に思うところであります。この度、集落関係者との再協議の中で若干の補完工事を行うことで快くご理解とご協力も得られましたので、先日入札執行し、その後、落札業者・地元集落役員・関係者ともども現場立会いの上、工事内容の説明を行ったという報告を受けております。今回の反省を糧として、今後の工事発注に関しましては従前にも増して、あらゆる角度からの点検・確認と地元合意に十分留意し、住民の方々に信頼される工事の遂行に、職員一人一人が再確認するよう指導させていただき、土木行政のみならず行政全般に亘って住民の方々に「安心・安全、一人ひとりを大切にすまちづくり」に最大限の努力を傾注してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

次に、職員の信賞必罰についてのご質問ですが、この件についてもまとめて答弁させていただきます。本町の職員の給与、賞与等の支給については、給与条例等の規定において、全ての職員を標準とした運用を行い、原則、職歴等の前歴がない限り、同年齢同格付けとしての支給を行っております。平成 17 年度において、県内の約 60 パーセントの市町が勤務評定を実施、40 パーセントの市町が未実施であります。多くの市町で、「試行」して実施されている状況であります。人事効果には、「育成の論理」と「選抜の論理」の二つの側面があるとされております。そもそも勤務評定は、健全な行財政の運営や良質な住民サービスを提供するといった組織としての業績を上げるための手段であると考えますが、どちらを選択するにしても課題はあるところがございます。私は、常々有能な職員集団の育成こそが、より良い住民サービスの向上につながるものと考えておりますので、職員の能力や仕事ぶりを評価し、その結果を職員に提示し、仕事に対する考え方や行動をより適切なものにしていく、どちらかと言うと、職員処遇に差をつけることに主眼を置くよりも、職員の能力開発を促進することを前提に、「人事評価制度」の導入を進めたいというふうに考えております。既に管理職を対象に研修会等を開催し制度の構築に向けて、現在、取り組んでいるところでありまして、まずは、管理職を対象に本年 12 月から試行に入る計画で進めておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上、岡本議員からの質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君）

岡本義次君。

4番(岡本義次君) 私は、この1番の項につきましても、余りどう言うんですか、私は、あらを探すと言うんじゃないかって、やはり、適正に税金が使われておるかという事での取り上げて、今町長の答弁にもありましたように、既に、その方に謝りもし、工事も、発注、入札発注もされたという事聞きました。当然、そういう事であれば、あげる必要がなかったんかも分かりませんが、私は、敢えて2,000万からの大きな工事をやっておきながら、ちょっとした事前調査ができて、指示もでき、竣工検査もしっかりやっておれば、こういう事は起こらなかったんですね。今度、こんだけやっという事を、2年間も放置したという事自体にね、私は問題があり、皆さんが汗水を垂らして納めた税金が、こういう事で、私がいつも言う危機感ですよ。危機感がない言うのは、そこなんです。そして、課長だけ謝りに来たという事も聞いております。ですから、担当者も、やっぱり連れて行って、どうだったという事を知らないで、皆さん、こうやって、いつも聞かれておるけど、メモして、自分所の課に持って帰ってパイプが通じとんですか。下までね。ですから、そういう事、ちゃんと言わんと、いつまでも、皆さん方は、分かっておっても、下の課員ぐらいの皆さんまで分からなかったらね、またこういう問題起きるんですよ。そこら辺が、私がいつも言う危機感がないというんは、そこです。パイプが詰まるとん違うかということですね。ですから、私は、今度こういう事をやったとしても、何ぼかの金が何十万と一とんでしょ。ほなら、その人達の設計から現場立会いから、また、そういう何やかにやしょったら100万からいるわけですよ。日当からしよったら、ですから、そういう事を、2,000万も工事掛けて、ほして、後で、その捨て台詞が、「かない所してやらなかった方が良かった」という事も言われたという事も聞いてますので、そやで、そういう事がやっぱり、皆が汗水垂らした税金を、そういうふうに、私は、近隣の自治会長さんも、その地元の人にも、ああ、ええもんができたと喜んでもらえるように、やっぱり今後していただかないと、何の為の行政であって、何の為に税金使しようか、こういう事ですよ。ですから、そこら辺だけ、充分認識していただいて、その竣工検査のあり方も、再度見直して、やり直してください。今のままだったら、こういう2年間も放置したままで、丁張掛けたまま、竣工検査言うて、地元の自治会長も地元の者も知らなんだという事が問題ですから、そこら辺、町長しっかり、今度やってもらえるという話ですけど、そこら辺だけ、もう1回答弁いただいたら、もうこれについては、これ以上申し上げません。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵途典章君) 岡本議員が、その関係者から、色々なお話を聞かれて、今回のご質問になったという事で、そういう事実があるとすれば、十分に反省する所は、たくさんありますし、その反省を踏まえて、今後そういうふうな事のないように、言われるように、地域の方、住民関係者の方にも、充分喜んでいただけるような事業をやっていきたいと思っております。ただ、今回の件、私も、この道路の改良については、私が、色々地域の要望を受けて、長年できていなかった地域の非常に前からの懸案事項として、何とか、これを実現したいという事で取り組んだ道路改良です。ですから、私は、この完成後、一応通って良くなったなという事で、思っております。そういう問題があるという事は知りませんでしたけどもね、実際に、この工事の現状、現場におきましては、それまでできなかったというのは、非常に狭い所に物件もあり、できるだけ緊急に早く工事を進めたいという事で、予算的にも、地域の方にも、協力いただいて、非常に戸数も少ない所で、逆に長い距離、バイパスのような本道ができた後の、昔の道路の改良でしたから、そういう事で、地域との話し合いもさせていただいて、地域の協力もいただくという事で、進めました。

だから、今回の工事の現場においては、多分設計の中において、物件とか、そういう物の取り壊し、移転というような物を避けてですね、設計もするようにという指示をしましたし、それから、この水路等においてもですね、道路側溝等においても、ある所とない所があって、使える物は使うというような所もあったと思います。そういう中で、新しい道路と、それまであった現況の家との、その高低差の問題とか、そういう所に問題が生じたんではないかなというふうに感じております。決して、こういう問題が、全部の現場において、同じような状態であるというふうには、思っておりませんし、非常に特別な状況のもとに起きた問題点もあるという事は、ご理解いただきたいと思っております。それから、職員がですね、そういう「こんな工事をしなければ良かった」という事を言ったと。本当に、そういう事を職員が言ったとすれば、それは、また別の問題として、職員の資質として、これは、きちっと注意をしますし、職員に対して反省を求めます。言葉の中で、そういう捨て台詞を言うような事は、まず、そういうことはないというふうに思っておりますけれども、それは、確認をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、町長が、そのようにですね、ご決意されてですね、今言いましたように、そりゃ、全部がそういう状態であればね、当然、困った事でございますのでね、一部で、こういう事もあったという事で、今後そういう事がないような格好の中で取り組んで、建設課としても、他の農林振興にしても、工事ごつつやりますんで、その竣工検査のあり方というのはですね、今のままでいいんかどうかという体制をね、早急に見直していただきたい。このように思っております。この事につきましては、それ以上は、申しません。次の信賞必罰ということでございますけれど、今町長の答弁の中でですね、兵庫県下 60 パーセント実施しておると。未実施が 40 パーセントという事でございますけれどですね、やはりですね、私、いつも言うんですけれど、皆さんですね、時代が動きよんですよ。そしたらね、国が私いつも言いよんです。1,000兆の地方も合わせてですね、赤字、赤字国債、自民党垂れ流いてですね、ご機嫌取りで、農林大臣でも一週間ももたんような格好でやっています。ですから、そういうふうな中で、もうこれ以上首が回らんと、もう地方に今まで交付金、県の補助金もですね、やれんと、もうお前ら地方勝手にやれという、まあ言うたら、突き放されたんですね。ですから、今度の参議院の選挙でも、そういうふうに、国民なりが判断したわけでございますけれど、そういう中でね、私、いつも言うんですけれど、会社だったら、会社と役場とは一緒にすなという事で、いつも言われます。そやけど、そういうふうに世の中がなっておるという事は、皆さんね、認識、頭、充分一番に知ってもらわなければならないわけですね。ですから、私は、やっぱり、皆さんも生活かかっておるんでね、60歳までいてもらったらいいと、その代わりしっかりね、やっぱり頑張ってるね、私、いつも言うように、どう言うんですか、危機感がないというのは、この2年間も、そういう住民から苦情も出て直していただきたいと言われながらも、見て見んぷりか、放って置いたと。先だつての議員連絡会の中で、教育委員会だってね、結局、納期までに、そういう制服って、我々自由に着る服であれば、どんな服着て行こうとかまわんわけですけど、学校の子供が制服って決まって、制帽って決まっておって、その帽子着れなかったら、やっぱり、一番困るのは、親であり、子どもなんですよ。そこら

辺、見て見んぷり言うんか、このまま、なあなあとなっておったんかね、そういう事が、私がいっつも言う危機感がないと。やっぱり一番困るんは、住民であり、そういうPTAであり、子ども達なんです。ですから、そういう事が、やはりですね、ないような中で、やっぱりしてもらわんとあかんという事で、私は、いい事は、もう町長、どんどん応援します。だけど、こういう悪い事とか、悪い慣例はね、時間掛けてでも、やっぱり直していかなと、町や村はようならんと思います。ですから、私は、いつも言いますけれど、一変にならなくても、やっぱり、そういう取り組んで、1つのね、やっぱり危機感持たんと、世の中どんどん変わって行きよる。その時代に合うたようにしてもらわんとあかんと思います。ですから、今、町長仰ったように、この12月から管理職だけでも、そういう制度取り入れてやってみるといいますけれど、私はね、いつも、こうやって一般質問でも、町長に問うていきよう中でね、いわゆる佐用町って、会社も少ないし、企業も少ない、それから若者も少ないと。ほなら、町民税で言えば、あまり多く期待できない中でね、ほな他の事で考えて、町長はインターネットとか、そういうメディアの中ででもね、考えて行きたいという事で、私にお答えになりましたけれど、それらもですね、やっぱり、担当課にいつまでに考えてやってみいと、こういう事を言わんとあかんのです。町長も、そりゃ、全部自分が、これだけの仕事をね、できるわけないんでね、それぞれの担当課の中で、期限切って、いつまでにやりなさいと、これでいいんですよ。それで、できなんだら、その対象で、信賞必罰制度どんどんやっていったらいいんですわ。ですから、そういう事がないで、中々皆さんがね、どう言うんですか、中のパイプが詰まって、町長が知らなんだり、また、その課の部下までも知らんとですね、ああ、何の事ですか言うて、課長だけ知っておって、課長だけ謝りに来てね、そして、それで済んでおったら、それが、やっぱり仕事がうまくいかないという事になりますんでね、ですから、私全部とは言いません。中に、やっぱり、そういう一部あるという事は、非常に悲しい事です。しかし、私はね、税務課褒めてあげたいと思います。昨日、町長の報告ありましたように、町民税、99、の収納率。兵庫県かトップになったと。それで国保もトップになったと。やっぱり、こういう事はね、いい事ですからね、そやで、どんどん、こういう事は、プラスの方向で、されたらいいと。ですから、やっぱり、そういう1つのメリハリ付けてね、何かと、やっぱり頑張って、県の方でもですね、チャレンジプログラム。そして、眠れる資産を掘り起こすという事で、昨日の新聞でも載ってましたけれどですね、あなたの行動が、そういう県なり、また皆さんの行動が佐用を良くする、良くなっていくと、そういう元気な佐用にする為にもね、やっぱり、そういう事を、町長が、いつも、その担当の課に、いつまでにどうしなさいと言って、その通りできてなかったら、そりゃもう駄目だし、できたら、ああ頑張ったなという事で、どんどんいい事は実施していくと、そういう事をやっていただきたい。町長、どう思われますか。

議長（西岡 正君） 答弁願います。

町長（庵逄典章君） 佐用町、私といたしましても、いろんな業務が、仕事があります。当然、この町の行政の業務の中で、もう決められた事、これだけは、きちっと法律で決められたり、条例に決められた事をやっていかなきゃいけない。そういう事も、当然、きちっと、やっていく事も仕事です。また、それに工夫を加えてね、より効率的に、より充実した仕事との内容にしていくという努力、その中で、していく事も重要です。後まあ、そういう各課においても、どういう仕事をしているか、それを充分、私も把握をしながらね、指導をしております、決して、そういう岡本議員がご指摘のように、報告がなかったり、パイプが詰まってしまったりというような状況には、私はないと思っております。それぞ

れの、今お話をいただいたように、例えば、税務課の今回の対応で、税の収納率につきましてもね、これは税務課も、色々な勉強をし、それぞれの担当者が一生懸命やってくれている事は、もう評価をしておりますし、また、その為に収納委員会という形で、税務課だけではなくって、各いろんな関係課の職員が、皆集まってね、収納委員会をやって、皆で取り組んでいるという、そういう体制を作ってやっています。ですから、役場の仕事っていうのは、それぞれの担当課に分かれて、そういう担当の仕事をやっているわけですけども、しかし、町民との一番身近な行政です。ですから、その担当の仕事だけ分かっておればいいというわけではありませんし、皆、お互いの仕事に対してね、町として、やはり考えて、協力しながら連携しながら仕事をしてくという体制、この事が、一番大切だと思っておりますから、それに対して、もし職員がね、怠慢で自分の責任を果たしていないというような事があれば、当然、それは、言われるまでもなくですね、指導もしますし、それに対しての処分もしていきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ですからね、今、おっしゃったように、税務課だってですね、やはり、色々勉強されてね、ここまで収納率が高くなったと言うんは、やはり、何もしなくて、従来どおりであれば、こんなに兵庫県トップにならなかつたと思っております。ですから、そんだけご努力されたいう事は、本当に言わせればですね、ボーナスの10パーセントくらいプラスアルファしてあげてもいいというふうには、私は思ったりしますけれどね、そこら辺、そりゃ、金の事だけじゃなくってね、やっぱり、そんだけ皆が勉強してね、取り組んで、汗をかかれたいう事に対してはね、非常に、拍手を送るところでございますけれどね、やはり、未だ、そうやって、町長も、そんな事がないと言いながらも、2年間、こーいやって放置されてですね、困って、住民も、今まで来たという事、事実あるわけですし、ですから、そういう事も踏まえてね、やっぱりやっていかんとあかんと思っております。ですから、前にも、私も問うたんですけど、ごみの焼却場の所でもですね、受付に大の男が2人も要るんかという事で、いや、これは前の担当課長がですね、ごまかしたら困るとか、つり銭に困るとか、何言うтонやって、銀ビルとかマックスバリュ行っ来ていって、銀行の人でさえ、ちゃんと1人、窓口で預かって金もいらつておるのに、そんな事言うてね、大の職員が1人いるんか言うて、それ改善せんような課長だったらいれへんって、言うた事あるんですけどね。そういうような事も踏まえてね、やっぱり時代が動いとうし、ですから、そういう事を自分所の課でね、やはり無理もないが、そこら辺の贅肉を削ってね、ほして、2人もおらんでも、そういう人を他の所へでも回して、もっと町民に喜んでもらえるようなね、サービスも持って行くと、そういう事がね、やっぱり、それぞれの課でね、かされた事なんですよ。合併して2年もなつてね、仕事が大分慣れられて落ち着いて来られたことだと思いますが、町長、そこらへんね、よく把握されておるといふ事でございますけれどね、そういう事も踏まえて、この12月からは、管理職をされるという事でございますけれど、この12月、されたら、もう来年4月からはね、一般職も踏まえてね、そういう制度取り入れてね、やっていただけるかどうか、そこら辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 一言に、人事評価と言いましてもですね、どういう、その評価の仕方をし、また、それをどのように使うかという事。これは非常にまた、いろんな考え方があり、やり方があります。それから、常に、この件についてはですね、全然やってないかと言いますか、実際そうではない。ある程度、当然、その仕事の中でね、私達も管理監督する立場として、職員の仕事については把握しながら、その評価はしているわけです。ですから、やはり、その中で、やはりもっと職員のね、能力なり力を発揮できるような、やはり自治体制と組織というものを作っていくかなきゃいけないというふうに考えておりますから、それは、丁度合併して、2年も経って、この中で、合併後の色々な改革を行ってきた、こういう事に対する総合的な評価もしていかなきゃいけませんし、これからに向けてですね、どういう職員が能力を発揮し、またより住民サービスの向上なり、新しいまちづくりに向けてのですね、力を発揮できるような形をつくれるかという事、これは、私としても責任、私の責任としても、充分に考えて行きたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 町長はね、やはり全般でですね、何もかも全部把握するっていう、そこら辺も難しいところがあると思います。しかし、そういう事についてもね、副町長なり総務課長おりますんでね、これいつまでに、こういう余所のやっておる所へ行って、勉強して来て、佐用も、ちょっと取り入れる為の、もうこれ資料作れと、いつまでに作れと、これでいいんですよ。そやで、そういうふうな事を踏まえてね、やはり、そういう人を、自分の部下をね、そういう課長に命令しながらですね、より良い方向でね、本当に佐用がですね、皆、職員も頑張っておると。私、よう色々な情報聞いたりします。佐用のこの、今度の光ファイバーの通信網についても、宍粟市の方が遅ればせながらやったとしても、金が中々付かなくて、困っておる。また上郡についてもね、この間、赤穂へ嫁に行きたいと言いながら、赤穂に肘鉄くらってですね、もう立ち往生言うんか、もう困ってますからね、もうほんまに、正に、佐用はいち早く、町長が、途中であったとしても、これを取り入れたいいう事は、箱物造るよりね、こういう事やったいう事は、やっぱり民間の活力も、また活かせるし、その光ファイバーを使う事によってね、もう無限の1つの、これからの戦力になりますんでね、私は、こういういい事はね、どんどん皆さんが、勉強されてね、やっていかれるという事はいいんですよ。もうですから、そういう事については、拍手なり後押ししますんでね、そやで、そういう、皆が職員も、ああ、佐用違うぞって言うぐらいにね、他の所と比べてね、抜きに出て頑張っておると、こういうふうにな、1つお願いしたい。このように思います。ですから、今日、ちょっと、時間余らして、早く終わりますけれどね、1時間やりませんけれど、この事、町長、充分にしっかり認識して、副町長、総務課長、しっかり頑張ってください。

と言う事で、これで終わります。

議長（西岡 正君） ここで暫く休憩をいたします。

11時10分再開いたしますので、よろしくお願ひします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて、12番、大下吉三郎君の質問を許可いたします。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12番（大下吉三郎君） 12番、大下でございます。私は、猪鹿などの防護柵設置事業並びに捕獲等について、町長に伺っていきたいと思います。

まず佐用町では、農林業の振興に寄与する事を目的として、農作物を猪鹿等の被害から守るために、防護柵等の設置に対し補助金を交付し獣害被害を未然に防止するために、補助金、金属ネット、ワイヤーネット、電気柵、トタン、のり網等の出している、その効果等についてどのように把握しておるのか。また猟友会による駆除に対しての対応と1頭の捕獲について1万円という捕獲料金で本当に良いのか。補助金等はさることながら、駆除し被害を未然に防ぎ物に被害を与え、出さなくするという事が大切であると、私は考えております。このことについて、町長に伺っていきたいと思います。

まず1点目は、柵等の効果、補助金等についてであります。

2番、猟友会の駆除料金の引き上げ等々について。

3番、県、町の今後の対応策について。

4番、19年度の柵設置予定件数は、どれくらいあるのか。

その他等々について、町長に伺っていきたいと思います。この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきます。猪鹿等の被害についてでありまして、敏森議員からのご質問にもご答弁させていただきましたが、猟友会による駆除活動や防護柵設置の補助を行ってきておりますが、まだまだ農作物被害があとを絶たないのが現状でございます。防護柵の効果であります、設置した箇所につきましても、設置当初は、当然大きな効果があるわけではありますが、地域全てを囲いますと、どうしても、どこからか入ろうとして、動物も鹿もですね、こう学習してきますし、柵の上を飛び越えるようになっていたりということもあります。また猪などは、農作物の収穫間際になりますと、金属ネットの下を掘り起こすと言うか潜り抜けてまで田んぼに出没するような、そういう状況が出ております。また設置した防護柵についても維持管理をしていかないと、草に引き倒されたり、また傷んだりして壊れた箇所から侵入をしておりますが、他に、中々有効な対策がありませんし、また、今まで被害がなかった地域にも出没したり、河川をわたり対岸の農地まで侵入したりして被害地が拡大している状況にございますので、まだ、防護柵の申請も、そういう意味で、まだまだ多く出て来ておりまして、18年度の防護柵の町補助金は、件数が23地区で補助金として934万円あまりを補助しているような状況でございます。2点目の駆除料金ですが、現在、駆除活動として猟友会12班編成の構成員96人で年間活動補助金として108万円を支給しております。また、別に駆除1頭につき1万円を助成しているところではありますが、この金額では、駆除の手間と経費からしても積極的な活動を期待する事は、非常に難しいというふうに考えておりまして、今後個体数を何とか少なくするためにも、駆除をもっとやっていかなきゃいけない中で、県にも、この駆除経費の助成ということについてもお願いをしているところで

ります。次の、県は、鹿適正生息頭数を1万5,000頭としており、第3期の鹿保護管理計画に基づき、狩猟期間の延長・メス鹿の狩猟可能措置の継続・狩猟期間明け等の一斉捕獲の推進などの緩和措置を継続されております。また、町も猟友会への協力依頼や防護柵の設置補助等継続してまいりますが、増え続ける獣害による被害対策については、農業共済の損害防止事業などの活用も含めて対策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。次の、設置予定件数で、防護柵の設置予定件数であります。現在の申請地域は、町単独補助事業は、13地区となっております。また合併以前の計画として19年度から中山間地域総合整備事業として佐用地域と新山村振興事業として循環型社会拠点施設の周辺整備事業としての計画も進めているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 町長、ご回答ありがとうございます。今回このような一般質問がですね、先ほど行いました敏森議員と私、この後でまだ1名の方がされるとい、3名の者が、このような格好で切羽詰った話を、町長にお願いしておるところであります。この事は、我々郡内のそれぞれの農業を営んでおられる方々の切ない希望であり、また我々自身も今後本当にどのように、これらに対応していったらいいのかということ、本当に常日頃模索しているわけですが、近年特に、そういった猪なり鹿等の繁殖が本当に酷いと大きいということでもあります。ちなみに、私も課長の方からいろんな資料をいただいて、18年度の調査等も調べさせていただいているわけですが、本当に驚くべき金の支出、補助金の支出、またそれに対する駆除の方法がですね、若干緩いのかなと、このようにも思ったりいたしております。そこで柵等の本当の効果というものについて、町長はどのようにとらまえておられるのか。また、町が、県が、国がという補助等について、本当にこれで正しいのかなと。もう少し出せばいいのかなと。もっと少なくしてもいいのかなと、色々な検討がなされておるところであります。いずれにしても、我々先ほど町長が言われましたようにですね、補助金等々について、相当の金が我が町から猟友会なり1人ひとりの猟師の方等々に出ております。これらについて、本当に、それらの金と、その効果等について再度町長に伺っていきたく、このように思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

町長（庵逄典章君） まあ、その対策の1つとして、防護柵を、まず対処療法的に行っていくという事で、これも県も、そのことによって、かなり被害が防げるだろうと、言えば、出る所、出没する所全てですね、こう囲っていくという、まあ囲いの中に、鹿や猪を閉じ込めてしまうというような、そういう1つの考え方で、対策が、この対策によって被害が防げるだろうという想定のもとに、この事業を進めてきたわけですが、まあ、実際、そういうその、理論的にはですね、そうすれば、確かに被害はないはずなんですけども、どうしても、特に防護柵、金網防護柵なんかについてはですね、効率的に、特にやるためにも、また全域でやらないと意味がないという事で、非常に広い範囲を囲いをしているわけです。で、まあ、先ほども申しましたように、設置当初については、当然まあ、そこからは入って来ないという事で、被害は非常に少なくなったという効果はあるわけですが、実際、こう鹿や猪についても、今までまあ、人間が作った美味しい物を食べてるとい、

そういう、その食べ物に慣れてるなかでですね、どうしてもやっぱし、そこに何とかして入ろうとする、そういう学習能力があるわけですね。で、設置も、平地ばっかしに、網を防護柵を設置できればですね、かなり高い2メートルからありますので、そう簡単に飛び越えることはできないんですけども、やはり、どうしても山裾にずっと設置をしていきますと、山裾ですから、傾斜地にしますとね、2メートルの防護柵が、丸々2メートルとして有効に働かないというようなことも起きております。そういう所からですね、飛び越えて、入ってしまうと、今度は、入った中でですね、広い中で、今度生息し、またその中で、また逆に繁殖して行くというようなですね、そういうことも起きているわけです。ですから、これ実際に何万キロメートルという、何十キロという物を、今現在設置しているわけですが、それに対して、非常に大きな投資もしているんですけども、それが、投資しただけの十分な効果が上がっているかと言えば、中々上がっていないというのが、実態の、現実のことではないかというふうに思っております。ただ、その他にですね、代替、良い方法があるかと言うと、中々ありませんので、やはり、その効果と、その比較して、と言うよりか、対処的に緊急の課題として、よそも防護柵をしておりますので、防護柵がない所に、また集中して出て行くという被害が受けるということも起きておりますので、同じように、ある程度やった以上はやっていかなきゃ仕方ないなというふうに思うんですけども、ただ、まあ、これだけ大きな投資、お金を掛けておりますのでね、本来その分で、頭数を全く減らしてしまうところにお金を掛けた方が、本当に有効かなという気は、私自身はするんですけども、中々じゃあ、その減らすと言っても、実際捕獲するのにですね、猟友会の方、佐用町の中でも高齢化もされておりますし、人数も非常に少なくなってます。完全にそれを、また法律的にも、全部をですね、捕獲してしまうようなことはできませんし、また、中々駆除と言ってもですね、夏場とかですね、そういう時に、これを猟をする為の、犬とかですね、そういう物の、充分に、飼育できる、養っていくことができないという状況のなかで、中々効果が上がってないのが現状です。猟友会等にも、いくらかの助成をさせていただいてるんですけども、実際、全体としての基本的な助成として100万ちょっと、1人当たりになれば1万円程の助成です。弾代程度のことですし、実際捕獲していただいてね、処理していただいて、1万円ということで、1頭に当たり助成してまますけども、これも、実際犬を飼育したりですね、実際その時に仕事休んで、ずっと回ってるのから見たら、1日に獲れる頭数も限られてますし、また処理する手間も非常にかかります。そういう事からすれば、中々積極的に、猟友会の会員の皆さんも、それでやっていこうという気持ちにならないのが現状だと思うんですね。だから、この点について、やはり頭数とか、そういうものきちっと、目標決めて、削減するという方針を、早く出していただければですね、そして、県に、それに対して、じゃあ、どういう方法で、この、それを実際に実施していくのかという方針を、やっぱり出していただければ、町としてもね、応分の負担をしてでも、やはり、もっと積極的に、駆除ができるような体制をね、やっぱし作りなないなというふうには思ってます。ただ、先ほども、答弁にお話をさせていただきましたけども、この佐用町だけでね、そういう制度を作ったり、取り組んでも、あんまり大きな効果上がらないんですね。余所からどんどん入って来ますし、これはやはり広域的な問題として、県の課題として、やっぱし取り組むという、まず基本的な方針がですね、決まらないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君）

大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） ありがとうございます。佐用郡における有害鳥獣のですね、年間捕獲という物も、町長もご存知だと思いますが、私も、昨日、課長の方からも、資料いただいて、この4回にわたる駆除がですね、頭数にすれば、497頭が18年度の実績であります。それからのり網等々に引っかかっておる職員によって処理した件数等もですね110件と、非常に合計しますと、それぞれ捕獲した物が607頭という大きな郡内でも捕獲があるわけです、にも関わらず、まだまだ我々日常茶飯に目に付く鹿等々についてはですね、これ地形的な面もあるかと思いますが、郡内にもゴルフ場というのが4箇所、上郡町にも1箇所と、隣接地には、5箇所のゴルフ場があると、その当りにしても、日常茶飯鹿等がうろついておるのが現実であります。それらの保護地域が多いのかなと、その中で、捕獲数も思うようにいかないのかなと思ったりしておるわけですけれども、いずれにしても、町内で、それぞれ猟師さん、またそれらのグループ等に支払っておる金がですね、相当馬鹿にならない金になります。1頭1万円としましても、先ほど言いましたように497頭ということになりますと497万と何百万という金。又猟師さん等々に支払う金等もですね、1グループ当たり1万5,000円ということになり、又1人に対する、そういった猟師さん方々に、協力金として支払う金も1人5,000円と、まあ60何名、95名ですかの、猟師の方が郡内には、いらっしゃるということを知っておるんですけども、非常に、それらにおける援助、支援というものについても、これは非常に郡内としても多く出しておるなという事をビックリしておるわけですけれども、果たしてその効果がいかにあるのか、あまり表れていないというよりも、鹿等の頭数等、またそういった捕獲数が足りないのではないかなと、そのように思っております。いずれにしても、色々な動物保護団体というのが、今非常に、川鵜等の繁殖が多くですね、鮎を何百万というお金を投資しながら放流しても、今年あたりは、全く鮎が取れていない。鳥は放流した段階で、鵜は何十羽というものが川にに来て放流の鮎を食べておると。また、鹿、猪等についてもですね、先ほど言いましたように、そういう多くの保護地があるがためにですね、中々捕獲しにくいといった中において、猟師さん等にも協力を願っておるわけですけれども、そのあたりの1頭1万円というものについては、猟師さんに色々聞きますとですね、鹿1頭獲っても金にもならないと、何にもならないというのが現実であり、猟師さんにしても、やはり自分の見入りということも考え、体力ということも考える中で、犬等についてもですね、1年間養っていく上において、それぞれの経費が必要であると。その上に援助はしていただいておりますけれども、中々それだけでは難しいといった面が聞こえて来るわけです。本当に、我々1頭1万円で駆除してもらう方がいいのか、柵に年間1,000何百万という金を通してですね、柵をしていただいた方がいいのか、このあたりについては、非常に我々考えさせざるを得ません。これらについてもですね、過去旧合併以前の各旧町においてもですね、佐用郡においては1億近い金が、この柵等に投入されておるはずで、にも関わらず、まだまだ、今日の状況であります。これらについて、本当に町長は、先ほど、敏森議員の中にも回答されておりますけれども、我々自身も、私自身も県、国の方にですね、こういった捕獲の再申請をですね、もっともっと協力に進めて行くべく、ことをですね、図っていただけないかなと。本当に百姓が汗水かいて作っておる作物にしてもですね、全て、この時期になってきますと。酷く荒らされておると。今朝もですね、この下のいちょう園のこちら側の田んぼですけれども、猪が入って刈ることができておりません。これも大分以前から猪が入っているなという事では見て通っておったわけですけれども、やっぱり今朝も見ますと、あそこは刈っておりません。刈っても意味がないです。荒らされております。そのような事で、非常に半年かかって作った米にしてもですね、収穫時になると全くできないと。非常に悲惨な状況であります。何とか、このあたりについて、我々行政としても、補助金を出せばいいという事ではなくして、やはり、人間が生活する上で、本当に動物に、我々人

間が肥育されておるのかなど。囲まれておるといふの、非常に寂しい思いがします。瑠璃寺の方に行きましてですね、人間が檻の中に入って、猿は外で堂々と遊んでおると。本当に異常な光景であります。このような事が本当に人として、人間として許されるべきものなのかなど。この中に、動物愛護の方がいらっしやれば、えらい失礼な話かと思いますが、本当に、人間が動物から追い出されておると、締め出されておるといふ非常な関係、これについては、もう少し、我々知識のある人間としては、考えるべきではないかなど。その為には、猟師さんの言われる1頭ということについても、非常に寂しい思いの中で、もう少し金額が助成されえ、駆除をもっとやっていただけないかなど。まず、補助を援助するまでもなく、駆除をしていただくと。その方が、効果が非常にあるわけでありまして、そのあたりについて、この1万円というものについて、もう少し援助ができないのかなど。柵をするよりも、駆除する方が先決ではないかなど。このように思います。町長、そのあたりについて、非常に苦しい立場かと思えます。私自身も言うこと自体が非常に苦しゅうございますけれども、そのあたりについて、県なり国の方に再度そういった駆除捕獲というものについて、どのように考えておるのかお伺いしていきたいなと思えます。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵道典章君） 先ほどからお話をさせていただいておりますとおり、県においても、この被害対策についてですね、これまでの対策を踏まえて、新たに、もっと有効な対策はどうしたらいいのかという事についても、検討をさせていただいているのが現状ですけれども、現状から見て年間ですね、佐用町内に於いても、500頭なり600頭ぐらいはですね、いろんな形で、捕獲をしたり駆除をしているような状況になっていると思えます。しかし、町内に、今何頭いるのか、私らも分かりませんけれども、ざっと見ても、何百頭単位じゃないですね。何千頭単位だというふうに思うわけです。で、その繁殖力から見てもですね、その半分なり3分の1が子ども産んだとしても、年間、しかも、今双子の子どもを産む率がかかなり高いというようなことも聞いているんですね。そうすると、500、600捕獲しても、ほとんど減っていない。逆にまだ、それでも増えていっているのが現状じゃないかという認識をしております。ただ、町としても、じゃあ、捕獲に対して500万、600万、また防護柵等についても、年間何千万というようなお金がね、町の財政にとっても非常にまあ、その金額から見れば大きな金額です。だから、こういう事をですね、ずっと続けていくこと、これは非常にまた大きな負担になるわけですね。だから、一気にですね、やはり何とか、適正規模まで、頭数までですね、減らすと。その時には、何千万のお金を投入してもですね、将来的には、ある程度バランスを取れた中でね、通常の狩猟等によって、それ程被害のないような状態まで持って行くということができれば一番いいと思うんですね。ただ、そういう事を、やっぱり今、考えないと、中々こういう状態のまま、何年経っても、同じようなことを繰り返して行って、言えば、無駄なお金を投入して、お金がですね、毎年費やされていくという結果になるんじゃないかと思うんです。そういう事で、県にも、何とか、この頭数を減らすということ。だた、それも、いくら。じゃあ、今、500頭獲っているのをね、やはり、この地域においては、例えば、この3年間で5,000頭なら、5,000頭ぐらい獲るとか、駆除するとかですね、1つの目標をきちっと出していただいて、それに対して、じゃあ、そのためには、どういう体制で、その駆除をするのか、その駆除をしていただくには、その経費をどうするのかということですね、きちっと方針が決めないと、今、ただ、町としても、じゃあ今1万円で大変なんで、じゃあ2万円出しますからというような形だけをとってもね、それは佐用町だけでやっても、その実際の駆除する数は、現状から見て、そんなに能力的に、たくさん駆除ができるというような体制もありませ

んし、余所から、どんどん入ってくれば、それ同じことになってしまいますしね、ですから、そういう事で、できるだけ早く県にも、実際の現状を踏まえた上で、これまでの対策をしたことの実績から見てですね、今後の対策というのに対して、方針を早く一緒に出していただいて、一緒に、また次の対策に取り組んでいきたいというのが現状です。その段階で方針が決まれば、私は、町としても、その駆除に対する経費等についてもね、町も応分の負担は、当然考えて、効果があることについては、考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 非常に個体数のですね、ことが、非常に問題になってきておるわけですが、本当に猟師さんの方々に、色々とお聞きしますとですね、昼間でも獲れることは、いくらでも獲れるというのは、現実なんです。ただしながら、その猟銃法に基づいて昼どこそこの方では発砲できないとか、色々な形のものがあるわけです。その当りの法の改正までとは行かなくともですね、県内における、そういった特別捕獲の方法ということも検討ができないのかなと。一箇所、相当集中しておるものを、一網打尽によって獲れることも可能であります。そのような1地域を指定して、昼でも夜でも、そこで発砲はできるという形の法改正がですね、若干許することであればですね、捕獲数については、問題ないというようなことも猟師の方も聞きますけれども、それが果たして、我が町内だけのことで、できるのか、できないのかと、これは非常に問題があるかと思えます。いずれにしても、佐用郡が、今これだけ苦労しながら、苦慮しながら、こういった事で苦しんでおるといふ百姓の姿を見た時にですね、非常に辛い思いがいたしております。私がおる久崎においてもですね、今年、久崎の中まで昨年から猪が出て来ております。そのような事で、今年色々な形の中で、鉄柵を昨日終わりました。終わりましたけれども、久崎の地形からしますとですね、7箇所ぐらいが国道なり県道なり橋なりというような格好の中で、開いておるところであります。だから、いくら柵をしてもですね、どこからでも入って来れます。しかしながら、入ってくるということよりも、とにかく柵をして入らないようにというのみですね、願いが叶っておるわけですが、効果はいかほどなものかなというように、私自身も思っておるわけです。いずれにしても、佐用郡内、旧町単位から、色々柵をしている中で、もう既に老朽化しておるもの。それから既に網だけでは仕方がないと。鉄柵でもどうかと言われるような荒らし方の中ですね、本当に捕獲ということが一番に問題になってきます。捕獲さえすればですね、今、先ほど町長、各県外から確かに入ってくる、これは事実であります。山が繋がっているわけですから。正しながら、郡内であちこちで、火薬の臭いなり、そういった発砲することによって駆除することによって、多少なりともですね、今の数の半数ぐらいは、減ったとしてもですね、まだ町長言われるように何千頭いるか分からないという状況の中ですね、今、佐用郡が占めておる500頭、600頭の鹿、猪がですね、倍になって1,200頭になったとしてもですね、相当、百姓とすれば楽な面が若干出てくるのではないかと、このように素人ながらに考えておるわけです。19年度の、そういった各集落からの申し出というものが、いかほどあるのか、昨年18年度は23集落というなかで、非常に1,000何百万という金の補助を出しておると。県と町と、それから自分達関係者の中からの金額でありますけれども、相当の

金が出ておる中で、効果が表れていないということになりますと、本当に、もっともっと真剣に考えなければなりません。そのような事は、先ほど、町長からもお聞きしておりますけれども、本当に、この獺ということに対して、国県の方に、もっともっと強く働きかけていけないとですね、佐用郡は崩壊するのではないかなと。ましてや、こういう少子高齢化の中で、本当に山奥の方については、本当に荒廃しておる田地で、田畑であります。そのような中で、昨年も長谷地区にですね、熊というものが出て来ております。我々熊というような物については、見たことありません。山で遭ったことありません。昨年も、私笑い話でありますけれども、このような今の時期で、松茸が1本でもないかなということと山へ入ろうとして、そやけど熊怖いなということのなかで、本当に笑い話ですけれども、自分の斧(よき)を斧を磨ぎましてですね、よく切れるようにして持って行った思いがあります。出てくれば、立ち上がったところをぶち込んでやろうという気持ちですね、本当に、笑い話ですよ。熊にまたがり、お馬の稽古です。本当に、そういうこともあり得るわけなんで、ちなみに昨年、長谷で獲られた熊の単価、相当お金が高く支払されております。ビックリします。7万何がしの金が1頭捕獲するために要っております。そのようなことで、我々本当に人間が生活する上に対して、まして、こういう田舎の中で、いろんな動物愛護等々のことも理解はできませんけれども、その理解は、本当に私は理解できません。やっぱり私達は、佐用郡の一員として、人間の一員として、やっぱりこのようなことの被害を出さない、被害の起こらない町にしていく。また農産物の出荷を、それしか、我々生活にないわけです。やっぱり、農作物を育てて、それを富を得ながら生活するのが、こういった田舎であります。この上に立って、町長もですね、より県、上部の方に、働きをしていただき、また郡内における、我々百姓農民に対してもですね、そのようなことをきっちり説明をされるなかで、色々とお願ひしたいなど。先ほど、敏森議員の中にも出ておりましたけれども、そういった共済というものについても、どんどん、それはしなければなりません。私は、共済よりも捕獲と。まず捕獲しなければ、共済は要りません。猪が、鹿が出なければ、被害に遭わなければ、そういった物は要らないわけなんで、そのようなことの中で、今後、町長については大変だと思いますけれども、我々も支援したいと思っております。上部団体への、そういったひとつの働きを、より強く求めて、私の拙い一般質問を終わりたいと思います。以上です。

議長(西岡 正君) それでは、お諮りします。昼食の為に午後1時まで休憩したいと思います。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。午後1時から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前11時47分 休憩

午後01時00分 再開

議長(西岡 正君) それでは、休憩を解き再開をいたします。休憩前に引き続きまして一般質問を行います。
石黒永剛君の発言を許可いたします。

〔15番 石黒永剛君 登壇〕

15 番（石黒永剛君） 失礼します。15 番、石黒です。この夏は本当に暑い毎日でした。京都の夏は、祇園祭りで夏を迎え、京都五山の送り火で夏が終わると言われます。送り火の夜は、大文字の字をコップに映して合掌する習わしがあるそうです。大文字に火が入ると同時に、京都の大文字山の麓は、町屋の火が1つ1つと消えて行くそうです。その時間帯は、市街地の明るさは、通常の60パーセントから80パーセントとなり、夜空の明るさは60から65パーセントにまで落ちるといふ報告があります。町の光の総量を減らすだけで、夜空が暗くなった実際例でもあります。都市部では、本当の夜空が無くなったと言われます。私は、釣りを趣味としていますが、淡路島で見る夜の星の数と佐用町で見る星の数とは比べようもありません。申すまでもなく、佐用町の方が、ずっと多い星の瞬きがあります。旧佐用町は、1988年昭和63年から環境庁が実施しているスターウォッチングの結果において、星空の街の全国108市町村に選ばれました。これは環境庁主導の星空の街、あおぞらの街、全国大会が結成され、大気環境の保全に対する意識向上と郷土の環境を活かした地域お越しの推進が目的とされており、その活動展開は、当時108市町村、平成7年4月1日現在の加入地方団体は316団体となっているようです。毎年加入団体で構成する星空の街、あおぞらの街、全国協議会の主催が、本年度も予定されているそうです。その目的と意義を実践発表により再確認されており、大気環境が保全されているかどうか、その大気の汚染度、変化を観測される星の数によって測定しております。数多い星の瞬きを毎年子ども達の参加も得てスターウォッチングが開催され、1988年に実施された佐用町の夜空の星座の星の数から、佐用町は大気が澄み、素晴らしい星空の景観があると評価されたわけであり、佐用町で守ることが困難であっても、守る環境があることは、誇りとしなければならないと考えます。環境庁による光害対策ガイドラインが策定され、公害とのとの区別をすることから、一般的に光害と呼ばれ、用語の名付けは天文学者だと伺っております。佐用町の持つ、その素晴らしい環境、星空の景観をいつの時代までもという思いと、環境保全の情報発信の町としてありたいという思いから、光害について、今回の質問をいたします。その1つとして、町の明るさの現状及び変化の把握、認識と照明の効果、その害をお尋ねいたします。続いて、兵庫県が条例制定を行いました。兵庫県景観条例に関する質問になりますが、この中に星空景観形成地域が指定できるとあります。町長が、はからなければならない必要性を求めた時、町長は、その指定を知事宛へ要請できると条例にありますが、その必要性を認め、佐用町は、形成地域となっております。個人的見解ではありますが、行政が関与する街路灯、ナイター照明は、それにあった、対処はされていますが、企業が関係する照明は星空景観照明基準として問題となる光源はありませんか。お尋ねいたします。続いて、岡山県は、光害に関しては、先進地だと評価されております。今は、合併によって井原市となっておりますが、星の伝説の多くを伝える美星町という町があります。そして、また天文台があります。当時町立天文台建設以前に条例を民間主導で制定したと聞き及んでいますが、行政発議で条例制定または宣言を行い、光害から環境を保全するとする、しなければならない立場から業者、町民の意識づけを、条例制定、宣言によって考えてはいかかでしょうか。ご答弁願いたいと思います。続いて、木造音楽堂スピカホールは、佐用町で開催された第3回あおぞらの街、星空の街、全国大会の主会場として使用されました。星の都のネーミングを持って、町の活性化を図った、あおぞらの街、星空の街のその後はどうなっていますか。お尋ねいたします。続いて、農業用水路の現状から質問いたします。私の住む周辺は、佐用町においても、市街地化が進み、農地の農地外転用が多くなりました。かつての水田耕作をしていた時の水路管理が本当に難しくなっている現状があります。そういった観点より現状を確認され、把握されていると思いますが、用水路管理者から何らかの要望はあったと思いますが、あったでしょうか。

今後も、こういった問題も多くなると思います。今後の方針をお尋ねし、この場の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石黒議員からの光害についてのご質問にお答をさせていただきます。

まず1つ目の佐用町の光エネルギーの現状及び変化をどのように認識しているか、また照明の効用及び害についてというご質問ですが、近年、様々な産業施設等の立地により夜間照明、夜の光の状況は大きく変わりつつあると思います。地球規模から見ても、人工衛星から見た地球の様子は、先進国と言われる地域は、不夜城のような状況で、日本列島におきましても、列島そのものがですね、地球の中の照明のような、その明るさを放っている現状であります。また、私達の佐用町の地域の、この環境をとらえて見て、現在天文台公園の調査において、最も明るい光害は、南東部の姫路周辺の明かりで、周辺市町と播磨科学公園都市との光害状況については、追加調査を実施して周辺市町や県へ、今後改善を求めていく必要があるのではないかとこのように考えております。天文台周辺地域の状況としては、県の星空景観形成地域の指定後、町内のグラウンド照明の器具を交換したこと等により、以前より状況は改善されているように思いますが、各々の施設からの光の漏れが完全に解消されたわけではなく、佐用インター周辺や吉福の大型商業施設等、それぞれの、いろんな施設からの明かり、更に現在建設中の姫取線のジャンクション照明など夜空への光の漏れが増えてるように思っております。暗闇での照明は、人間生活の営みに欠かせないものであり、人の心を和ませ、勇気づけ、夜道の安全を確保し、生活を豊かにしてきました。その一方で光の使い方を間違えれば光害となるわけですが、その定義といたしましては、環境庁発行の「光害対策ガイドライン」には、「良好な照明環境の形成が、漏れた光によって阻害されている状況、又は、それによる悪影響を「光害」と定義するとありますが、それに加えて、現在では、地球温暖化防止の観点からも、エネルギー消費の面から無駄な照明を削減するよう、減らしていく必要があるというふうに考えております。具体的な害としては、動植物など生態系への影響のみならず、人間生活の様々な分野にも影響を与えています。美しい星空が台無しになるというだけでなく、天文観測に対する影響、街路灯が屋内まで強く差し込むことによる安眠の妨害や自動車の運転手に、まぶしさを与え交通に影響を及ぼすなどが考えられます。いずれにしましても必要以上の明るすぎる光また生活空間だけでなく、夜空にまで放たれる光、また必要以上に無駄な光を漏らすことは、貴重な資源を使った無駄使いとなり、先ほど申しましたように、現在地球規模で懸念されている温暖化現象を更に加速させていく大きな要因になると思われまので、今後改善をしていかなきゃいけないというふうに見解を持っているところであります。次に、佐用町は県の景観形成条例で定められている照明基準に照らして問題の光はないかと言うご質問でございますが、現在、市街地で出店される店舗等の照明につきましては、建築確認申請の段階で全て県条例による照明基準をクリアするため、県民局のまちづくり課の指導を受けなければならなくなっております。また、確認申請を要しない地域での店舗や一般住宅等の照明器具については、住民の方々の意識に委ねざるを得ない状況となっておりますが、現在のところ星空景観に大きく影響をおよぼす光の害はおおむね抑制できていると思われまますが、先ほど述べましたように、依然として佐用インター周辺や吉福なり町内の大型商業施設等の明かりが広がっているような状況でありますので、この点、今

後の課題として取り組んで考えていかなければならないと思います。続いて、岡山県美星町で、全国で一早 1989 年に美しい星空を守る光害防止条例を制定し、現在は市町合併によって井原市として市民への意識啓発を行っておられるものと思っておりますが、佐用町も独自の防止条例の制定や宣言を行い事業者や住民への意識付けを行ってはどうかというご質問であります。佐用町では、平成 2 年 4 月の西はりま天文台公園のオープン当初から美しい星空を守っていただくために、上空に光が漏れない工夫を分かりやすく照会したパンフレットを全戸に配布すると共にスターウォッチングを各集落や校区単位で取り組んでいただくなど意識啓発に努めてまいりました。しかし、現状の住民意識としては十分に浸透しているとは言えない状況で、佐用町全域での新たな取り組みが必要ではないかというふうに考えています。そこで、兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき「星空景観形成地域」に指定される中、新たな展開を図るため「星空のあるまちづくり推進協議会」が昨年 12 月に県民局のまちづくり課を事務局として設立をされました。今後は、この協議会を核に地域住民と一体となり美しい星空が見える環境の創造保全を図りながら、地球環境を守ることなどを目的として、更なる啓発活動を展開していきたいというふうに考えています。なお、本年 11 月 23 日には、文化情報センターで「星空のあるまちづくり推進協議会」主催の啓発イベント「星空のあるまちづくりフォーラム」が開催される予定となっております。この機会に広く町民のみなさまへの啓発とご参加くださることを期待するところでございます。次に、星空の街・あおぞらの街について、その後の状況についてのご質問ですが、佐用町では、ご質問のとおり 1991 年、平成 3 年 11 月に第 3 回の星空の街・あおぞらの街全国大会を開催してから 16 年が過ぎようとしております。その後、星空の街に選定された全国 108 の市町村が母体となり、平成 5 年に全国協議会が設置され、環境保全の取り組みに賛同される地方公共団体の加入により年々増加して、現在は全国の 316 団体で組織をされております。本年度は、9 月 29 日 30 日に第 19 回の星空の街・あおぞらの街の全国大会が長野県の松本市で開催される予定となっております。現在も組織としては徐々に大きくなりつつ継続されている状況でございます。次に、農業用水路についてのご質問でございますが、実栗地区周辺の用排水路につきましては、6 月の豪雨の時に、自治会長さんから水路が詰まり、水田が冠水しているとの連絡が入り、現地確認を行ったところでありますが、状況からいたしますと、関係者での維持管理をすれば冠水は防げたものと考えており、その旨、自治会長さんに返事をお返しております。農業用水路の管理は受益者が行っていただくものであり、農業用排水として不要になっても周辺宅地等土地の雨水排水機能もありますので、地域全体での維持管理を今後は、考えていかなければならないというふうに思います。状況にもよりますが、それぞれまた、個々の問題に対して、自治会長さん等、十分に協議をさせていただいて、今後の管理を行っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） お答えいただいたことを、一つひとつも思っている言葉も入っていったらと思って、同意を覚えます。しかし、色々とお見解それからありたいというような言葉があったと思いますけども、確かな実行の程お願いしておきたいと思っております。今般、光害の規制、これは生活安全の見地から配慮されたものでありたいと思っております。で、ここでは、今回は、過ぎた明かり、漏れ、光というような言葉が使われております。漏れ光について

限定した質問を少し進めていっていきたいと思います。私達の住む佐用町の明かりは随分と明るくなったと。それについても、町長、町当局が把握されているとおりに思います。しかしながら、やはり、先ほどお話になっておいたスーパー、それから量販店の明かり、これは全く対応がとれてないというようなことを考える時に、これは当然、以前も、この質問をいたしましたけれども、更に、もう一度してみたいなと思ったことが今回の元であります。自動販売機の明かりも非常に明るいと思いますし、それから人家が増えたということによって、また、一つひとつの光が合うことによって、比べようもなく大きくなっているんだと思います。先ほど、おっしゃいましたように、宇宙から見る地球の光は、非常に明るく輝いております。そして、それも、発展途上国というよりも、むしろ文明国、先進地の明るさっていうものは、本当に比べようもないというような事例も見て参りました。日本海に浮かぶ異彩というようなもんも非常に鮮明に出ておったように思います。まあ、そういった事から質問をいたしますけども、1988年、今から19年前になります。当時、佐用町が星空の街という形、そしてその時に、スターウォッチングをされた結果が星空の街、あおぞらの街の指定であったというようなことから、この天文台開設にあたっては、開設当初から黒田前公園長は携わっておられます。当時から今を見てどう思われますか。先ほど、美星町の綾仁台長ご存知やと思いますけども、お話させていただきました。前、以前にお伺いした時には、瀬戸地方、倉敷、福山、岡山、この辺の明かりが非常に明るくなったというような変化を話されておりました。そして先般お尋ねした時には、どうですかという話をすれば、昨日、今日は変わりはないと。しかし、時間は経ることによって、明かりは相当変わっておりますというような答弁をいただきました。お話がありました。恐らく佐用町も、こういう答弁が帰ってくるのではないだろうか。実際に数値で佐用町の夜空をご説明いただきたいと思います。

〔町長「台長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、台長、答弁願います。

天文台公園長（黒田武彦君） その前に石黒議員にお答えをしておきますけれども、前公園長じゃなくて、現公園長でございますので、よろしく願いいたします。夜空の状況はですね、やはり、随分変わって来ているといえますものの、今、数値で表すようにというお答、ご質問でしたけれども、数値では、そんなに変わってないんです。と言うのは、環境省がやっております、この星空ウォッチングはですね、スターウォッチングの場合は、頭の真上、天頂付近のですね、1平方秒の空の明るさを測定するという事で、全国の都市を比較しております、この佐用町は大体21.5等という数値が、開設当初とほとんど変わっておりません。ただ、地平線近くของですね、都市光に影響を受けているというのが実態でございます、先ほども答弁の中に、町長の答弁の中にありましたように、姫路方面つまり国道179号線沿いですか、この方向が非常に明るくなっているというのが、実態です。先ほど来、316地方自治体が、星空の街、あおぞらの街に加入しているわけですが、よく調べて見ますと、兵庫県の場合、この播磨地域で、その加盟している自治体は、2つしかありません、佐用町と加古川市のみなんです。あとの姫路市をはじめとするたつの市等々もですね、この近隣一切加入しておりませんので、私どもとしましては、そういう地方自治体にも、加入を促進するような運動を進めながら、周辺も含めて暗くしていただくという努力をしまいたいと思っております。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永綱君。

15 番（石黒永剛君） スターウォッチングという言葉があります。まあ、継続的に行われると思うんですけども、私ども、中々この横文字というよりも、カタカナ語が弱うございます。スターウォッチングについて、詳しく説明いただきたいと思います。現天文台長いえ、公園長。

議長（西岡 正君） はい、天文台公園長。

天文台公園長(黒田武彦君) この環境省が進めてまいりますスターウォッチングというのは、いわゆる星空観察事業ということで、先ほど来、石黒議員もおっしゃいましたように、本来は、大気の保全、大気状況を調べるところに根幹があるんですけども、人々に少しでも興味関心を持っていただくということで、その星の数を数えることによって、できるだけたくさんの方に参加をしていただくという取り組みでございます。で、冬と夏に、実は実施されておりまして、冬は、昴の星々を数える。それから夏は、琴座の一角の三角形の中の星を数えるというような事で、実際は、住民参加が促されているわけですけども、先ほど申し上げました、計量的な、つまり何等まで夜空が暗いかとか、明るいかという測定はですね、写真によって実は行っております。以上でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。今回、私の質問事項は、なるべく天文台公園の意見をいただかないように願望があったんです。この私の質問原稿の草案は何課で書いていただきました。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 主に、まちづくり課の方が担当しております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） はい、はい、すいません。私は、この光害は、公害であるというような定義も今出て来ておると思うんです。従ってまちづくり課が、公害も担当されるわけ

ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 光害、それが実質公害ということであればね、住民課ということになるんですけども、やはり、このこれまで佐用町としても、星空の街、あおぞらの街というような、星空の街ということですね、そういう天文台公園が1つの佐用町の大きな象徴施設として、観光の面からもね、いろんな面から、この取り組んで来た観点から見て、やはり、まずは、今後の展開としても、この公害防止、県が取り組んでおりました、この星空景観地域の指定後の、こういう、その観点、中からシンポジウムをやろうとか、住民参加をして、まちづくりにつなげていこうという取り組みをしておりますのでね、そういう観点から、まちづくり課というものが、まず考えていって、一つひとつのまた、具体的な公害という問題に限定されてくれば、住民課も、それに加わっていくという形になるかと思えます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） まちづくりの関係からということで、了解いたしました。俳句の季語にね、桜守という花守という言葉が、教育長あると思うんです。これは、桜の花の番人という意味で、桜の木を育てる人達のことを花守という言葉を使っております。で、先日、少し私、ちょっと福井県の方に行ってまいりました。そして、福井市だったかな、あの新聞を見ておりますとね、地域の皆さんが、自主的に川を守っておられる。川守と言うそうです。それから、道を守る道守というような活動の記載がありました。おもしろいなと思いました。佐用町も、光守、公害モニターというものを考えてはどうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔石黒君「まちづくり課でもよろしいです」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうご提言です。やはり、それぞれにですね、感心を持って、そういう気持ちを、やはり皆が持っていただくという、そういう事が、まず大事だと思います。決して、これだけ広いですね、この環境という中で、1人なり2人の職員なり担当者が、何々守りというような形の役職を持つということのでは、これでは、実際の活動、成果はあがらないと思いますのでね、やはり、石黒議員もお話いただいているのは、そういう気持ちを、自分達が守っていくんだと。守るということですね、地域の皆さん、町民皆が、やっぱり、持とうということでのお話ではないかと思えますので、そういう受け止め方をさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 持っていただくという言葉がありました。その手法があればね、ただ単に、後にもふれますけど、他所の町とは違うと思うんですよ。私達の、この佐用の町が大気保全に取り組まないといけない姿勢はね。それから、持っていただくという手法も、少し考えてみていただければなと、まあ、くどくは述べません。それから、環境に優しい照明という言葉が、先ほど使われておりました。景観や周辺環境に十分な配慮がされた照明の状況を言いますけども、こういった定義で、よく観察すると、まだまだあると思うんですよ。台長は、観測者として、今町長答弁の中にあつた以上に、以外にこうあつて欲しいという願望はあつてもいいと思うんです。あれば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） 天文台公園長。

15 番（石黒永剛君） 台長じゃない、公園長です。

天文台公園長（黒田武彦君） 照明っていうのは、先ほど来、お話の中に出て来ておりますように、やはり、生活を潤す、1つの大きな要素であると思っています。ですから、むやみに、その町を暗くするという事は、私ども、うたえておりませんし、ただ、空に普通以上の明かりを放出するという事は、資源の無駄遣いにもなりますから、それは、是非止めよう。これは、星が見えなくなるっていうことだけじゃなくって、町長答弁でもございましたように、これは、資源の無駄遣いになるという観点からも、理解が得られると思うんですよ。ですから、照明そのものは、傘を付けねばですね、空に光が当たらないので、一番手っ取り早いのは、傘を付けるということだろうと思っています。それから、例えば、専門的な見地になりますけれども、ハワイ島っていう所は、世界の13の国から大型の望遠鏡が設置されているんですけども、ハワイ島全島あげてですね、低圧ナトリウムランプの点灯をします。これは、町が、確かに、美しい町なんじゃなくって、黄色い町並みになってしまいますので、それは住民のですね、島民のいろんな理解があつてこそその問題なんですけれども、少なくとも、傘を付けねば、まずまず問題がないというふうに私は、思っています。ですから今回、11月のフォーラムにおきましてもですね、できるだけ、その明かりを消せということではなくって、資源の無駄使いを中心にお考えをいただくと、そういうフォーラムになればなというふうに思っています。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 11月フォーラムについて、もう少し詳しくご説明をいただけませんか。

議長（西岡 正君） 天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） まだ、具体的にはですね、伺っていないんですが、西播磨県民

局が主導で動いておりますので、大まかなところは、まちづくり課の方もお話を伺ってるかと思いますが、まちづくり課長さん。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 答弁させていただきます。11月の23日に星空のある街づくりフォーラムというのを予定されております。場所につきましては、佐用の文化情報センターでやります。その中で県民局長等も一緒いただいて、挨拶いただいて、基調講演につきましては、永田萌さんをお願いする予定のようです。それで、シンポジウムが3時30分からありますけども、その中に、光害の分野であるとか天文観測分野につきましては、黒田園長さん、それから地域づくりの分野、学生、行政分野ということで、町長にも出ていただきますけども、そういう事で、シンポジウムをして、後星空観測等を行うということでございます。それで、この分につきましては、先ほどありました、星空景観の形成地域に指定をされておりますので、そういうことを大事にしていこうという事で、それを新町も合併しておりますので、その中で全町に広げた中で、「ひと まち 自然がきらめく共生の郷 佐用」というのを、まちづくりの目標にしておりますので、色々協議会なり住民組織の中で、ひそやかな光というものか、そういうものを大事にした地域づくりということで、啓発をさせていただこうということで、対象につきましては、佐用町民の方々、それから中学校の生徒さんなりが、学校関係等も予定をされておるようです。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） この星空のある街と、それからあおぞらの街、星空の街、いや、星空のまち、あおぞらの街と、どのように違うんですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これ環境庁がですね、こういう活動をする段階において、やはりまずは、自然環境という観点で、星空においても、青空においても、まず空気が澄んで綺麗な、そういう環境を、これから守り、また作っていく、取り戻していこうという活動なんですね。ですから、この加入している所、全国300いくつ加入してますけども、かなり兵庫県でも加古川市が入っているように、その工業地帯と言われるような都市部、非常にこれまで、日本の工業化によってですね、空気の汚染、いろんな公害、空気汚染による公害問題が起きたような地域ですね、そういう所がかなり入っております。要するに、夜と昼でも同じことで、それを繰り返していくわけで、何も変わりはないんですけども、やはり地域の、都市での、また排ガスとかですね、空気の汚れ、そういうものを綺麗にしていくことによって、星は綺麗に見えるし、また青空も綺麗に見えるということですので、決して、星空が綺麗な所だけ、暗い所だけを対象にしたものでもありませんし、そのことだけを目的にね、この運動をしているわけではありません。ですから、星が綺麗に見えるとい

うことは、自然の環境が綺麗で、また、それが人間にとっても、非常に健康的であるということが最終目的であります。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） どちらも変わりがないというようなふうに捉えてもいいように思いました。星空の街、あおぞらの街、星空の街、あおぞらの街で、で、まあ佐用町が町おこしをして来た経緯がありますね。この、その取り組みというものは、合併によって消滅してしまったということでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 石黒議員も充分分かっていただいていると思うんですけども、佐用町で取り組んだ、星空の街ということの、佐用町としてのまちづくりも、決して、元々、星が綺麗に見えるだけが目的ではありませんし、そういう施設を作ったり、星空の観測をしたり、そういうことだけを目的にしたものでは、決してありません。1つの自然が守り、この環境を守っていこうと、そういう中から、この住み良い街を作っていこうという、まちづくりのキャッチフレーズだったわけです。ですから、この事は、合併後のですね、このまちづくりにも謳ってありますように、充分、そのことを活かした中でね、これは、もう普遍的なものであって、何も、町が変わった、名前が変わったからって、変わるものではないという観点で、考えていただければいいと思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 間違いなくそのとおりだと思います。澄んだ大気の下に、素晴らしい星空の景観があるということ。これはね、放っておけば、年々悪くなると思うんですよ。これは、私の今日の提言は、今の現状は、確かに、何ら問題はないと。しかし、対応すべきものには、対応しておるというような形です。しかし、放っておけば悪くなる。先ほど、おっしゃったように、星空のある街も、星空の街、あおぞらの街も、これ一緒だと思うんです。名前が変わっても。まちづくりのネーミングに使ったと、そのとおりだと思います。しかし、今、ここで、何らかの手を打っておかなければ、益々悪くなっていくことは、事実だと思うんですよ。その努力をどのような形でされますか。していただけますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、別に佐用町だけが問題ではないんですけども、しかし、佐用町には、この西はりま天文台公園、そして「なゆた」というですね、世界的な望遠鏡もある。これが地域、その他の地域とは全く違うところです。だから、そういう施設をですね、やはり、まちづくりの大きな力として、こう活用していくためには、まず佐用町としては、じゃあ、どうするのかと。また別の問題としてね、そこは、県にも、こういう景観形成地域という指定を、これにさせていただいたということも、1つの方向、取り組みであ

り、又そのことをですね、この町民の皆さん、地域の周辺の皆さんにも、もっと理解していただくということでの、こういうシンポジウムもやっていこうと。そういう中からね、やはり、地域の皆さん方が、この問題に自発的にも、やっぱり理解をしていただいて協力をいただけるような、やっぱり形を作っていかなきゃいけない。だから、それには、まあ自主的な協力と同時に、やはり、今1つの規制としてもですね、建築基準法に基づき、建築届けの段階でも、そういう照明に対するですね、いろんな指導もしているわけです。後、これを現在の既設の照明とか、そういう問題についても、こういうシンポジウムなりの住民の基本的な理解を得ながら、同時に働きかけて行く。最終的には規制をしていくという段階になろうかと思えますけども、最初からね、規制をして、法的に条例で、全部決めて、それに従ってもらいたいというような考え方では、やっぱり長い間の、この町民の理解というのは、中々得られないのではないかと考えておりますのでね、そういう取り組みを、今やっているということのご理解、また、これを続けていこうということのご協力をお願いしたいと思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） はい、その一歩であるというように捉えさせていただきます。法によって縛るということは簡単なことやと思うんですよ。しかし、法に従わないものをというものに、非常にいろんな事で悩みを持っておりますけども、そういったものがあるというような事も考えていただきたいと思います。この素晴らしい夜空を大切にしなければならぬという1つの取り組みの事例をご用意させていただきたいと思います。それは、今は鳥取市になりましたけれども、佐治町の取り組みです。ここは、拘束力がありませんけれども、佐治、今は町です。かつての佐治村ですね。自治会が発議で、佐治町の美しい自然と星空を守る宣言を自治会が行ってます。これは、やはり大切にしなければならぬという、拘束力もありませんけれども、地域の熱い思いだと思います。先日この佐治のアストロパークに寄せていただいて、副所長の方とお話させていただきました。私達は、決して一番を望まない。一番は、西はりま天文台公園でよろしいと。私達は、2番を狙いますと。おっしゃってました。この町は合併して、佐治村は、人口の関係で鳥取市の議会に議員が送られないそうです。従って、この天文台の運営については、関係のない市議の皆さんが協議されているというようなことも、私述べれば、こういう、今日ちょっと持ってませんけれども、思いで宣言をされてますというような宣言文を見せていただきました。そこにね、自治会が行ったというところに、熱い思いが、このアストロパークにあると思うんですよ。で、その後、入園者はどうですかと聞けば、増えましたとおっしゃってました。そして、フロアーには、この光害に関する資料もたくさん掲示されてました。佐用町天文台公園が配布したと思われる、光公害って何とあったと思うんですけども、間違っておるかも分かりません。それも貼ってありました。この光害について、地域社会が、ここまで思いをめぐらせておるというようなことから、私自身も啓蒙、意識高揚の為にも、宣言はどうでしょうかというお尋ねをしたわけです。まあ、あまり、そういうことについての、熱い思いも見受けられなかったと思います。それで、天文台の皆さんの研究というものは、今、テレビ等で、非常に高く評価されておりますし、この16日にも取材があるように聞いております。で、私は、研究者と同時に観測者、ジャッジをされてもいいと思うんです。周辺自治体の変化。ですから姫路、それから周辺の夜空の明るさですね、そういったものや、やはり、町が生活に不便を来すような、生活安全に問題のあるよう

なことは困りますけれども、でき得る限りの光に対する認識というような取り組み、そして大気の状態というものを、もう少し全国に発信していただくような、その大気環境保全という姿から、先駆者になっていただきたい。そしてまた、警鐘も鳴らしていただきたいなという思いも、1つお伝えしておきたいと思います。議長、それから最後になりますけれども、この一般質問に関して、今日の答弁も同じです。含みます。それから、研修に、先般、研修して参りました。その事に、少し関連して話を進めさせていただきたいと思えますけれども、お許し願いたいと思います。私は、今回の質問に対して、久しぶりに美星町と佐治町に行っていました。そして、今、こうして述べる質問も、そこから得た知恵と知識があります。前旧佐用町議会において、このテーマで一般質問をいたしております。私は、自分の一般質問を議事録とテープで保存しております。いつものことですが、質問が重なる場合は、そのテープを起し、議事録を読んでおります。そこで、感じたことですけれども、私達は、ない知恵。そしてまた、言葉を選んで、こういった場に立っております。皆さん方から見れば、非常にたわいもないジャレ事になるかも分かりません。しかし、精一杯議員はやっております。その質問に対して、当局の質問が、その場限りであるという事が、多々ありますよ。これ。この現状について、1つまた、答弁はよろしいから、考えていただきたいと思えます。私は、青少年健全育成、先ほども、町長、おっしゃって参りました。星の都づくり生活安全条例の制定と、この佐用町の遷り変わり、いろんな活動で携わってまいりもし、活動もしてまいりました。そのことから振り返って見ますと、担当職員の専門的な力量不足、更に、資質、情熱などによって、その皆が、大きく変化し、伸びもし、縮んでしまうような状況もあります。また、合併によって、職員の交流が進み、職員格差が見られております。先般、痛切に感じることもありました。問題点を捉えて研究し、絶えず努力している職員のみなさんは、本当に向上し、結果も出されております。そういうところから考えますと、今、私達のこの佐用町の命題は、協働のまちづくりです。住民自らが、これに参加し、住民自治のまちづくりを目指しておりますけれども、この場に居る私達議員、そして、町職員の民さん、全てが、この問題の命題として取り組まなければならない。そして、その結果において町民、住民の皆さんの協力を得て、理想とするべき、そのまちづくりができるように、私は、思っております。先般、私達議会議員も、私が申すことじゃございませんけれども、追って関係委員長のまとめによる、手によるまとめが配布されると思えますけれども、本当にいい研修を行ってまいりました。小千谷市のことです。よもや、町長さん、議員の民さんが、作業服でおみえになるとは思わなかったという歓迎をいただいた事も町長はご存知だと思いますし、で、その時の資料を私見ますと、4月からこちらに、27市町村が、研修に行っておられます。ですから、私達の、その作業服の研修は、非常に印象深かったものだと思っております。今でなければ見られない研修であったと思っております。今、私達が取り組んでいる、まちづくりは、まちづくり課のみのものではないと思っております。どうか、最後に少し、横道にそれましたけれども、今回敢えて議長にお許しをこい、質問した本意を酌んでいただきたいと思えます。ひとつ、この用水路の質問がありますけれども、ご答えいただきましたこと以上のことも、私も、申し上げるものが持っておりません。少し時間を残しますけれども、これで、私の時間は、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、続いて、2番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番、新田でございます。先ほど、石黒議員から私も同感のような

感じを受けたことがありますので、ちょっと余分になるかも分かりませんが、その言葉を発して一般質問に入りたいと思います。何故かと言いますと、旧三日月町時代から、ごみ処理施設につきましては、数回にわたって質問を迫りました。新佐用町になってからでも、3回目だと思います。相当、その最初からの質問から比べましたら、内容が変わってきております。その都度、その都度、場当たりの答弁をされて、実際は、知らない内にどんどんどんどん、変わってきていると。本当にこう、嘆かわしいと言うのか、不信感を持つというのか、非常にこう残念に思っております。これからは、仮にも、今辞められましたけれども、山口町長であれ、それからバトンタッチされた庵途町長であれ、やはり答弁はきちっとしていただいて、最初から計画された物は、やはり、きちっとこう、進めて行って参って欲しいと、かように思います。しつこいようですが、また循環型社会拠点施設についてお伺いをしたいと思います。

項目目ですけれども、三ツ尾地区に大型ごみ処理施設をするにあたり、周辺整備集落の会議の中で、いろんな要望があったと思いますが、現在何件くらい実施計画をされているのか、町長にお伺いしたいと思います。

項目目ですが、周辺整備についてですが、パッカー車及び工事用車両の進入路について、平成17年の12月に庵途町長に一般質問しましたが、その時、町長は、具体的に検討はしていないと答弁がありました。実は、平成17年の6月には検討され、平成18年の3月には、循環型社会拠点施設整備基本計画が出ております。平成17年の12月に具体的な計画はないと答弁されたのは、何故か。平成18年の3月に、図面入りで配布されたのは、僅か2ヶ月で検討され、製本ができたのか、町長にお伺いします。

番目ですが、周辺集落の人から、色々相談を受けますが、当初計画とは違い、三原神社の約100メートルか150メートル付近から工事用車両の進入はできると聞いておりますが、それは本当でしょうか。町長にお伺いします。

件目ですが、調整池の件ですが、地元の話では、造成地のすぐ下の所にできるそうなんですけど、何とか入口近くで、計画してもらいたい。貯水も兼ね備えた調整池ダムにして欲しい、地球の温暖化により水不足が懸念されるので、地元から是非お願いしたいと聞いておりますが、計画変更はないのでしょうか。今は、まだ計画されていないのであれば、是非計画していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長にお伺いをいたします。

点目ですが、焼却施設は、多分ガス化熔融炉であると思いますが、簡単にメリット・デメリット、他市町で使用されているのであれば、ストーカー炉、電気炉との、なぜガス化熔融炉なのか説明をお願いしたいと思います。

この場での質問は、これで終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、新田議員から、これまでのご質問に対してですね、答弁が、その場限りのように感じられて、変わっているというふうに、非常に、お叱りも、今お受けいたしましたけれども、私といたしましては、この循環型社会拠点施設、広域的な事業として、現在は、3市2町というですね、それぞれの関係市町と一緒に組合を作って実施をしております。そういう中で、非常に大きな本当に大変な事業でありまして、これまで長い時間をかけながら、いろんな課題が次々と出て来てですね、その問題を、1つ1つご検討しながら、何とか、しっかりとした地域の為に必要な、又いい施設を作っていきたいという事で、努力をしている

ところであります。そういう中で、地域との話し合い、また県との話し合い、また関係市町とのですね、関係との話し合いの中でですね、当然必要な変更については、変更もしていかなくちゃいけませんし、検討も加えていかなければならないわけです。ですから、まあ、例えば、基本計画を策定して、基本計画そのまま、全ての実施はできるわけではありませんし、そういう形では、逆に非常にまあ、無責任なことになってしまいます。まあ、進める上では、まず基本計画を策定し、その後、いろんな検討を加えながら、実際の実施計画へ、今向けて実施計画を行っているところでありますので、その点は、ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。最初の、周辺整備事業につきましては、地元6集落からの要望に基づきまして、17年9月に最終決定をいたしました事業で、組合で経費負担する事業が20件、佐用町で経費負担する事業が16件の計36件でございます。この点につきましては、皆さん方にも、大体事業の項目内容については、説明をさせていただいたというふうに考えております。現在、地元のなかで、既に三ツ尾地区の防火用水等の施設、そして今年度から大畑線の道路の改良工事等計画をしております。そういう事で、これから約10年間の計画の中で、これを実施するという事になっておりますけれども、できるだけ早くですね、やるべきものは、実施をしていきたいと。工期の期間の短縮も図ってまいりたいというふうに思っております。それから、次に進入路、パッカー車なり工事用の道路ということでございますけれども、この点につきましては、18年の3月にまとめました、この循環型社会拠点施設整備基本計画ということにつきましてははですね、これは、生活環境影響調査の予測評価にあたりまして、施設の区域、各種諸元を定める必要がありましたので、これをまず基本計画として策定をしたものでございます。当然、基本計画でありますので、用地の交渉も行っておりませんし、地質調査等の、そういう調査も行っておりません。多分私の記憶は定かではありませんけれども、ご質問いただいて、なかではですね、まだ、これから実施設計をし、最終的に、まだ、工事の発注とか、そういう事は、当然先のことで、具体的なものとして、できておりませんというようなお答をさせていただいたのではないかとこのように思っております。また、工事の工事車両の進入道路等につきましては、これは、工事の、これからの今、検討しておりますけれども、工期の短縮、工事を期限内に行っていく為にははですね、やはり大きな造成工事になるわけです。そういう意味で、上の施設ができる施設の造成と、それから、そこへ繋がる道路等の建設、こういう点について、道路の建設を先に行った上、施設の敷地造成を行うということでは、非常に長い工事期間がかかります。そういう中からですね、敷地造成と進入道路とを両方をですね、同時に工事を行っていきけるようにですね、工事用仮設道路というようなものですね、当然、今検討をしております。そういうものにつきましても、この地域の皆さんにも、色々ご相談を申し上げてですね、ご理解いただいた上で、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。ご質問の三原神社付近からということもね、検討も、当然いたしておりますけれども、この三原神社の付近から案につきましては、地元との話の中でも難しい点がありましたので、現在におきましては、別のルートで作業用道路を確保することです、今、協議検討を進めている段階でございます。また、次の調整池等につきましては、地権者であります企業庁と協議のうえ、施設造成地の真下で今、調整池を区域を決定をしておるところであります。地元から要望されております農業用水の確保につきましては、調整池のため池機能を付加した形で対応したいというふうに考えております。できるだけ現所在地元の皆さん方ですね、要望には、お答えができるような形で、そういう農業用水としての利用ができるような物に、少しでもなるような機能を加えたいということで、今、考えておるところです。ただ、池の位置でありますけれども、これは、貯水面のですね、拡大によりまして、八町川区域の変更ということができます。これは隣接する県有地を、また犯すことにもなりますので、位置については、これは今の計画、基本

的な計画の中で、進めていかなければならないというふうに思っております。次に、最後の処理方式について、ガス化熔融炉とのメリットとしてはということではありますが、この処理方式はですね、専門委員会におきまして、色々と検討をいただいて、現在、基本的には、流動床ガス化熔融炉という形で決定をいたしているところであります。そのメリットといたしましては、焼却炉と熔融が一連のプロセスで処理されるために、非常に省エネ型のプロセス、処理が期待できるということでもあります。また、高温熔融するために、炉出口でのダイオキシン濃度が低いということ。また、再処理されたスラグの再利用と、また鉄分とかアルミ等の回収が可能になる。それから、比較的ですね、排出される総排ガス量というものが少ないという点が、1つのガス化熔融炉のメリット、特徴と言いますか、良い点ではないかというふうに言われております。しかし、まだ、逆にですね、やはりガス化熔融炉というのは、非常に高度な焼却プロセスというものがあまして、そういうことの中で、やっぱり、そのきちっと、その施設を、運転させて行く為にはですね、やはり、ごみの、まずごみの投入にあたって、ごみを破碎して、非常にまあ、均一なごみにして、まず内処理としてしていかなければならない。それから、ストーカー炉等と比べて、今までの、新しい方式ですから実績が少ないので、これまで造られた施設の中にはですね、それが計画どおり、中々運転できてないような施設も、今までの中では見られてきたという、そういう実績面での若干不安があったわけです。また、最近のデータにおきましては、稼働状況をですね、調べてみますと、施設によりましては、助燃剤、このごみを燃やす為にですね、その温度を上げるために、新たに助燃剤をかなりたくさん使わないと、運転ができない、されていないというような点も、今指摘をされているところであります。そういう点で、ストーカー炉につきましてはですね、逆のことが言えまして、ごみを直接燃やす方式でありますので、ごみは、かなり大きなごみでも一緒に投入することができますし、ごみの質が変わってもですね、それにかなり柔軟に対応ができるという点がありますし、長年の非常に歴史がありますので、非常に施設としても、ある意味では単純な構造になっております。故障も少ないというような、そういう安心感もあるわけです。あとストーカー炉の場合には、どうしても、灰が、そのまま、まず出てきます。その灰につきましては、これを熔融するということで、ガス化熔融炉と同じように、最終的にはスラグ化するという方式が、1つの方式として、今考えているわけですが、この熔融することについては、エネルギーが非常に、たくさんまた、いるということです。ですから、灰をですね、きちっと処理ができる所があれば、別に、熔融を、今しなくてもいいという国の基準にも、そういう内容にも変わってきているという点があります。そういう事で、現段階において、組合において、流動床ガス化熔融炉方式ということで、一応、決定をいたしておりますけれども、やはり、その決定をしてから既に3年以上協議をされてからですね、経過をし、新しいそのガス化熔融炉の方式によって造れた施設が全国でかなりたくさん、稼働を現在しております。そういう稼働実績をですね、やはり、きちっと、それぞれの所やっぱり検証をして、なお且つ、それで流動床ガス化熔融炉で、良いかどうか、この事のやはり再検証をした上で、最終的な発注にしていきたいというふうに思っております。現在技術小委員会におきましてですね、その検証作業をしていただいているというのが、現在の状況でございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ありがとうございます。

今、関係6集落の方とも、私も非常に昔から、こいにされてる方が大変多いわけなんですけれども、本当にこう、満足して安全なというような事は考えていない方が、大変多いと思います。50パーセント以上じゃないかと思います。何も知らん人は、どがいなんだろうかなぐらいな事で、納まっているようです。しかし、今ちょっと勉強されたような方は、やはりあちこち爆発が起きたとか、どうしたとか、こうしたとかというようなことを、色々聞いておりますのでね、やはり心配もされておるようです。だから、そういったことについても、どういった説明されたか分かりませんが、そういった事について、こういう議会の中でも一番安全なのは、ストーカー炉だということも、三日月、旧三日月の時分からお聞きしておたわけなんですけれども、いつの間にか、ガス化熔融炉というような言葉が出てきました。そういった変わった、変わった時点においてね、やはり、前もって議会の方へもストーカー炉が大変こう安全で、たくさん付けられて、事故が少ないというような説明をされておたわけなんですから、それガス化熔融炉に変えれば、やはり、その辺のことは、議員の皆さんにも、逐一やはり報告をされるのが、詳しくやなくてもいいですけども、やはり、ちょっと耳には入れておくのがいいんじゃないかなと思いますが、そういった点についても、関係集落において、今後は、説明はされていかれるのですか、どうですか、ちょっとお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この施設を計画するのにあたりましてですね、まず、施設の概要について、いわゆる関係集落という形で、周辺集落に対してですね、何度も、お邪魔させていただいて、皆さん方に現在の、この焼却施設の皆さんが不安に思っておられること、今後、色々な過去の問題もありますから、そういうことを踏まえて、安心をしていただき、また理解をしていただくための努力は続けて来たわけですね。ですから、この施設そのものについての、一応そういう説明会またいろんなお話をさせていただいたなかで、各集落とも環境協定なりですねを結びましてですね、一応、それで基本的な同意と、ご理解をいただいたと。ご理解と同意をいただいたというふうに思っておりますし、また方式等については、これは、本来は、私は、どういう方式であっても、その実際には、その施設が、どれだけの基準で、この適切にごみが処理ができるかということが一番大事でありまして、そういう点から、色々な方式が、メーカーが開発されてあるわけなんですけれども、技術小委員会の中で、ストーカー炉とガス化熔融炉というのが、ごみの、この地域の状況から見て、適当ではないかという答申を受けて、その中から、どちらにするかということでの決定、これは合併前の17年の8月の管理者会議の中でも、一応決定をしたという経過、これは、各議会においても説明も当然、報告もされておると思いますし、また組合議会においてもですね、その後の経過なり、そういう問題については、議会にも全て報告をさせていただいておると思いますし、その中からですね、先ほど言いましたように、やはり3年、実際に決定してからは2年余り、それから、その検討された段階からは、3年以上経ったわけです。で、その検討された段階で、未だ、たくさん実際には、このガス化熔融炉というのは、全国にあまり、その稼働している実績は少なかったわけです。理論的には、非常に先ほど言いましたようないい面がたくさんあっていいんじゃないかというふうに、当然されているわけなんですけれども、あれから、検討されてから3年経って、当時計画された施設がですね、全国でかなりたくさん稼働をしてます。そういう物をね、やはり、きちっともう一度、実際の稼働状況というものを検証した上でですね、最終的に、このガス化熔融炉で良ければ、それで良いという事になりますし、なお且つ、心配な点なり問題点が出てくれば

ですね、それは、その点について、きちっとやっぱし結論を出した上でですね、先へ進んで行かなければならないと思います。そういう中で、今、技術委員会で再度検証を行っているというふうに、今お話をさせていただいたとおりです。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 先ほど、まあ、町長から循環型社会拠点施設整備基本計画という、これはもう出さないといかんでこしらえたんだというような、こう曖昧な感じのこれ、最初こしらえておったというような取り方したんですけれども、これなんかでも、ちゃんと、この設備の点とか、進入路とか、調整池とか、進入方法とか、三原から上がって行く道とかいうのは、これは全部付議されておるわけですよ。それで、これは、前の山口町長の時代から、もうとにかく一般道はなるべく使わないようにするんだと。だから、三原の奥から、ずっと直接、ごみ処理施設まで持って行くんだというようには、ずっと説明して、最初おられました。それで、庵途町長に変わってから、ほとんどの事が、仮想って言うたらええんか、決まっていな。今もまあ、ガス化熔融炉に決めたと言いながら、もうちょっと勉強して、変わって、また他の、そのストーカーに変わるかも分からないような、そういうような、不安なような感じを、答弁されておるわけなんですけど、ガス化熔融炉ではれば、ガス化熔融炉でええんですよ。きっちと、この方向で行きたいと、そして、きちとした説明を、やはりしていただくのが、非常に私達としては分かりやすいし、いいんじゃないかと思います。事前に多いければ、それにこしたことはないんじゃないかと思ひます。それと、その前も、ちょっと一般質問したわけなんですけど、熱回収についてお聞きしたんですけど、今後、それぞれの道は検討していきたいというような、ボカったような、ボヤったような答弁をされたわけなんですけども、私達が、旧三日月で説明受けた時には、2トン車位か4トン車ぐらいまでの車を購入して、そのタンクの中に圧縮した、その熱をどんどん入れて、それを希望される農業される方の所へ運ぶんだというような、過去には、それを利用して行きたいというような話もされておったわけなんですけども、最近では、そういう話は、もう全然ないし、今、ここにも、この中に出ておるんですけども、きちとせんなん事も、まあ抱えておるわけなんですけれども、なぜ、そういう事が、もしできるのであれば、そういう方向で行きたいというような事が言えないのか、ちょっと、その辺、お伺いしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

町長（庵途典章君） まず、最初の道路のですね、問題につきましては、その基本計画の中で、まず最初に地元との協議があつて、できるだけ集落内を通らないように考えて欲しいという、集落との協議の中で、集落に入るまでのね、所から専用道路を、その施設へつくるといふことは、これは、前にも、議員もご存知のとおりで、それを基本計画として、未だ、用地交渉とか地質調査もしてませんけども、大体この地形的には、この当りに付けていこうといふことで、つくり、その大体の基本計画といふものといふのは、全くそれがいい加減な物じゃなくって、将来、それを基に、実施計画に入って行く為の基本計画なんですけども、その事が、ひとつ環境影響調査というですね、道路の近くで、環境調査を測定をするとかといふことがありますので、また道路、どれぐらいの山を取り崩すとかですね、そういうことも数量的にも出していかなきゃいけませんので、それをつくっている

わけです。それから大きな変更がなければですね、それはそれで、変更は、当然していくわけなんです。ですから現在においても、言っているのは、進入道路とかいう形での最終的に施設が出来上がってからの道路は、もう、その今計画をしている新しい出来上がった道路が、新道路になるわけです。ただ建設までの間は、その道路だけじゃなくって、やっぱり集落内の道路も、同時にやっぱり使わせていただいて、仮設道路なりをですね、という形で、建設をしていかないとはですね、道路が実際、その山の中でないわけですから、ですから、それは建設期間中、1年半とか2年間、この点については、そういうルートも、今同時にですね、これを今検討しながら、計画をやっていると、これは、当然、地域の皆さん方にご理解をいただいておりますし、お願いをしていかないといけないんですけども、そういう状況にあるという事です。それから施設におきましては、そういう、これからの施設として、熱回収をして、できるだけ省エネの施設をつくっていきこう、循環型という名前が付いていますようにね、そういう施設にしていこうという方針は、変わりないんですけども、当時からして、これ大きさがですね、130トンの施設ということで、当初計画して、熱回収についてもですね、これぐらいなエネルギーが回収できるだろうということを、それは発電なりですね、そういう事で考えられておりました。ただ、熱回収については、いろんなメーカーが、いろんな、そのどう言うんですか、研究をして、未だ実際には、実用段階としてですね、どこでもやっているわけじゃないんですけども、まず試験段階として、いろんなことを提案してきたことは事実だと思うんですね。それを受けて、前山口町長もですね、その熱をですね、蓄熱して、それを必要なところに持って行って、またその熱をできるようにしたらどうだというような事は、確かに話がされました。しかし、現実そういうものはね、具体的に考えていきますと、非常にコストがかかり効率が悪いし、中々実用としてね、試験としてやってみる分には、何とかできたとしてもですね、それを実際に農業なり、また色々な施設にですね、生活の中で使えるようにしていくということは、これは、やはり、未だ難しい状況だということです。ですから技術委員会なんかにおいてもですね、中々そういう熱回収の仕方というのは、そこまではですね、話は、先生方の話も出ておりませんし、まずできるのは、施設内での施設を動かす為のエネルギー、その温風にしてですね、施設の熱を高めたり、施設動かす為のエネルギーとして回収していくということが一番であり、次には、電気なり発電としてなり温水として使う。そのままですね、そういう使い方。施設の、この用地につきましても、このごみ処理施設だけではなくて、そういう、その熱利用ができるような施設も周辺に整備ができるぐらいな用地を今、確保して造成をするということになっているんですね。その中で、私なんか、今、提案しているのは、そこで温室ですね、農業用に、そのエネルギーを温水なり、またスチームとして使ったらどうだと、そうすれば、今一番効率よく使えるじゃないかという話もさしていただいています。しかし、実際、それもですね、確かに、色々指摘されると問題があります。24時間働いたり、また、その冬場ですね、ごみ施設が焼却施設が365日全部動いておればいいんですけども、そういう動かない時間、空いてる時間、稼働していない時にですね、温度が下がってしまって、農作物が、もう全然駄目になるとか、その為に、また別のボイラーを付けなきゃいけないとかですね、そういうような事も指摘をされたりしてですね、一応電気で発電をするということについては、効率面から、まず可能であれば、それをやろうというのが、1つの、まあある程度の方角で決まっていることです。それ以上のエネルギーの使い方というのは、まだまだ、これ検討していかないとはですね、そう簡単に、これがいいというのは、中々出て来ていないのが現実です。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、大変きついことも申し上げておるわけなんですけれども、もう1点、皆さんもご存知の方もおるかと思うんですけど、あそこにごみ処理施設をこしらえるというような段階になりました時に、三原の上側200メートルぐらいの所ですか、あの所に、調整池もこしらえるんかと、そしてあそこに水を溜めると。そして、道路は、南側の山を通過して、三ツ尾の方へ抜けて行くんだというような説明をされておったわけなんです。ほんで、いつのまにやら、今度説明されたら、今度は、ダムは、そこにこしらえるんだけれども、南側の山は、非常に軟弱で地盤が悪いから、今度は、北川の山の方だったら、陽もよう当たるし、非常に道路もいいので、そっちの方にこう、北川の方にずっとつけるんだというような話になっておったわけなんですけど、で、そうこうする内に、今話しておった、今度進入路の話も出たりしておったわけなんですけど、今、町から、町長からお聞きしたら、今の町道拡幅の計画があるらしいんですけども、それを拡幅して、それを工事用道路に使うと。多分、藤東さん所の集会所の辺から、八町の方へ向けて上がって行くような工事道路つくるんじゃないかなと思って、これ見もって思いよんですけども、三原の上100メートル、150のような所から、地元の方は、ここからつくり上がって、道路作るんだというようなことは、皆、言っておられましたけども、どれがほんまなんか、ちょっと分からないんですけども、このように、コロコロ、コロコロ、内容が変わるようなことではね、ちょっと不安を覚えるわけなんですけど、折角こういういい本を出されておるんですから、やはり基本計画に則って、フラフラするんじゃないし、きちっとした方向性でね、やはり、こういう物は進めて行っていただきたいと思うんですけど、どうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 1つ1つですね、手順を踏みながら、進めていかないと、これだけの事業、いろんな問題が絡んで来ますので、本当に実際に実現していくのには、大変難しいということです。用地につきましてもですね、未だ全て了解が得られておりません。その最終的にね、同じ、ここに道路を付けたいとしても、用地が取得できなければですね、それも実際できないわけで、そういうことによつての変更もあるかもしれません。ただ、やはり、基本計画を作っているということは、1つのまあ、それを建て前としてですね、その事を、1つのたたき台の中で、話を進めておりますのでね、それから大きく外れてしまうということはないということです。ですからその基本計画に現在におきましてもね、基づいた中で、また必要な先ほど言いましたように、検討は加えて、変更すべき、必要な変更は、やっぱししていくということで、このことについては、変更する場合には、地元の方なり皆さん方にも、当然、報告をしながらね、進めて行くつもりですので、その点につきましても、再度またその基本計画を、私ども、良く見てですね、当然、職員、事務局の方にもですね、もし、そういう所から大きく変わる事があれば、よく事前に説明するように指示をいたします。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 本日は、非常に明解な回答をいただきまして、ありがとうございます。最後になりましたけども、焼却炉のメンテの分ですね、これは、何か炉の下の所変え

ることになるんかいうふうに、特許料があって、3年に1回か5年に1回か取り替えられるらしいんですけども、それが何億というような金がかかる。2億か、何億か以上がかかるような、特許料があるんだというようなこともお聞きしておるわけなんですけども、特許料のついたような炉ではないんですか。それだけ1点お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういう事で、これからですね、この施設、プラント、炉を発注して行く方法として、一応色々発注の仕方を考えて、どうしたら一番いいのかということで、検討をしています。方針と、方向としては、性能仕様書と言いましてですね、これだけのごみを簡単に言えばですね、このレベルの基準を満たすような形で、処理ができる施設をメーカーからですね、提案をいただいて、それによってですね、技術委員会での検討を加えるということです。だから、それには、当然、その性能の中にはですね、ランニングコスト、どれぐらいの、やっばしごみの1トン処理するのに、いくらぐらいお金がかかるか。それも1年間だけじゃなくって、先ほど言われたように、今後のメンテナンスも含めたですね、当然、コストがいくらぐらいかかるかということも、大きな要素になってくるわけです。ですから、発注の仕方によりましては、20年とか、姫路市なんか行ったような、そういう運営も含めたですね、またメンテナンスも含めた、そういう総予算で、総額で契約をするという方式もあるわけなんですけども、そうなりますと、やはり、これぐらい、今回ぐらいな規模になりますとね、最初から、色々な、その今言われるような、部品の取り替えとか、メンテナンスを含めたものと、相当、そのメーカーの方もですね、そういう物にコストを計上してくるのではないかとということで、やはり、後の運営、運転についてはですね、これは、別で発注して行く方がいいだろうということですけども、当初から、最初から、今言われるような問題については、トータルコストとしてですね、どれだけかかるんかということも、きちっと算定した上で、一番いい物、いいよな物を造っていきたいというふうに思っております。ただ、その中で、どうしてもね、そのそういう特許が取られたような、非常にいいシステムで、いい物であればね、それは、1回交換するのに、どれぐらいのお金がかかるのかということで、コスト的に他と比べても、そんなに変わらないということであれば、その方式は、その方式として採用すべきだというふうに思いますけども、そういうことについては、これから1つ1つ、同じ方式、流動床と言っても、またそこに、メーカーそれぞれの方式があります。そういう物をきちっと提案いただいた中で、検討を加えて行きたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 今日は、非常に明解に答弁いただきまして非常にありがとうございました。これからも、そのように、よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 続いて、3番、片山武憲君の質問を許可いたします。

〔 3 番 片山武憲君 登壇 〕

3 番（片山武憲君） 3 番議席の片山でございます。

私は、ただ今より質問といたしまして、町内の橋の安全性は大丈夫かということで、皆様の記憶にも未だ新しいと思えますけれども、アメリカで橋の崩落による大惨事がありました。また、近くでは、播但連絡道の橋梁のボルト破損による危険な事態がございました。そこでお尋ねします。

1 つ、上記の事故などの発生以降、町内の橋の点検は行われましたか。

2 つ、今後、町民の安全の為にどのような対応をされるのか、されるのであればという事で、お尋ねしたいと思います。

以上、2 点について、町長のお考えをお伺いいたします。この席からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長答弁願います。

〔 町長 庵途典章君 登壇 〕

町長（庵途典章君） それでは、片山議員からの「町内の橋の安全性は大丈夫か」というご質問にお答えさせていただきます。

まず、町内の橋の点検を行ったかということでございますが、日頃から建設課職員での適宜道路巡回パトロールを実施しておりますが、特に橋梁を重点的とした点検はいたしておりません。しかしながら、修繕箇所等必要が生じた場合には、その都度対応を行っております。次に、今後、町民の安全の為にどのように対応していくかということでございますが、佐用町が管理する道路橋は、現在約 720 橋あり、その内重要橋梁数ということで、橋の長さが 15m 以上の橋が 156 ございます。当町では、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて大半の橋の架替工事が行われてきておりまして、そのほとんどの橋はコンクリート構造で、寿命は環境なり通行量などによって差はあるわけではありますが、平均で約 60 年程度というふうに聞いております。現在、重要橋梁におきましては、建築後 50 年を経過する橋はほとんどないわけではありますが、20 年後には約 40 の橋が 60 年を経過する高齢化橋梁となります。補強改修や架け替え等何らかの対策が必要となってくるというふうに考えておりますが、その対策には多くの多額の新たな財源が必要であり今後の課題であるというふうに思います。国にあっては、その対策の必要性を感じながらも財源などの課題を抱える中で、点検、修繕事業等に踏み切れない実態を踏まえて、今後の橋梁の良好な管理を保持するため、点検時期、修繕内容とその時期、架け替え時期等々を明示した「長寿命化修繕計画」策定の補助事業が創設をされたところでございます。現在、策定作業中は兵庫県下では 1 市というふうに聞いておりますが、まだ、私佐用町では、作業をするかどうかということについては、未だ検討はいたしておりません。しかし、まあ、町道の橋で、町道であって、それ程ですね、長大橋と言われるような橋はありません。そういう中から、平素から、日曜的に橋梁の健全度と維持管理の把握に努め、国県の指導を仰ぎながら今後の対策を考えていきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔 片山君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番(片山武憲君) はい、ありがとうございます。先ほど、前の席で申し上げましたんですけれども、8月1日、アメリカの中西部ミネソタ州ミネアポリスという所で1日午後6時過ぎ、ミシシッピ川に架かる高速道路の橋が崩落し、50台以上の車が約20メートル下の川に転落したということで、その悲劇状況といたしましては、帰宅する車でごった返す夕方のラッシュアワーに突然起きたと。橋は、道路部分が数箇所折れて、轟音とともに波を打つように崩落。全長約580メートルのうち、川の上部、川の上の部分の約150メートルが落下し、飴のようにひしゃげた状態となり、橋を走行していた車は、次々と川底に沈んでいったというような状況で、私、あの、資料ではございます。ちなみに、後日明らかにされておりましてけれども、この橋は、もう約10年前から骨材の鉄骨のですか、が、ちょっと危ないということで、10年前に、もう危険性が指摘されていたということが、明らかになっております。また、これまた遠い所なんですけれども、中国ですけれども、8月14日のニュースではですね、中国湖南省ですか、の西部にあります、これ湖西トゥチャ族ミャオ族自治州鳳凰県ですか、固有名詞なんで、ちょっと私のニューストークでは、ふりが名がなかったんで、鳳凰、鳥のあれですかね、いう県で、橋の崩落がありました。その橋は、今月言うんですか、この8月ですから、8月末に完成予定の新設の橋だったんですけれども、そういう新設中の工事中に、崩落しまして、作業員20人が死亡、22人が負傷し、39人が行方不明になったというような、ちょっとニュースが手に入れております。このように10年前に、もう指摘がありましたような、ありながら、こういう事故があったというのもありました。そして、新設で、完成寸前というような新しい橋でもありました。当然、いろんな工事の仕方とか、いろんな条件があったと思うんですけれども、幸い、この佐用町内では、こういう事故が起こっているようないうのを、未だ見受けませんし、先ほど、答弁がありましたとおり、日頃の維持管理言うんですか、されておられますお陰で、ありがたいことに事故が起こっておりません。しかし、先ほどお聞きしましたように、町内では、約720の橋があるということをお聞きしました。数的に、確率的に言っても、たくさん橋がありますので、きめ細かな維持管理、メンテナンス、点検は、大変だと思いますけれども、それでも、今の時代、コンクリート、未だ当分は大丈夫、主な材料のコンクリートですか、大丈夫だと思うんですけれども、コンクリートの老朽劣化とか骨材も老朽劣化すると思います。そして、橋ではないですけれども、全国的にをにぎあわした言うんですか、建物でね、ビルの建物とか、高層ビルでも、耐震偽装とかございましたんですけれども、そういう面で、普段から、そこで質問ですけれども、どのような維持管理言うんですか、点検ですか、具体的には、どのようなことされているのかお伺いしたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

(建設課長 拳手)

議長(西岡 正君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 先ほど、町長が答えましたように、平素からですね、職員は道路パト、いわゆる今、道路維持ですね、これについて非常に住民からの問い合わせもございまして、舗装の欠片とか、安全上非常に気を付けなければならない部分がございますし、そういった分で、ほとんど毎日のように走っております。その中で、橋ですけれども、橋に限定するならば、申し訳ないんですけれども、いちいち止まってというふうな状況にはありませ

ん。ただ、よくあるのは、高欄の錆びた部分があったりして、子どもさんが歩く時に、ちょっと触ったら危ないよとか、そういった問い合わせがあった時には、直ぐ現地へ走りまして、予算の範囲内で対応をさせていただいております。そういうケースが多いです。いわゆる、その上部構、下部構、そういった桁部分のですね、目視による点検というのは、今のところですね、正直言いまして、そうはやっておりません。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、ありがとうございます。

今回、橋の質問なんですけれども、パトロールで通過してという程度ですね。何か、マニュアル的な物はないでしょうか。それとも、他の町では、自治体でも、そういうような点検内容なんではないかな。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 先ほど、町長がお答しましたように、そういった外国の事例もございまして、ございますし、いわゆる40年代から50年代に架設した橋ですね、これが概ね寿命が60年というふうに言われている中で、もう直ぐ、寿命が全国的に来ると。で、これらの対策については、市町村にあっては、本当に数パーセントの点検実績しかないらしいです。それで、やはり市町村だけに任しておいたら駄目だということで、国がですね、平成19年、今年からです。実は、今年からなんですけれども、市町村にあっては、7年間の内にね、健全度の把握、今議員がおっしゃったように、平素からの、その現状の把握ですね、これをまずしなさいと、そういう中で、どう言うんですか、将来的に危ないというんですか、維持修繕をする必要のあるもの、それから、いつ、それをするんだと。あるいは、もっと言うならば、いつ架け替えるんだというふうな策定をですね、町長、答えの中にありましたように、橋の長寿命化計画、これを7年間の内にしなさいと。やりなさいというふうな事業が今年から来ているんですけれども、これも町長が言いましたように、県下的にはですね、豊岡市だけが、今独自にやっているというふうに、聞いております。非常に、この費用がですね、ちょっと聞くところによりますと、1つの橋を点検するについて、約10万円ぐらいかかるという事を言われておりますので、どの市町村にあっては、今の現下の中ですね、二の足を踏んでいるというところですけども、今後ですね、国県にあっては、橋を架け替える、あるいは、修繕する時に、補助を出す場合には、その策定をしてなければ対象としませんよというふうな、やはり締め付けも来ておりますので、県下的にも、もっともっと県の主導でやらざるを得んような時期が来るんじゃないかなというふうに覚悟はしております。そういう事です。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、ありがとうございます。やはり、費用ですね、かかるんですね。それと、未だ、佐用町では、未だ、それかかりませんがとも言う事で、するとすれば、7年間ぐらいかけてという補助事業も、事業があるそうですけども、そして冒頭、最初に

町長の答弁にございました、約後 10 年ぐらいになると、そろそろ強度なども危ないような時期だと理解できるとすれば、アメリカの事故から言えば、もうそろそろ対策言うんですか、本当に点検、安全点検行っていかなければならない時期にかかっていると思います。そこでですね、橋梁自体の言うんですか、橋自体の崩落とか、大きな、そういう事じゃなくともいう事で、先ほども、答弁で一部お聞きしましたけども、橋の上の、いわゆる欄干言うんですか、手すり、転落防ぐような、先ほど、一部ちょっとお聞きしたと思うんですけれども、そういう事や、橋の裏側ね、裏側、川側ですね、川の面側ですね、とか、橋の取り付け、道路取り付けで、道路との境目とかも、私の経験や実際の自分の経験や見かけたということであれば、例を上げますと、まず転落防ぐ為いう、いわゆる欄干ですか、という言葉が使うんですけれども、先ほど、申し上げましたように、お聞きしましたけども、私が先言おう思うておったんですけども、折角転落防ぐような大きな事故にならないように、取り付けている物自身が、ちょっと破損しておったりすれば、そういう大きな不安定な状態で、体なりが、かからなくても、ちょっと当たる事によって、体が傷つくとかいうこともあると思います。現にそういう所も見かけております。そして、川の裏面ですか、例えば、橋の裏面であれば、例えば、構造物の欠片言うんですか、コンクリート破片とか、そういう物になると思うんですけども、これも、町の橋ではありません。例えば大きな物で言えば、中国縦貫道が、この佐用町内走っておりますけれども、例えば道路上に走っておる裏側ですね、あれも以前、コンクリート破片のような物が落下がございまして、幸い近くの方が気が付いて、直ぐ、それですか、そういう手配をされて、高所作業車を使って補修をされて、今綺麗になってますけれども、それと同時に今、同じような気が付かれて言うんですか、似たような場所でも、補修作業されておられました。町の管轄じゃないですけれども、町民の方が通られる可能性があるとして、あると思いますので、パトロールされる際には、そういう辺もね、よく見ていただいて、いう事も必要かと思えます。そして、橋と道路の取り付け具の、やっぱり構造物の材質の違いですかね、結構段差とかがね、あります。結構ガツとね、乗り心地の良い、乗用車でもガツと来ますし、まして、自転車とか、また歩行者の方にしろね、特に車両を利用できないような、お年寄りなどでしたら、けつまずくとかもございまして、そういうのも、こまめに言うんですか、今、よくパトロールされてると思えますけれども、不幸にも、どなたか、それが原因で、怪我されたら、大変痛ましい、気の毒なことになると思いますので、そして、私の体験では、これは、橋ではありません。ただ、町の橋でしょ、橋と県道との繋がっている部分。ですから、橋の工事される時に、その道路部分をさわっていた関係だと言うんですけれども、それは推測ですけれども、まあいわゆる、その橋が、橋が道路に直角上につながっている所の、その延長線上の県道の真ん中付近で、私の家の、家の近くでですね、一度、午前中用事で通って、その後用事済まして、20、30 分経たないような状況で帰って来たら、丁度、このマンホールの蓋ぐらいですか、人間がスポット入るぐらいの穴が開いてまして、1 回は、その上、幸い車輪がタイヤが通る所じゃないんで、こうしたんですけれども、何かおかしい黒い物があつたいうふうな何か変やないということで、また引き帰しましたら、先ほど申しました、人間がスポット落ちる可能性ぐらいの穴だったんですよ。落し物じゃなしにということで、急遽同乗者もおりましたんで、穴やから覗いて見ましたら、丁度、穴自体はこうなんですけども、この穴自体は、このアスファルトの厚みだけで、こういう穴で、中が、スコンと部屋になっているような状態でね、こんな所に、道路の下に隠れている穴もあれへんだらうと思ひまして、とにかくアスファルトの上っ面だけ以外に、下に、1つの部屋ぐらいの空洞ができておつたような状況でございました。それで、休日だったかなということなんですけども、今で言う支所、金谷支所長が後で駆けつけてくれまして、さっそく手配とともにね、県土木にも連絡をどないかとれまして、早速手配していた

だきましたけれども、やはり、当然橋があるということは、川ですし、その橋をつくるときに、やはり、その道路のそこらも触っている関係で、中が、液化化言うんでしょうか、素人の推測で、後から説明も聞いてませんけども、空洞ができておってと、そういう事もございました。という事で、普段から幸いパトロールしていただいて、よく見ていただいておりますけれども、これからも違う角度で見ていただいて、町民の安全の為に維持管理をお願いしたいと思いますけども。特に、これから、私の今の、この最後の長ったらしい話を聞きまして、特にあれば、町長に締めくくっていただけたらと思います。よろしく。

議長（西岡 正君） はい、町長ありますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） ああいう大きな事故が起きますと、それを国としても全体のですね、点検とか、そういうことを、改めてこの事を教訓にやらなきゃいけないということが出て来るんですけども、先ほど言いましたように、町道で管理でしている橋、まあ特に、上月大きな川がありませんから、長大橋と言われるような、橋はないわけです。皆さんも片山議員もお通りの時に、そんなに、この橋長いというような橋はないわけですね。特に、また問題になります鉄骨、鋼材で鉄骨で作ったようなですね、トラスの橋、そういう物も、前は双観橋が鉄骨のトラス橋だったんですけども、それはなくなりました。で、コンクリートの橋で、それ程、千種川の下流の方においては、若干、こないだの平谷橋とかですね、あのあたりが、橋の長さとしては長い方なんですけども、一気にですね、落ちたり崩落するような、そういう危険性というのは、どの橋も同じようにあるわけではなくてですね、そういう危険性のある橋っていうのは、大体構造的に見たり、その橋の長さ、そういう物を見たりすれば分かります。ですから、当然そういう事を含めて安心であれば安心ということで、きちっと出せば皆さんにお知らせできればいいわけですから、建設省、国土交通省もですね、そういう調査もしてということをおっしゃっておりますけども、この700の橋をですね、全て同じように調査する必要は、当然ないわけです。当然、日頃からこうして目視なりパトロールしてですね、通常のパトロールして見ているような方法でですね、建設課職員が、ちゃんと点検をしているということで、それはそれで安全は確保できると思っております。特に、そういう危険性のある橋が、中でねあれば、その点については、また専門的な調査も、当然これからして行くということになるろうかと思えます。ただ、橋だけではなくって、これ町民の住民の皆さんが日常的に通行する、通られる、この道路、これのやはり維持管理、危険なことが、そういう事故が起きないようにですね、この点の定期的な、やっぱり点検、パトロールというのは、これはやはり、町の責任としてね、やっていって、必要な、やっぱり修繕、改修は、これは最優先で、行っていかなければならないというふうに思っておりますので、橋だけではなくって、町道非常に長い路線があるわけですけども、地域の皆さん方にもね、そういう危険性のある所については、即、自治会長を中心に連絡をいただいたりしてですね、安全を確保して行きたいというふうに考えております。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3 番（片山武憲君） もう質問がありません。ありがとうございました。

目標が 15 分間だったんですけども、前回 15 分間言うておりました 40 分だったんで、気にしておったんですけど、まあまあ、その範囲でええ時間になりました。先ほど、質問じゃないですけども、大きな崩落に結びつくような橋は、もう私も、そうないと思います。また、途中申しあげました一般の町民の方が、ちょっと安全にね、通行、歩行できるような、それからそういう面でも、木目細やかな今でもしておられると思うんですけども、気合を入れて引き続き頑張っていたきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 片山武憲君の発言は終わりました。

ここで暫く休憩をいたします。再開を、午後 3 時 15 分といたします。

午後 0 2 時 5 4 分 休憩

午後 0 3 時 1 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き再開をいたしますが、ただ今、松尾文雄議員から、病気治療の為、早退をさせていただきますということで、届けを受けております。休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて、20 番、吉井秀美君の質問を許可いたします。

〔 20 番 吉井秀美君 登壇 〕

20 番（吉井秀美君） 20 番、日本共産党の吉井秀美でございます。私は、通告に基づき 4 点の質問をいたします。

まず 点目は問題になっているスポーツハリマの物品未納問題で質問をいたします。入学式が終わっても、体操シャツやシューズが生徒に届かない。授業が始まっても全てが揃わない。学校や生徒が使用する物品のこういった物が、スポーツハリマから購入されているのか、学校毎に品目を明らかにしてください。

次に、 番目に物品納入に関して、過去にも問題がありましたが、教育委員会が把握しているのは、どのような物がありましたか。

今年度起こっている問題の詳細を明らかにしてください。

スポーツハリマが物品を仕入れている先との関係について、取引上の問題は起こっていないか、調査をされていますか。

教育委員会・学校長会・PTA 会長会の協議を連絡会で報告されましたが、構成メンバーと協議の状況をお尋ねします。

物品未納について児童・生徒・保護者にどのような説明をされてきたのかお尋ねをします。

納入が遅れた上、サイズの誤魔化しを体操シャツや偽り物の制服を納入したスポーツハリマに対して、注意や取引停止などのペナルティーは考えられなかったのか、対応をお尋ねします。

の質問に関連しますが、この間の事態で、生徒が担任をはじめ、教師の対応に深い失望感を抱いています。どのように解決を考えられているのかお尋ねします。

スポーツハリマとの契約を解消するべきだと考えている P T A 会員や町民は多くいます。新たな方策を考えるべきです。いかがでしょうか。

2 点目の質問は、学童保育についてでございます。マリア幼稚園において、小学生の預

かり保育が行われ、2年目の夏休みが終わりました。

毎日20人を超える利用のように聞いていますが、利用状況についてお伺いします。

利用料金について、一般の学童と同等の金額にすることを求めてきましたが、高額すぎることを課長も認められ、町長も料金については、検討すると答えられていました。しかし、今年も昨年と変わらないというのは、納得できません。なぜ、是正されなかったのかを説明を求めます。

学童保育の取り組みの遅れは町の責任であるので、保護者負担が常識を超えるようなことになれば、町で手当をして保護者負担の軽減を図ることが妥当と考えますが、いかがでしょうか。

町内での放課後対策の取り組みについて、他にどのような物があるのかお尋ねします。

3点目に、獣害防護柵の設置補助について農家負担を軽減し、農作物を守るために有効な事業にするための見直しを求め、当局の見解を伺います。農家の皆さんは、有害獣から農作物を守る為に大変な費用と労力をかけて柵を設置されていますが、中々決めてになる方法がなく、苦慮されています。ある方から、補助があると思って電気柵設置を行ったが、200メートル程が補助対象に認められない。作物を守る為にするのに、悔しくてたまらぬという訴えを聞きました。確かに現状の補助要綱では、対象となりませんが、地域性や動物の生息数、侵入の状況から目的が有効になる柔軟な対応を考えるべきだと思い質問をいたします。

のり網、トタン、ワイヤーメッシュ、電気柵などの耐用年数を伺います。

補助事業の計画、申請、着工、確認の手順はどのように行われているのか伺います。

猟期の拡大などが行われていますが、その対策の効果は出ていますか。

町内各所でのり網とトタン、ワイヤーメッシュとトタンなどを組み合わせて、猪、鹿、狸などが農地に侵入して来ないように努力されていますが、補助が一度きりでは、負担が重過ぎるので、必要に応じて対象とするよう見直しを求めます。いかがでしょうか。

4点目に地上デジタル化による町民の負担を軽減するために2つの要望をします。政府が進める地上デジタル化計画は2011年7月24日までにアナログ放送を終了し、デジタル放送へ完全移行するというもので、デジタル放送に対応していないアナログテレビは映らなくなります。高額なデジタルテレビへの買い替えは庶民にとって重い負担です。総務省が5月に実施したデジタルテレビ購入動向アンケートでは、今のテレビが故障したらという答えと、当面購入の予定がないという答えを合わせると、6割もがテレビ買い替えの予定がありませんでした。電子情報技術産業協会が3月に発表した11年アナログテレビ残存数予測でも1,400万台以上残ると予想しています。デジタル化は、全世帯の99パーセントまでカバーできる見込みですが、山間部や離島など1パーセントが取り残されようとしています。テレビの買い替えが難しい人を含めて、少なくとも数百万人がテレビを見られなくなるのではないかと言われています。

そこで、アメリカ、韓国、イギリス、ドイツ、フランスのように、アナログ放送終了の年次延長を政府に要求し、アメリカ、イギリスのようにチューナーやアンテナを無料で提供するようはたらいっていただきたいと思います。特に生活保護世帯や高齢者、障害者への手当を強く求めます。

、WINKの受信料を分割払いにと、これまでも議員から要望がありましたが、私も最近、南光の方から、これまでは、1年に共聴組合の負担金が3,600円で、それを半年分ずつ払っていたが、この度WINKの請求書を見て一括払いは大きいなと感じたと。分割を望むと言う声を聞きました。まちづくり課長は、要求は伝えると答えられていますが、是非、実現に努力してください。

以上で、この場での質問を終わります。明解なご答弁をよろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） それでは、答弁、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、吉井議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、最初の物品納入の件につきましては、最後に教育長の方から、後ほど答弁していただきますので。

まず私の方からは、次の学童保育の件からお答えをさせていただきます。

本年度の学童保育の利用状況につきましては、登録者数 38 名中、夏休み期間 8 月中の利用児童 32 人、最も利用日数が多い利用者が 18 日間、利用時間では 114.5 時間、利用者の最高負担額は 1 万 7,900 円となっております。最も利用者の多い日は、24 人、1 日平均では 16 人の利用となりました。夏休み期間の利用者の小学校区別では、やはり佐用小学校が最も多く、32 人中 25 人の利用、他の小学校区では江川と久崎が 2 名、利神と徳久及び三日月が各 1 名となっております。利用料金につきましては、本年度いろんな角度から検討をさせていただきましたが、本町の場合、先に申し上げましたように夏休み中の利用者が圧倒的に多く、夏休み以外の月の利用者が極端に少なく、ちなみに 6 月の平均では、1 日 3.9 人の利用で、実質利用者は 13 人となっております。多くの市町が学童保育を実施されていますが、料金はほとんどが一定の月額制で、その金額も兵庫県下では、おやつ代を含み 6,000 円から 16,500 円程度まであり、統一化されておりません。本町の場合は、月額を決定しますと、その方が負担増となる場合も多く出てきますので、また、マリア幼稚園の卒園生に対する事業も行われていますので、利用料の変更は行っておりません。委託方式は、町の対応が遅れているため、町費で保護者の負担軽減をとのことでございますが、今後、町内各小学校区でも広げていくためにも、適正な利用者負担が原則となると思っております。また、町内での放課後対策はどのようなものがあるのかということですが、現在、放課後子ども教室を開催しております、佐用地区は、土曜日を中心に文化情報センターで、上月では、休日に文化会館で、また幕山小学校では水曜日の放課後に、南光地区の徳久、中安小学校では水曜日に、三日月地区では、社会福祉協議会に委託し、月曜日から木曜日までの週 4 日間、年間 160 日を、午後 5 時までであります、開設をしております。次に、有害獣の防護柵設置についてであります、防護柵のそれぞれの耐用年数ですが、のり網・トタンは、それぞれ管理なり、使い方にもよるわけですが、管理をしながら使っていけば、5 年から 10 年。ワイヤーメッシュの、今行っております、鋼製の防護柵であれば、錆などが出ないような網になっております。かなり 15 年以上はもつんじゃないかと思えます。電気柵で樹脂のひもタイプの物が 5、6 年と言われておりますし、金属線の電気柵であれば、電気柵そのものは、15 から 20 年は耐用年数があるというふうに聞いております。事業の手順としては、申請書に設置計画書を添付してもらいまして、設置基準に基づき交付決定を行い、その後、地元施工により実施・完了届けを提出していただき、補助金の確定・交付の手順で行っております。頭数制限対策についてであります、これも前議員それぞれお答えをしましたように、県において鹿保護管理計画が策定されており、農林業被害の早急な軽減・被害の抑制対策として鹿の捕獲目標を県下で 1 万 6,000 頭に増やして、猟期において雌鹿の狩猟継続・捕獲制限の緩和・狩猟期間明けの一斉捕獲などを継続推進をしております。また 21 年度以降の保護管理計画、事業展開に向けて、今年度から調査が行われておりますので、今後も県と協議、指導を得ながら対処してまいりたいと考えております。防護柵その補助事業につきましては、町単独防護柵設置事業に基づき、実施をしておるわけですが、実態にそぐわないような現

状、状況が出ているのであれば、その点については、今後検討をしていかなければならないと思います。次の、テレビのデジタル化での負担軽減として、生活保護世帯・高齢者・障害者等のチューナー購入に補助をとのご質問でございますが、国の情報通信審議会第4次答申の受信機の普及等について、デジタル放送を見るための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に、また安価に市場に出回る取り組みが必要とされており、2年以内に5,000円以下の簡易なチューナーで視聴者が望めば入手出来るような環境整備が望まれるというふうにされております。この第4次答申により、今後安価なチューナー出て来ると予測されますので、購入補助については不要と考えております。また、ウインクの基本利用料一括納入について分割を要請するとの事ではありますが、毎月の利用料についてはウインクが徴収しております。この利用料については、他の公営ケーブルテレビ局と比較しても、相当安価な料金にて提供して頂いております。ウインクに色々お問い合わせ、話しをしてみました。振り込み手数料を、安価な利用料からは捻出できないとの返事がありまして、分納は難しいというふうに考えております。

以上、私からの、この場での答弁とさせていただきます。

後、教育長をお願いします。

議長（西岡 正君） 教育長、答弁をお願いします。

教育長（勝山 剛君） それでは、引き続きまして、物品未納問題につきまして、吉井議員のご質問にお答えいたします。

まず 番目ですが、当該業者から購入している児童生徒の体操服等の学校別の品目一覧につきましては、先般の議員連絡会で質問があり、表にしてお配りしておりますので、それをもって答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

つ目ですが、18年度以前の状況については、納入が入学式までに間に合わなかったり、着替え用の品物の在庫がなかったりしたことはありましたが、今回のように多くの学校で品目がこれほど大幅に遅れることはございませんでした。

点目に、今年度の状況につきましては、先般の議会、総務委員会、議員連絡会で状況を報告させていただき、今後の対応についても報告させていただいておりますとおりでございます。

点目ですが、業者が物品を発注しているメーカー等との関係は、調査しておりません。

点目ですが、協議の状況ですが、教育委員会としては、各学校によって事情も異なります。またPTAの受け止め方にも差があります。こういう関係する学校が全て今後同一歩調の対応で考えて進めたいと思っております。

点目は、現在未納の物品につきましては、学校、保護者と協議の上、業者に対応しています。生徒、保護者への対応、説明につきましては、学校を通じて状況を説明し、理解を求めているところです。

点目に、ペナルティーについては、指定の解消等を含め検討しましたが、先ほども申しましたように、5校の足並みを揃え、まとめるまでのできることとして、一日も早く品物が子ども達の所に入る。この事を一番に考えて対応しているところです。

点目は、生徒と教師だけでなく、保護者や地域の信頼を取り戻す為に、この問題を早急に解決することを意識して進めております。

点目、今後の対応は、契約内容や当事者を明確にした覚書を交わし、誠意ある履行を促すと共に、違反した場合は、契約を解消する方向で対応すべく現在取り組んでおるところです。以上です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 再質問をさせていただきます。

学童保育、2点目の質問の質問の学童保育の料金ですけれども、これはやはり、学童保育として妥当な金額と言うのは、利用料と言うのはありますから、町長のご答弁では、その佐用のマリア幼稚園の形式では、通常の機能、学童保育の利用は少ないけれども、夏休みに集中すると。そうすると、そのかえって平常の月の利用料金が高くなると、そういうご答弁でしたけれども、それは時間200円という保育料から計算するとそうなるんですけれども、やっぱり通常他の市町で取り組まれている学童保育は、やっぱり夏休みになっても、その1万円を超えるというような利用料の所は少ないわけですね。で、今年の利用状況見ましても、兄弟で行かせていたら、1軒の家で3万600円。1人が1万5,300円の利用で3万600円、こういう家庭も出ておりますし、別の家庭では2万6,100円、で、また別で2万9,000円。2万5,800円。で、これも毎日と言っても、毎日行ってるわけじゃないし、時間掛ける200円の計算ですから、こういうやり方では、本当に生活が大変だから、お母さんも働かないといけない。お母さんの働いている間、見る人がいないから、子ども達を安心して預けたい。こういう子育て世代の要求に答えたものになっていないというふうに私は思います。で、今子ども達の放課後対策で、ほとんど負担金と言いますか、利用料がね、いらぬケースで、子ども達を預かるという形もできてきている中で、やっぱり、これはきちっとした学童保育が実現できていないというのが問題にあるわけですから、この点は、やっぱり夏休みは1ヶ月でいくらという利用料設定を是非ともしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、やはり、学童保育、夏休みだけでなくですね、当然1年間を通して、これを考えていく事を前提に、やっぱりこれから最終的には考えなきゃいけないんだと思っております。ですから、先般も議員研修に同行させていただいて、学童保育のされている所の、これまでの経過とかね、現状も、よく色々視察をさせていただきましたけれども、そこも、大体おやつ代含めたら9,000円ぐらいですか、が、掛かっておられました。そこも、既にほとんどまあ、毎日1時間か2時間ぐらいですね、その学校が終えてから、通常使っているという事で、夏休みだけをですね、が、極端に多いというような使い方じゃないんですね。ですから、まあ、現在のところ、実際利用されている方の実態が、このマリア幼稚園に委託して、しかも夏休みだけが、お願いしたいと言うような、そういう状況が非常にありますのでね、これだけを捉えて高い安いは、中々言えないというふうに思います。ですから、やはり利用してなり、学童保育を設置していく側でも、利用者も、そういう1年間を通して、これから設置していく上ではですね、利用していただける運営をしていくということ、こういうことにもですね、一緒に協力をしていただかないと駄目かなというふうに思うわけです。だから、そうなった時には、当然、月額の利用料ということでね、やはり定めて利用していただけるように考えて行きたいというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） やっぱり、もう何度も言うておりますので、どうかと思うんですけども、各小学校区に学童保育がないということでね、特にやっぱり平日は、子ども達が学校から帰ってきてから送迎なしにですね、マリア幼稚園の方に学童に参加するということは、まあ無理なんですね。だから、そういう特殊な事情が、佐用町にはあるということで、夏休みはね、どうしてもやっぱり、子どもの安全とか、そういった決まりのある生活をさせようとか、そういった親の願いからでしたらね、やっぱり 1 日、見てもらえるんだったら、このように徳久、久崎、利神、三日月からね、送って来れますけども、佐用小以外の子どもも参加できますけれども、通常の日は、まず無理ですから、そういう特殊な事情があるという事を、やっぱり頭に置いていただいて、やっぱり、いくら考えても 1 万 5,000 円を超えるようなね、1 人がですよ。そういった利用料というのは高すぎますし、兄弟で行く場合にですよ、あの、2 人目の子どもは半分とかいうね、そういった措置をね、している所が多いでしょ。そういう事も考えていただけなかったのかなというふうに私は思います。福祉課長いかがですか。

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください、町長、よろしいですか、福祉課長答弁。

町長（庵逄典章君） はい、どうぞ。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど、町長の方からも答弁させていただきましたが、今変則的と言った形で、いわゆるマリア幼稚園さんに委託してというのを、昨年の 7 月から実施いたしております。その中で、本町の特徴としては、これも学童保育を開設する上で一番大きな問題になってくると思うんですが、いわゆる利用者の人数の問題であります。昨年の 7 月に初めてスタートさせていただいて、昨年の 7 月分の実績で申し上げますと、7 月が 17 人、8 月が 20 人、9 月が 7 人、10 月が 1 名、11 月が 3 名、12 月が 9 名、そして 1 月が 6 名、2 月の利用者が 0 になり、3 月の利用者が 15 名という、極端に、平日の月に利用者が少なくなっているのが現状であります。これにつきましては、非常に、私ども委託しておりますマリア幼稚園さんにもですね、そのスタッフを確保していただいてご迷惑をお掛けしていることになっておりますので、非常に気を使っておるんですが、どうしても、お母さん方の父兄への説明会等も開催させていただいて、事業開始をしておるんですが、やはり 7 月 8 月の、その丁度休み期間に預けたいというのが、ある程度の本意があるのかなというふうに思います。で、そうすると、これは通常の学童保育じゃなしに、もっと違う面の例えば、サマースクール的なですね、長期休み期間中だけ開設するという方法も今後開設する場合は、検討しないと、8 月には 30 何名になり、9 月には、10 名を切るというふうな実情が出てまいりますと、ゆくゆくは、町が全校区を拡大してですね、やったとしても、町がそれぞれの学校でする場合も、必ず指導者の人員確保をして、そういう対応をした場合に、利用者が例えば、極端なあれですと、10 名を切ってしまう場合も、本当に開設していけるんかどうかというのも、1 つの課題になるかなというところも、今現在、形として持っております。で、まあ、今、それぞれ関係課で協議を進めておるんですが、そういうような対象と、今後の、その学童保育をどう展開していくかということで、この夏に全小学校の満 3 年生以下と、来年度小学校へ入学する保育園児の年長児を対象に約 700 名に対してアンケートを取らせていただいております。その分析も、今いろんな格好

で調整をさせていただいているんですが、やはり、小学校区が非常に多いというなかで、保護者の希望で利用したいという希望されているのが、2名とか3名等の校区も現実的には出てまいっております。本来、学童保育の趣旨から申し上げますと、吉井議員おっしゃるように、子ども達が、その小学校区の中で、あまり移動しなくて、そこで学童保育が受けられる、その体制作りというのが一番いいんですが、この利用者が、希望の、現在の段階では、保護者の希望でも2名とか5名を切るような場合に、じゃあ本当に校区で全て開所していけるのかどうかという課題も抱えております。その中で出てまいりましたのが、去年から出て来ております、いわゆる国の文部科学省と厚生労働省が発表しました放課後子どもプラン、全ての公立学校でという案も出て来ておりますので、その動向を見ながら、今後の佐用町としてのあり方等を十分に検討させていただけたらというのが、今の実情でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、ええっと、3点目の有害獣の防護柵の件について、町長は、今後検討ということですが、その 番の一度きりの補助でなく、負担を軽くする為の補助をという質問に対して、検討をしてくださるようですけれども、午前中も質問がありましたけれども、今色々NHKでもご近所の難問解決、ご近所の底力とか、それから敏森議員が、農業新聞持たれていましたけれども、あちらこちらで、色々やっぱり、全国的な苦悩している問題なので、たくさんの知恵が出て来ております。そういう中で、やっぱり、ワイヤーメッシュだけとか、のり網だけとか、そういった事では防ぎきれない。で、ワイヤーメッシュにしましても、今佐用町では、設置を、そのまま高さ1メートル、幅2メートルのをつなげていっているんですけれども、15センチ角の物が市販されています。けれども、15センチでは、猪の赤ちゃんの瓜坊というのが通ってしまうので、それに下にトタンを張って通れないようにするとか、10センチ角のワイヤーメッシュを作ってですね、使うとかいうようなこともやられておりますし、で、そのワイヤーメッシュの上の20、30センチの所を、ちょっと角材を置いてですね、曲げるらしいんですね。そして、角度を30センチぐらい、こういう、こういうメッシュをこういう形になるようにして、それで、設置をすると猪が、見たところ飛び越えられないという事で、踏切を後に持つていくので、1メートルの高さがなくても94センチぐらいにらしいんですけれども、猪が大体120センチを大人の猪でしたら飛び越えてしまうらしいです。助走なしに。けれども、その曲がって、手前にひさしが来ているだけでね、それが、進入ゼロだったというような実験結果も出ておりますし、色々データがありますのでね、そういう事では、今、本町の補助は、1つの種類、金属フェンスだったら金属フェンスについての補助、ワイヤーメッシュだったら、それについて、電気柵だったら、それだけ、こういう事になっておりますが、私が聞きました例は、3年程前に一度補助を受けて、事業されているんですけれども、今回電気柵を申請をされましてね、その1つの団地で、で、認められたんですけれども、最終チェックの時に200メートル程が、補助対象にならないという事で、断られてしまって、そこは、丸々自費で負担しないといけないというケースが出ています。で、その辺なんですけれども、もう少し農家と連絡を密にしてですね、やられなかったのかなという疑問が残っているんですけれども、以前に補助を受けて、防護柵を設置してる箇所は、補助対象となりませんというのが、これまでの佐用町の事業でしたけれども、是非とも、その有効な対策として、ネットやトタンや電気柵や複合してやった方がいいなというケースの所に

は、補助金を出して欲しいというのが要望です。いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 実際にね、実施してみて、またいろんな課題が、こうして出て来ているわけです。ワイヤーメッシュと、その鋼製の柵と、私、同じで、ワイヤーメッシュなんか、1メートル80ぐらいはあると思うんですね。ですからそれ完全にすれば、その網の大きさもありますけども、それでかなり防げるわけなんですけども、そういうのが、逆に下から持ち上げて入ってきたりですね、そういう事で、100パーセント、中々防げない。それと前議員にも、それぞれお答えしましたけども、その鋼製のフェンスをですね、防護フェンスをずっと設置をしてきているんですけども、非常に効率良く、また全域をやらないと、やった所とやらない所と言え、また大きな、また問題が起きますのでということで、集落単位とかですね、地域単位で、実際設置して来ています。しかし、それが、あまりにも広い範囲でやっていますので、一旦その中に入ってしまったら、逆に、その中で、また被害がずっと引き続くというような状況で、そういう鋼製のやった中でも、また、その必要な、のり網なりですね、また別の電気柵なりで防護しなきゃいけないというような実態が、既に出て来ている所があるというふうに聞いております。ですから、その辺ね、やはり今の実態を、状況をですね、踏まえて、やはり、考えるところは考えていかなきゃ、対応していかなければいけないのかなというふうに思います。ですから、まあ一応、基準として、そういうもので、今までやってきたんですけども、それが実態に合わない所が出て来ているのではないかとこのようにも思いますのでね、具体的にどういうことだったのか、例えば、その辺は、担当課も、ある程度、そのよく地域の方と話をして、その今言われる電気柵についてもね、認めたと、そういう事を行ったと。ただ200メートルが認めなかったというのはね、その200メートル分については、他の物でできる部分があったのか、既に鋼製のフェンスとか、何とかがね、あって、それを一緒に利用すれば、もう電気柵を全部ぐるりと回さなくても済むようだったのかどうか分かりませんが、そういうね、現実、どういう事だったのかと、よく状況を把握した上でね、検討したらと思います。ですから、決して、その地形も、色々ありますし、その囲う所も状況も違いますのでね、いろんな有効な物をうまく組み合わせ、できるだけ作業も簡単に、事業費も経費も安く上げて効果がある事を行ったらいいわけですから、その辺は、一律にですね、何も、全て同じ物でやらなきゃいけないとかというような事は、考える必要はないというふうに思っておりますので、その辺は、よく、それぞれの方と協議をさせていただきたいと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） まあ、もうこの、3点目の件については、ご答弁はいりませんが、町長が、そういう事で、再検討していただくということなので、地元の方が一番やっぱり、ここから猪が出て来るとか、鹿が出て来るとか、どこに入って行ってるかというのは、よく分かっているわけで、1回補助もらってやってたけれども、それが効果がないという事で、自分でいろんなことされてます。それ以後もね、で、道を掘るからという事で、角材入れたりとかね、色々補強を自分でされてます。で、私が聞いたところによりますと、担当課でも、電気柵も、その高さが低いという事を1点言われたんですね。それならば、高さをもっと上げれば補助が出るのかなという事を、親切に言ってあげないといけないんじ

やないかなと。で、まあ、当初出された計画書の、地図に書いていく計画書と実際に張った位置がですね、ずれているんですけども、それについても、やっぱり、それが具合悪いんであれば、途中で相談し合う事もできると思いますし、だけど、その設置場所を変えたというのは、その地域の方の、1人でやってるわけじゃないですから、集団でやって、最初の計画の所より、こっちの方がいいんじゃないかというような事もあったと思うんですね。ですから、そういったところを、やっぱり、こうきめ細かく協議し合って、有効に事業を進めて行っていただきたいというのが、今度の私の感想です。では、最初のスポーツハリマの問題です。教育長は、連絡会などで報告したとおりというご答弁でしたが、詳しくお聞かせいただきたいんですけども、中学校、小学校、それぞれ体操のウェアがありますが、5校について、スポーツハリマから入っている品目は一覧表を出していただきました。で、他の物についてなんですけれども、三日月中学校が、スポーツハリマから半袖、半ズボン、体育館シューズ、こうなっておりますけれども、長袖のシャツ、長ズボン、こういった物はどうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 三日月中学校の長袖の体操服につきましては、地元業者、旧町内で購入をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） と言うように、品目毎に、どこで購入しているかという事を、お聞きしたかったんですけども、ええっと業者の悪質な問題という事で、この度、シャツに付いていますタグ、吊りカードですね、サイズとか材質が書いてまります、その吊りカードの印刷されたMという、Mサイズの印刷の部分にハサミで切って、反対です。0をハサミで切って、マジックでMと書き直して、生徒に渡した、そして、そのサイズの脇を縫い縮めていたというのをね、聞いておりますが、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、事実であります。それについては、全て返品をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それは何着ありましたか。確認されましたか。

議長（西岡 正君） どちらですか、教育長ですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） 教育長、はい。

教育長（勝山 剛君） 実数は確認しておりませんが、数着か、10着前後だと。

〔吉井君「10着前後」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） と思っております。あの、数は確認しておりません。

〔吉井君「数は、確認されていないんですか」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） はい、はい。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) それで、あの代金の学校での預かりの件なんですけれども、1月の、大体終わりの頃に入学説明会があって、そこで、物品の注文とか、そういった事をしますね。で、商品は、入学式に交換という事で、入学式に代金を持って行くという形に、例年なっているんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長(勝山 剛君) 今、吉井議員がおっしゃっております学校については、昨年度まで、18年度については、親が振込みと言う方式をとっておりました。しかし、本年については、当日、入学式当日に親に現金を持って来ていただいて、そこで現品と交換と、こういう方式をとっておったと聞いております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) そこでも問題があるんですけれども、この入学式の時に親はお金を持って行った。商品はないということで、学校が預かっているわけですが、それが、預かり書がもらえない。その時点ではね。預かり書ももらっていない。で、後日いくらいくら預かりましたというのは書かれてありますが、ハンコも何もない。そういうので、誰が保管をしていたのか、預かりが非常に杜撰というのが、保護者から声が届いています。その中で、お釣りは後日届けます。こういうような、その預かり方っていうのは、やっぱり、お金の保管としては、非常に悪いんじゃないですか。不適切なやり方だったというふうに私は思います。こういう事ですね。名前と金額、で、体操服の販売の遅延の為に迷惑をおかけしています。下記の金額を体操服購入代金として預けていただいています。金額をご

確認ください。お釣りは、後日届けます。誰が預かったとも何とも書いてない。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 金額につきましては、一括して学校長が耐火ロッカー等に保管しておると、そういう事は、私の方に報告が入っております。なお、保護者宛てへの通知文につきましては、私の方、確認しておりませんでした。不十分な点について、迷惑かけた事を、ここでお詫びしたいと思います。以上です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それから6月26日付けで、この生徒の場合は、品物が着いたので、スポーツハリマの領収書が6月26日来ておりますけれども、8月31日段階で届いていない品物は、どんな物がありますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） この段階で届いていない品物ですけれども、小学校の制服7着届いておりません。後、中学校ですけれども、買い替えで、汚れていたから返品したと。それについての替えの納入はありません。

〔吉井君「中学校の何」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 中学校で納入された物品が汚れていたと。それで、返納した物品ですけれども、それについての納入が、1件入っておりません。以上です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） この小学校の制服ですけれども、これは、今後、どういう事にしていくんですか。今までの制服を作っている会社の物が子ども達に届くんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 制服につきましては、今まで作っていた業者、この納入業者との話の中ですけれども、今まで作っていた業者はつくらないという事で、7月の中旬に新たな業者と依頼する申し出の中で、ちょっとサンプルを持って来て、それを学校とそれからPTA、それから、その該当の児童の保護者と協議させていただいて、それならいいだろうという事で、発注を再度かけさせていただきました。今、その納入について、未だ未納という状況ですけれども、鋭意、それに納入されるように努力しているところです。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） あの、教育委員会、学校長、PTAによる協議、この協議に参加している人達は、どういう方なんですか。人数とそれから招集をかけているというか、会の責任を持っているのはどこですか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） この問題につきましては、これまでも説明させていただいておりますように、学校によって、対応がかなり違います。また、状態も違います。そういう中で、基本的には、今、学校を中心に調整を図っているところですけれども、その学校の中で、PTAの会長あるいは役員止まりで協議しているケースもあれば、内容によっては、先ほどの例のように、該当する児童生徒の保護者、そういう保護者も交えて、どういう対応をするか、そういう事を、実態を報告する中で協議させていただいております。だから、今質問がありましたように、何人とか、そういう形での報告はできません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） あの、主催者はどこですか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 主催者という形で、とれるかどうか分かりませんが、一応教育委員会の方が、窓口になって、窓口と言うんですか、中心に、中心で、いろんな各学校の状況等を把握して、それを各学校の校長を通じ提供する中で、調整を図っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 5校でしたか、学校間で統一した解決を図っていかないといけない

という事を、最初の答弁から繰り返されるんですけども、私も、ちょっと調べさせて、各学校にインタビューして調べさせていただいたんですが、佐用中学校、上津中学校、三日月中学校、中安小学校、徳久小学校以外の学校とそれから三日月中学校にしましても、先ほど教育長がお答えいただいたように、長袖シャツ、長ズボンについては、地元の藤田さん、よろずやさん、桑田さん、こちらで各自が購入するようになってるんですね。保護者がね。で、上月中旬学校につきましては、学校のそういった必要品については、入学説明会の時に、どこそこのお店に置いてあります。町内業者、複数の町内業者で、それぞれが買いに行く。それから、佐用小学校、利神小学校、江川小学校、上月小学校、三河小学校、三日月小学校、これらにつきましても説明会の時にどこそこのお店に置いてありますという事で、町内の複数の業者の方の所に行くわけです。で、以前からの問題ですけど、なぜ佐用中学校の場合は、学校で注文を取りまとめて、今年だけじゃないですよ。ずっと商品がなかったり、いろんな問題があるスポーツハリマを、ずっと擁護してきたのか。という問題があるんです。で、連絡会の時に、町が契約しているのでも、教育委員会がスポーツハリマと契約しているのでもないとおっしゃいました。と言う事は、保護者とスポーツハリマの個人の契約という事をおっしゃいましたね。契約関係は。という事でしたら、保護者は、何でスポーツハリマへ買いに行かなあかんのんかと言ってる時に、なぜ他のお店にも、町内のお店にも置いてもらえないんですか。ここです。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 大変難しいご質問です。大変この職を持って、これに的確に答えることができないのが、非常にもどかしい思いをしておりますが、これにつきましては、佐用中学校が昭和 50 年 4 月に 2 校 2 分校が統合し、現在の学校があります。その統合前に、体操服等々の物品購入については、決まっておるという事を、私は、26 歳の時でしたが、湯浅前教育長が校長でありました。その時に、そういう旨を聞いた。聞いております。ですから、その中身につきましては、私が答えられない部分がありますのでご容赦願いたいと思います。それで、もう 1 つ学校で取りまとめてと、この事につきましても、その当時の事ですので、なぜ佐用中学校が学校で取りまとめているのかとか、その辺の事につきましても、申し訳ありませんが、充分なお答ができない事を申し上げておきます。

議長（西岡 正君） はい、残り 3 分であります。はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 保護者の要望としましてはね、保護者の要望、これは、今回の関係者の保護者だけじゃないです。いつでも町内のどこのお店でも購入できるようにして欲しい。毎年のように納品が遅れていたようだが、学校や教育委員会はどのような対応をしてきたのか、学校、教育委員会、町は、責任を押し付け合いをしている。学校から保護者に対しての充分な経過報告や体操服のない子どもへの対応がきちんとされなかった。6 月の参観日に校長から業者が発注していなかったとの説明があった。これだけなんです。業者からは、全く説明も謝罪もありません。で、子どもですけども、子どもは、学校の対応についてですね、5 月 9 日から 1 年生の子どもです。1 年生の子ども服がない問題なんですけれども、野外活動があって着替えがない。で、先生に許可をもらって T シャツを持って行った。そしたらね、それを見た他の先生が何着とんやというような事で、で、また、着替えに行くと、汗で汚れたシャツを着て、ご飯を食べないといけなかった。夕ご飯ね。そういう事とか、それから、先生が、きちっと遅れている事を説明してくれない。それで、他の T シャツを着ても許しますという態度。子どもには何の責任もないんです。子どもは、

そういう事で毎日辛い思いしてましたし、夏になれば熱いですから、半袖のシャツで6時まで部活するんですか。ずっと長袖で頑張ってたんですよ。で、この契約関係が、他の学校と佐用中学校と違う問題について、どこも責任が取れない。それだったら、もう指定というのをね、このマークは、単価で言うたら、

議長（西岡 正君） はい、時間が来ました。

20番（吉井秀美君） 70円か80円ぐらいで付けられるらしいですから、他の物にしてください。お願いします。

議長（西岡 正君） 吉井秀美君の発言は終わりました。
続いて、金谷英志君の質問を許可いたします。

〔6番 金谷英志君 登壇〕

6番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、大きく項目2点。

まず1点目は、農業振興をどうはかるか。バブル崩壊後生活スタイルは、買い物・娯楽・文化・医療などの生活サービスが充実している都市に住む「都心回帰」と、子育てには不向きな住環境から潤いと人情のある農村部に生活拠点を移す「ふるさと回帰」に二極分化してきたと言われております。「ふるさと回帰」の背景には、都市部と地方を結ぶ新幹線・高速道路などの交通手段の整備が進み、インターネットなどの情報ネットワークが飛躍的に発達したことがあげられます。本町でも、中国自動車道・山陽自動車道や智頭急行とJRとの連携などが進み、全町域に光ファイバー網も整備されます。今は農村部に暮らしていても都市部との時間距離と情報格差が大幅に縮まったおかげで、世の中の動きから隔絶された隠遁生活ではなく、都市部の仕事や人脈を維持しながら農村暮らしができる条件が整ってきたといえます。このような中本町では、遊休化した農地・山林などを活用した都市住民の呼び込みをどうはかるのか。農産物直売所の成功の秘訣は「自己責任」と「自己努力」といわれています。農家が主体的に規格や値段を決め、売り上げを増やすための創意工夫によって「作った物売る農業」から「売れる物をつくる農業」への転換がすすめられます。創意工夫には、有機野菜、減農薬野菜、時下採種・育成などの取り組みがあります。農家と直売所の自助努力とともに行政は町内の農産物直売所や加工施設などの施設を通じた農業振興をどうはかるのか。

2点目は、乃井野陣屋整備と文化財保護と公開をどうするかであります。乃井野陣屋周辺は、旧三日月町で郭内整備と共に、復元にこだわって、石垣・橋・長屋門と整備されてきました。先の一般質問で町長は、陣屋整備については整備委員会等の意見などを聞いていきたいとされていましたが、その後の方針はどうか。また、1つの案として、長屋門内側に武道場、畳のある柔道場か博物館、文化財展示館を検討してはどうか。町指定文化財の案内板等の状況はどうか。町長が収集管理している出土品、文献、構築物等のデータベース化と、これの公開はどのようにするのか。

答弁をよろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお応えをいたします。

まず、農業振興についてであります。中山間地域である佐用町におきましては、野生動物の出没による農作物への被害とともに、農林業経営の低迷や農業者の高齢化による経営意欲の減退、後継者不足により、貸借農地や耕作放棄農地の増加が今後さらに進むことが懸念されております。このような状況の中で、町内におきましても都市住民を対象とした農業ボランティアとして、棚田交流人や「ふるさとむら会員」を募集することにより、農作業体験や交流イベントの開催で農地の保全や地域活動の活性化を図っている集落もあるわけでありまして、現在、集落での地域づくりをどうするかを検討課題として、取り組みに意欲のある集落から、ふるさとの景観づくり活動としてワークショップを行い、地域でできることの話し合いを進めておりまして、今後におきましては、各集落での話し合いの進展にもよりまして、先進集落の例にならない都市住民に参画していただける活動ができたかと考え、集落内での協議をしていただいております。また、ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会が、この8月に県が事務局として、県下9市町の参加で設立をされました。この協議会は、関係者が連携を図り、都市と多自然地域の交流を推進するとともに、都市住民の多自然地域での定住・半定住等のライフスタイルの実現や多自然地域の活性化に寄与することが目的であり、これから参画市町の田舎暮らし・多自然居住計画等の策定をしていくこととなりますので、空き家・空き地の実態調査や受入れ体制の検討等に取組んでまいりたいと思っております。次に、農業の振興につきましては、現在、農産物直売所では生産者が会員になり生産出荷されておりますが、今後は、特に消費者のニーズを的確に捉えてしっかりとした土づくりを行いながら、減農薬、有機栽培などで、安全で、また安心できる特徴ある作物の生産が必要となってまいります。生産者におかれましても、西播磨県民局管内で、「食の達人」としての研修をされ、資格者も年々増加、増えている状況でございます。また、地域農業の育成発展に向けて、農業振興団体の活動に対する助成を行うとともに、普及センターの指導・JAの協力を得ながら今後も推進してまいりたいと考えております。

次に、三日月藩乃井野陣屋跡の整備についてのご質問であります。まず、質問内容で整備委員会等の意見などを聞いて、以前の平成17年12月議会で、私が答弁をしたというふうに、今発言をお聞きいたしましたけれども、整備委員会の意見を聞いてというような事を、私は言っていないと思っております。当然、こういう整備を行っていくためには、今後、地域住民の皆さんにも一緒になって考えていただかなければならないという旨をお話をさせていただいたのではないかとこのように思います。陣屋跡の整備につきましては、合併前の三日月町で昭和57年に整備委員会が設置され、平成16年3月に整備基本構想が策定され、合併協議会での協議を経て新町に引き継がれております。現在、文化財審議委員さんに合併後の佐用町の文化財行政と文化財保護と活用についての基本的な指針を協議していただいているところでございます。合併後は、整備保存委員会は開催いたしておりませんが、現段階では、新町の文化財全体の保存と整備・活用についての方向性を決めて、財源など諸条件を勘案して、慎重に検討すべきではないかというふうに考えます。次の、町指定文化財の案内板や説明板等の状況については、合併後には調査はしておりません。今後調査し、不備なものについては改善の検討をしなければならないと思っております。また、埋蔵文化財の出土品や古文書、文献、民具などは、データベース化している最中ではありますが、合併後どれだけの種別のもものがどれだけあるか全てを把握できていないのが現状でございます。現在、旧町で保管されていた文書等を一箇所に集めるなどの作業の段階で、今後は寄贈や寄託などの区別によって収納整備するなど、公開できる体制づくりが必要となってまいります。現在のところ、歴史資料館で特別展を開催したり、支所で一部展示をしたりいたしておりますけれども、公開を求められる出土品や文書資料等の物件に

については個別に対応をしているのが現状でございます。

以上、金谷議員からの質問に対しての、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まず1点目の農業振興ですけれども、誰が、佐用町の農業を担うかという観点で、1つは、都市住民の方に佐用町に来ていただいて、農業をしていただく、それが1つ目なんですけれども、都市住民の方の具体的な農村に来て作業をする場合、何をもって農村に来たいかというアンケートの調査があるんですけれども、生協組合員に対して聞いているんですけれども、産直で取り寄せたい農産物については、米、野菜、果物、きのこ、牛乳、肉や多岐にわたっているが、いずれも鮮度、味の良さ、その新しい、鮮度が新鮮だという事で、その一番の理由が、農村に来て、農業をやりたいという事なんです。それから値段の安さ。産直の場合は値段の安さ、それで農業をやりたいという事があげられているんですけれども、都市住民を呼ぶためにはね、町としては、それは、今までした味わいの里なりでしたら、尼崎市と、その都市交流をして、いろんなイベントもされて来ました。今、町長が、初めに答弁されてましたように、棚田交流とか、ふるさと会員なんかも、他の集落ではやってる所ありますけれども、行政としてね、これは各集落なり、味わいの里なりが取り組んできたことだったんですけれども、行政としては、これを支援する為に、どういう方策を考えておられるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その後継者がいない、また本来、佐用町内です、そういう農業生産に従事し、また、その、そういう仕事に意欲を持って取り組んでいただける人があれば一番いいわけです。ただ、そういう人材がですね、町内だけでは、中々今ないという事の中で、都市、農業をされてない方が、新たに、そういう農業に取り組みたいという、そういう事を考える方も、たくさんいらっしゃる事で、そういう人達を町内で来ていただいて、佐用町の土地を活用して、今言われるような生産活動をしていただければ、1つ大きな、またそれが、農業生産の振興にもなりますし、また町の活性化にもつながるだろうという事で、これまで旧三日月町では、都会から、都市からですね、来られた方に、受け入れてですね、支援して、今、花卉の栽培とかハウス栽培とかされている方がいらっしゃるという事を、聞いておりますし、その制度としては、町が支援するきちとした制度を作っている事ではありませんけれども、そういう方の相談に乗ったりですね、していただける方に対して支援をしていくという事、個々に支援して行く事は、これは、今までも、それぞれやって来たというふうに思っております。ただ、私は、都市住民の方という、頼るだけでは、これは当然できないと。そんなにたくさんいらっしゃらないと思います。一番は、当然、その町内出身の方で、この今後団塊の世代と言われるように、1つ土地のいろんな会社勤めをされたり、仕事をされた方がね、第2の故郷に帰って、新たな第2の人生として、この地で、昔の農業とか土地を利用した農業をやってみようという方もいら

っしゃると思いますし、また、家もあつたりですね、この田舎に帰って来てやろうという、そういう人たちが、1つの大きな、これから力になっていただけるのではないかなという期待はしているわけです。ですからまあ、そういう人たちを受け入れるにもですね、地域の中で、こういう活動をしている人達が指導をしたりですね、また地域の組織の中に入って、一緒にまた仕事をしていただけるような、そういう、その受け入れをしていかなないとですね、ただ帰って来て、1人だけで、こう孤立してやっていくわけにはいかない。また、それで挫折して辞めたという事では、何もならないわけです。ですから、基本的には、今、この産直と言われますけれども、何が一番、都市のなり消費者のニーズに合っているかという事なんですね。その消費者から求められているのは、やはり新鮮で、本当に本来の味のする自然に栽培された安全な作物、野菜なり、そういう農作物が欲しいと、食べたい。そういう物をまた、都市、うまく、その自分の仕事に、都市の方にも運んで、それも1つのビジネスとしてもやっていこうというような、そこまで考えていらっしゃる方もいると思うんですね。だから、その辺を、現在の農業生産やってる振興会、今、組織ですね、また、直販所で、これまでやってきた組織、そういう人たちがですね、やはり意欲を持って、そういう新たな人も受け入れるというね、事も考えていただいて、こう更に大きくしていかなくちゃいけないと思います。だから、町としては、そういう方達との間に入ってですね、うまく、そういう連携を取れるような指導なり施策をうってという事が、大事だというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、具体的に、その町が間をとっていう事は、それはやっぱり行政のする仕事だと思うんですね。1つの方策としては、耕作地、都会の方が来れる時にね、ある程度、その耕作する所の幹旋とかね、それを地域で、色々、この土地は、そんな遊ばせとう事もあるんですけども、その人に貸すのは嫌やという人も、その一般的に言われるのは、土地が、広い面積の中で、モザイク上に土地持っている方が、その意向が違うんですね。どんどん、そのもったいない、使う人もいるし、それから、自分で作る人もいらっしゃいますし、それから全然遊ばせておっても使わんという人もあるから、それをある程度、町の方で、まとめてね、その観光農園的な物を、ある程度まとめた上で、都市の住民の方にね、幹旋する。最終的には、都市の住民の方が、この佐用町に來られて定住されるんは、最終的には、それはいいんでしょうけれども、ある程度、都市から通って来られる、その中で、田んぼや畑を使える条件を町としては、その幹旋するような状況をも、1つ、一步踏み込んで、そういう事も考えられる事もある。全国で50の自治体が、その農業の振興の条例なんかも作ってね、やってる所もあるんですけども、1つとしては、そういうふうに、町として、ある程度、土地をこういうふうに使いましょいうような、まとめるいう方策は、町長どうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵道典章君） 町が遊休農地をですね、地権者から委託を受けて、それを必要な方に、お貸ししていくと、そういうその取り組みというのは、当然、これから考えていかなくちゃいけない事だと思います。ただ、その地域の農業の中で、今、特に、その品目横断的な、この農業政策、大規模農業ですか、効率的なんをやっていこうというようなね、集団

営農をやっていこうとか、そういう事をしている所については、中々その土地が、今言われる分散して、あっちこっちに、そのモザイク的にあるような事では、中々うまく使っていけないんですね。ですから、その辺が、この減反政策と同時に新たに、そういう遊休地を効率よく使っていける方式、これは、まあ、集落の中でね、一緒に考えていただいて、そういう、その野菜なり、他の農作物をね、生産できる土地というものを、皆で出し合っで共同でやっていただくと。その中に、今言われるように、町として、その間に入って、町が、その、それぞれ必要な方に賃貸をしていくという、そういうその1つの役割を果たしていくと、こういう事は、また当然、考えて行かなければならない対策かなと思います。ただ、今、ちょっと言われる貸し農園的な物ですね、これは、またちょっと、その今の農業生産とは、ちょっと違うんですね、ライフスタイルとして、自分達が来て、その自分で田舎の生活をしながら、自分で楽しみながら作ろうというね、これも通じるところはあるんですけども、貸し農園は貸し農園として、まあかなり、今これからも需要が出て来ると思います。ですから、これだけ佐用町も阪神間からすれば、相当まあ、時間的な距離といいうのは、短くなっておりますし、近くの多可町なんか見ますとね貸し農園なんかかなり大規模にやっております。ああいう例で、地域の中で、相当の土地がですね、皆さんで共同で出し合っで、それをできるだけまあ、その安価で貸し付けてできるような物であればね、町が、その事業一緒になって、地域の方々が事業主体になっていただけるような形ですね、そういう小さく土地を分割して、貸し農園的に貸していくような事業、こういう事もね、1つの方策であろうと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 私、そういうふうに、1段階はね、都市の方に来てもらう、観光地へ観光目的で、そのぶどう狩りとかね、それから味わいの里に、そこで物を買うだけに、観光の為に来ていただく。第2段階が、農に対する滞在で、さっき言いました貸し農園的なので。それで、第3段階で、最終的な目的、農を活かした定住にまで持って行きたいようなね、そういう農業専門家の意見もありますから、その第1段階は、観光で、ある程度、今交流もありますから、第2段階としてね、その貸し農園的な、その町長言いましたように、それも検討されるという事も、その1つとしてはあるという事ですけども、その中で、都市の方が来られた時に、資材の供給や栽培の指導を、そんな部分を、学習したいとか、研修したい農業者の意見もあるんですね。全く全然分からんところから、するんじゃないかと、とりあえず来て何ができるかいう事を、ちょっと勉強したい。その機材なんか、全然ないところから始めなきゃいけませんから、機材の供給、これ貸すことになると思うんですけどね。それから技術的な指導も、その都市から来た人に対して、そういう経審もやっていこうと、それがひいては、定住まで、ここでやっぱりやっていこうというようなね、定住までいかなくても、10年ぐらいのスパンでは、この佐用で農業やっていきたいとかね、通いながら農業やっていきたい、そういう事に繋がって行くと思いますから、来た人に対する、都市の方に対する資材供給や栽培指導、そういう物を行ってきたらいいんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、そういう方が生まれてくれば、生まれてくる事を前提

にですね、これまでの活動をして来たわけですがけれども、棚田交流とかですね、今、上月、金子のヤバラ村のですね、活動なんか、そういう地域の取り組みの中に、都市の、そういう方が入って来て、自分達で地域の方と非常に親しくなりながらですね、自分達で、またこういう、作物の栽培をしたいと。そうやって来れば、地域の方が指導をしたりですね、土地も、じゃあ、ほなら、土地を、ほなお貸ししましょうかとかいう形で、こう進んで、次々と、そういう形で進んでくれればいいなと思ってますけれども、中々今まで、田和なんかの交流事業なんかですね、長年やってるんですけども、未だ、そういうふうに、中々なってないんですね。まあ、どうしてもイベント的な要素が強い所もあります。ですから、まあ、今後まあ、こう土地改良事務所なんかですね、そういう目的で、各集落なんかで取り組みをしていただきたいという事で、できる所にね、まず、問いかけて、そういう、まずは土地の方に来ていただいて、地域を知っていただいて、そして、地域の中で、自分達はやっていこうという人達を作り出そうという事で、取り組んでおりますのでね、ひとつ、今後は、今言われるような目的をね、段階的な目的を作って、これから活動していくというような活動の仕方にもね、次の段階を考えていく必要があるというふうに、思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 次の段階というか、その1つは、都市住民の方、担い手が最初に言いましたように、担い手を誰にするかいう、この2つ目は、やっぱり、今、地元におる人が、農業を続けていけるような政策をとって、今、おる人の支援策をとって担い手になっていただくという事ですよ。先ほどの議会の最初でも、農業共済の中で、品目横断の、その集落が6集落だって、条例の改正の中でね、その6集落が品目横断になってるという事ですから、それ聞いて、以外やなと思うんですけど、中々品目横断に、多数ある集落の中で、たった6集落かと思うんですけども、それ程にやっぱり、中々まとめるいう事はね、難しいですから、担い手としては、大きなやっぱり、そういう組織、中もありませんでしようけども、一人ひとりの、その品目横断にかからん、その野菜なんかもね、作っていく、それが、むしろ佐用町には、僕は合ってるんじゃないかと思うんですけども、その2つ目の、今農業やってる方、例えば、味わいの里に出荷しておられる野菜部会の方なんかを支援する為には、何が必要かと言うと、その1つの問題点を、どういうふうに、現状を捉えておられるんかと。味わいの里に限って言えばね、味わいの里の、今、問題点は、何だと、どういうふうに認識しておられますかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、味わいの里に限らずですね、今町内の、そういう農産物の直売所、まあ、その現状、状況を見てですね、まあ、これまで、生産者、生産される人が自分達で、また出荷されてですね、それで、かなりですね、ずっと続けられている人は、まあ、それなりに収益も、私は、上がって来ているんじゃないかというふうに思うわけです。ただ、まあ施設の規模も小さいという事もありますけども、中々それを広げて、その会員と言いますか、その生産者が触れてないという現状があります。まあ、生産する作物に、品目についてもですね、生産調整というのは、できませんので、あまり消費者の、やはり本当のニーズに、これからどんどん、ずっとこれからもニーズに合わせていけるようにな

っていけるかどうか、これはやはり、消費者にとって、地域で、ここでしかできない物とか、ここで買って来た物というだけでも、いろんな物がたくさんないですね、満足されないというところもあります。ですから、当然佐用町のような、耕地が少なくてですね、個々の経営面積が少ない農業経営におきましてはね、やはり、小規模の多品目の中で、先ほど言いましたように、本当に、こういい、安全な新鮮な野菜なり、作物を良質な物を作っていくという事しかないと思うんですね。生き残る道は、経営していく道はですね。ですから、こういう産直と言われるように、まだまだ市場を通して集荷するのではなくって、やはり、いい物だという事があるという事で、いろんな所から、やっぱり来ていただいて、買っていただくと、そういうお客さんを、どんどん増やしていくという政策が大事だと思っております。ですから、味わいの里も、相当ね、ちょっと場所的に国道から入って、ちょっと不利な点があるんですけども、まあ、いい品物をたくさん並べる事によって、やはり、たくさんの方が来ていただけるように、これからして行く、そういう生産、作物の生産に対して、品質とか、品目とか、そういう物をね、きちっとやっぱり、指導して行ったり、また責任を持ってやっていける体制をつくっていくべきだろうと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、1つの問題は、町長も認識されているように、その品物が、一変に重なってしまうから、追いつけないいうところがあるんですね。その、ある程度、やっぱり、味わいの里、その町内の1つでね、ファーマーズマーケットみたいなのを1つに、町内の直売所をまとめて、そこで量を確保するとかね、そういう方法にせんと、一つひとつ、各今でしたら、味わいの里なり、上月の直売所なり、ひまわり館なり、それから道の駅なりで分かれてますから、それをある程度、統一して量を確保して、その量もそうですし、野菜の種類も多くする、そういう事が大切だと思うんですけども、バラバラに、そのやってはね、1つの、その市場言うか、売れる販路も中々開拓できないいう事があるんですけども、その点は、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、ご指摘のとおり、まさしくそうなんですね。ですから、今、折角こうして合併した、特にね、そういうまあ、良さを活かしてですね、今、それぞれの直売所なんかについても連絡協議会を持って、互いに一緒に協力してですね、今、言われるように、消費者ニーズに合った、その店頭にならべる物を質も良く、当然、同じように、質の、きちっと責任持つという事と、また品目的にもですね、できるだけ多くの物を、お互いに出し合って、こう、それによって、更に拡大をしていこうという事。そういう事を、やっぱり考えていかなければならないという事で、各直売所の連絡協議会等の、今、話し合いもしていただいております。ですから、これから、直売所の経営というのは、そのこの繋がる生産者ね、の方にも、やっぱり一緒になっていただいてですね、それぞれの方が、特色あって、農業の経験活かして、自分自身が、今一番、得意とするものをですね、まあこれから、やっていけば、やっていただく事がいいんだと思いますけども、やはり、新たなね、こう例えば、2、3年前から取り組んでおられます、ジャンボピーマンなんかですね、まあ、1つの、これまでない物として、かなりまた生産も、今されておりますしね、ああいう物が、やっぱり、1つ新しく並ぶ事によって、また、その直売所の、そのイメー

ジが、大分変わるんですね。やはり、来た時に、何か、地元で、良い物が、あそこにあるよという物、そういう物をね、やっぱし、これから作っていかないと、中々消費者に、そこへ足を運んでいただくという事ができないんじゃないかなと思っております。

議長（西岡 正君） 一般質問中ですが、ここでお諮りしたいと思います。
本日の会議を延長したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。
はい、それでは、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、直売所の連絡協議会でね、僕は、もっと販売についてどうするかとか、営農についてどうするかって言うて、その中で、話がされてると思うてたんで、この間、味わいの里の組合長に聞きますとね、イベント、今度12月にあるから、それぐらいの連絡をするんやいう事でね、肝心な、その作物を、皆でどういうふうに作っていかってという話し合い、まだまだされていないという状況ですからね、1つには、その連絡会なりで、それから町長も言われたように、集落毎の、その協議会みたいな中でね、その営農指導みたいな事も、それは重要な事になって来ると思うんですけども、1つは、営農指導、どういうふうに、まだまだ今、現状されていないですからね、今後、どういうふうに営農指導されていかれるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 栽培組織の内容なんですけども、今、まあ、直売所連絡会につきましては、合併前に5組織、今は10組織になっておるんですけども、そういった中で、直売所はですね、会員数を、現在、それぞれ488名の部会員で生産組織ですけども、そういった形で、今、協議をされております。今、イベント等ですね、そういうふうな話という事なんですけども、そういった事を中心に、まあ、協議にされておりますけども、営農の指導につきましてはですね、町の、その会議にも入っております。営農指導につきましては、町の方ですね、毎週ですけども、普及センター、JA含めて、一応農林振興含めてですけども、担当者で、調整、連絡会議を毎週持っております。そういった中において、いろんな問題点、それから推進策、そういった事も協議しております。今後はですね、今まあ、町長も答弁していただいておりますけども、今後の農業振興に向けてですね、合併後の町の体制、そういった物を含めて、検討、協議していく、指導も含めてですけども、やっていこうという事で、現在進めております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その次に販売事業の方ですね、どういうふうにしたやつを作物、営農しどうして、作物作って、それをどういうふうに売って行くかという事なんですけれども、その一番目の質問にもありましたように、売れる作物ね、買ってもらえる作物を、今度、流通に乗せていかなければいけませんから、この間の農業フォーラムもあったんです

けど、その中では、マックスバリューの部長さんが話ししておられるんに、マックスバリューの中でも、そのマックスバリューで集めて、それから、マックスバリューの流通網を使って、その佐用店で売るだけじゃなしに、もっと他にも、ずっと売って行くいう事も、マックスバリューの部長さんは話されてましたけれども、それとまた別に、一番大きいのは、やっぱり、その中で、あげられましたけども、生協なんですね。コープ神戸ですけど、兵庫県で言えば、コープ神戸が一番大きい、全国的にも大きな生協ですけども、その中で、コープ神戸なんかでしたら、配達の自動車も、配達網もある、その中で、集荷する事もできる、実際に神戸の生協と連携して、神戸の農協なんかでは、JAなんかでは、そういうふうな販路の確保もしているんですね。ですから、そういうふうに、販路の拡大を、販売の、販売事業の方は、どういうふうに、それを今度して行くんか、先ほど、営農の方には、会議を持っていると分かりましたけれども、今度は、販路拡大、販売事業の方は、どういうふうにやっていかれるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。町長ですか。農林振興課長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、それを、その、流通に乗せていこうとすればですね、当然、その生産体制いうものが、現在のような考え方では、どんどん大きく、広い販路を求めて、拡大をしていくことはできないんですね。そういう事するというのは、非常に、そこところが難しいと言いますか、事業としてね、今、まあ例えば、高齢者の方なり、家でおられる奥さんなりが、自分のできる範囲内で作って、そして、その地域の中で、販売をしていくと、こういうのであれば、リスクも少ないし、取り組みやすいし、まだまだ、いろんな工夫も加えて、自分自身、その時期に合わせて作っていけるというのがあります。ただ、コープ神戸とかですね、そういう所に、1つの販売ルートに乗せるという事になったら、当然まあ、品質とか規格という物もしっかりしなきゃいけませんけども、それと同時に量をですね、時期も、いついつにどれだけの物をきちっと責任持って納入する、生産していくという形ですね、ですからまあ、本来は、まあ、農業生産からすれば、そういう事までやれるようにしていけば、理想だと思います。1つはね。だから、その為には、やはり、組織的に、もっと生産できるような体制をつくらなきゃいけない。例えば、そのハウス栽培なんかでも、今は、町が助成してですね、レンタルハウスの助成をしておりますけども、1棟2棟というような単位ではなくてですね、ハウス団地のような形で作って、そこには、やはり、それを仕事として、充分もう、そのやっていく、常駐して作業あたる、仕事をする人がですね、その仕事に専業としてあたっていくというね、そういう形を作っていないと、そういうところまでは行かない。ただ、その中間的なこととして、今、その町内のマックスバリューとか、そのアグロとかいうような量販店なんか、地産地消という単位でね、地元で取れる物を、地元で売れるようにという事で、今の直販所の、1つの出前というような形で、拡大、置いてやってるという事だと思うんですね。だから、その範囲内で、これからある程度、進めていく事であればね、先ほど、課長も言いましたような、その指導なりもできますし、ある程度の、その自身を持って、話がそれ程大きな生産をするわけじゃないし、リスクもあるわけ、そんな大きなリスクがないんでね、やっていけると思うんですけども、まあ、それ以上の事を、今後ね、その次の段階としてやって行こうとすれば、相当やはり、設備投資なり、また、そのやっていただく方についても、大きな、

リスクも背負っていただかなければならないという形になるので、中々そこまで行くのは、非常に、現段階でね、直ぐには難しいなというふうに思いますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 難しいんですけども、その味わいの里の組合長が言う、今後ね、その高齢化によって、その品物自体も、その納品されないんじゃないか、その現在でも、味わいの里まで持って来るだけでもね、人手がない。近所の人に、軽トラックに頼んで、これ持って行ってこれという状況ですからね、もう5年もしたら、もう作り手が、全然なくなってしまうような、今のままでしたら、そういうふうになってしまいますから、その1つ、三本柱と言われているんですけど、その営農と、それから営業と、それから広報と、3つを、それを一体的にやっていってね、攻めの農業をやっていかないと、じり貧になってしまって誰も、農業、佐用やらない、やれないようになってしまいますから、今のうちに、そういうふうな事を考えていかなければならないと思うんですけども、いかがですか。難しいと、町長言われよんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、それは、だから確かなんですね。だから、しかし、一番最初に、話言いましたように、確かに後継者がいないとか、まあ、現在ね、やっておられる、そういう事で、活動していただいている方は、非常に高齢で、後何十年も、中々できないという、ただ、その後、その今、都市部の、そういう新たに農業をやろうとか、都市との交流の中で、そういう方を、人材をですね、佐用町に誘導して来るという事と同時に、私達のような、団塊の世代、会社を終わった、一応定年になったような方が、そういう仕事にね、また新たに、こうやっていただけるような環境づくり、この事が1つは必要だということのが、先ほどの話と、そういう物が、全て一体になって、生産から販売、これができる事によって、まあ、またこの施設なんかの維持もできていけるわけなんですから、まあ、どこから取り組むと言うんじゃないかって、やっぱし、全体一体的に取り組んでいかなきゃいけないという事だと思いますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 細かい事なんですけど、その有機農業、県としては、有機農産物認証制度を作って、ある程度、そのお墨付きみたいな物をして、有機野菜を作って、それを付加価値付けて売りましようというような事を出ているんですけども、今、現時点で、現状は、それ認証制度言うのは、基準みたいなのは、ある程度決まっているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 申し訳ありません、ちょっと確認してみますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 味わいの里の、成果、出荷、規格というのがあって、そのトレーサビリティって言うて、農薬をどんだけ使うたか言うて、もう一々農薬をこんだけ使いましたいうのをして、それで、それは、規格に合うとるかどうか、抜き打ちで、パッと、品物持って帰って調べたり、そういう事をして、そのやっておるんですけれども、それについて、味わいの里でも、これに対応せなあかんいう事で、野菜の部会の方もね、勉強しようという事で、やっているんです。それもあって、付加価値を付けようという、これを勉強されているんですけれども、町としては、これを、今、課長では、あんまり詳しい事分からんいう事ですけれども、それについても、基準もハッキリして、やっぱり知らせていくという事は、大切だと思うんですけれども、それ、やっぱり調べて知らせて行って欲しいと思うんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 農薬の基準はですね、この春から非常に厳しくなって来ております。それと、私も、その制度内容までは、詳しくは、ちょっと分からないんですけども、品物についても、その販売所ですね、抜き打ちに検査されるんやというような事も聞いております。そういった事については、今、先ほども言いましたように、JAとか普及センター、町で調整会議も持っておりまして、そういった内容、情報については、生産者の方にも、連絡したりは、しております。そういった、この制度の具体的な内容につきましては、よっと、今の時点で、私は、ちょっと詳しいこと分かりませんが、非常に厳しくなってですね、生産者も大変なんやという事は、ちょっと聞いております。

〔町長 挙手〕

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。ああ、町長、答弁。

町長（庵途典章君） この点については、もう既にね、普及所あたりからですね、そういう法的にも、十分にチェックをしてですね、ちゃんと記録をして、いつ、どういう生産をして来たかという記録ですね、生産記録というものをしていかなきゃいけないと。そうしていかないと、今、言われる、安全な安心という事に対して答えられないということです。だけど、それは、もう最低の事なんですね。逆に、ですから、私は、まあ今後ですね、その佐用町のような農業をやっていく上では、やっぱり、今までの、昔の自然の堆肥を使ったり、有機肥料を使う、そういう土づくりをきちっとした上でね、そういう、いい野菜を、味のいい野菜を作っていくとかという非常に特色を持ったものをね、やっぱり、1歩先を行かないと、全国同じようにやってる中ではね、中々特色は出ないと思うんですね。だから、そういう意味では、そのできるだけ良質な有機肥料とかという物もね、これも本当に必要ではないかなというふうに思いますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 文化財の方に移りたいんですけども、その乃井野陣屋についてはね、その町長の答弁では、整備委員会で話するという事はない、僕の方から、その地元の、地元としても、今まで、その陣屋跡の整備について、一番感心なり、どうするかって決めていたのは、陣屋と整備委員会ですから、その中で、話し合わせ、当然そういう、その中も含めていう事で、その最初の質問なんですけどね。それから、町長は、全体の文化財の中で、陣屋跡も考えるんだ。それは当然だと思います。その佐用町の中で、文化財ね、まあ、優先順位と言うたらおかしいですけど、一番その、これをやっていくんだと言う、やっぱりメインになるようなね、目玉になるような物があると思うんですけども、利神城、一番大きいのはね、利神城かなという気もするんで、その全体の中で、その方向性というのは、いつ頃どういうふうに出されるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、ただ、方向性を、そのいろんな具体的な計画を持って出すという事は、非常にまあ、今のね、この社会状況言いますか、町の置かれている環境から見て難しい点があります。その計画だけを作るの簡単、ある程度できますけどもね、具体的な計画で、そういう施設なり整備をしていくというのは、非常に大きな税源が伴いますし、それが、実際可能なのかという事になると、そこでひとつ行き詰ってしまうわけですね。現在、陣屋跡につきましては、ああして、まあ、それぞれの陣屋門が整備をされた段階ですけども、それ自体の実際整備された物をね、どう活用するか、管理していくかという事、これも、できた以上、当面の1つの避けられない課題ですし、その後、用地、陣屋の全体の整備というのが、当初からある程度は、構想としては、あったと思うんです。ただ、そういう物を、ただ復元なりですね、をして行くだけで、じゃあ、町民の、いろんな意味で、大きな期待、プラスになるのかと、町民の期待に応えられるかとなりますと、今言いますように、そういう財源をね、大きく使って、大きなお金がかかり、また、それをまた作ったものが、また維持管理していかなきゃいけないという事にもなるわけです。ですから、今、文化財等につきましては、どうしても、1つ歴史的に、資料として、きちっと学術的に残していくという事も、1つの責任があって、それを今の段階では、できる事は、教育委員会の方も、発掘調査をしたりですね、図面とか、そういう物で資料をきちっと整理しながらですね、まず、そういう学術的な形での保存をして、また、そういう事を、皆さんに、見ていただけるような資料としてね、出して行くという事が、1つの大きな方向になっているんですけども、まあ、そういう次の段階として、それを元にまた復元をしていくということ事態はね、中々町だけでは難しいし、特に前から言われてます、利神城址等につきましてはね、これは、その何十億かかるのか何百億かかるのか、分からないですけども非常にまあ、大きな費用がかかる事だけは間違いない。中々手をつけれないと、だから、まず、そういう保存をしたり、今現在でも、その航空写真また測量写真で復元をして資料を作って、将来に対してきちっと資料を残し、そういう復元作業もできるような状態にまずしておくというのが、現段階での1つできる範囲内の仕事かなというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 現段階では、そういうふうな答弁になるかと思うんですけれどね、その旧三日月町の陣屋、そのずっと整備して来ました。それこそ、土地の移転の補償の費用とかいうたら、それこそ何億いうてかかって、今まで整備して来たんです。あの今のままでその陣屋跡は、町長、ええと言うてお考えでしょうか。まあ1つの山口町長の時でしたら、とりあえず絵に描いてある庭あがありますから、庭までは、その復元言う事でされる。その億の建物まではね、その中々復元言うのは難しいいう事があったんですけど、とりあえず庭まではやれる。ですから、今トイレもつくってますけど、トイレも、その庭を整備する事については、邪魔にならんだろうと、それで、あの位置にトイレもつくられたような経過もありますから、今の陣屋跡その長屋も、その石垣なんか橋で、その今の現状を、どういうふうに町長見ておられますかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、非常にね、あれを、あそこまで復元されて、よくここまでね、あれだけお金掛けて復元されたなというふうには、思うわけです。ただ、これからね、それ以上にその整備をしていくということになると、今まで以上の、またお金が掛かります。それと今、金谷議員お話のように、特に庭とかね、そういう物を、昔の日本庭園というような物をですね、造っていくとなると、これはお金の掛けようも、中々切りのないところで、後の管理が大変だという事、ここ言ってしまうと、もう終わりになるんですけども、大変だというのは、間違いないんですね。ですから、私は、まあ、あその歴史としてですね、乃井野のあれだけの陣屋があったという、あの陣屋門まずは陣屋門だけでね、あれだけの規模の物があったという事で、誰もが、ひとつ歴史に対して、歴史を対して認識をするという施設ではないかと思うんですね。ですから、その後、長屋、陣屋門を使ってですね、中を展示をしたり、そういう歴史を学習する場にしていけないと、活用、もったいないと思うんですね。それから、後で、それからの奥の広い土地を、あれ全部購入されると思うんですけども、その土地についてはね、やっぱり地域の方を含めて、広場なりね、皆で、まあ、その普段いろんな地域の活動に使えるような形で使っていただくような事をね、やっぱり考えていかなきゃいけないかなというふうに思います。だから、そこに昔の御殿屋敷と言うんですかね、そういう物までを今、当面直ぐに復元していくというような事は、現段階ではできないなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、1つの案として、展示場みたいなね、その文化財の展示場という事も、教育委員会が発行している、その佐用町の文化財の冊子があるんですけど、その中に、文化財の展示、埋蔵文化財は、従来定期的に開催して10年度から、毎年開催されたと、こういうふうに、冊子の中であって、郡内には、恒常的な展示施設がない為、短期間の展示であるが、将来的には、展示機能、展示研究機能を持った施設の設置が望まれると、こういうふうにあります。今、大撫山で、その研究、そのコンテナの中で、そのやっておられる、プレハブの建物の中で、その研究みたいな、その埋蔵、発掘の作業もされておりますからね、そういう施設として、その展示機能を、その1つの案としてです

よ、その陣屋のところに、門としての景観的には合うという事がありますから、そういうふうな検討もされてはどうかという、1回目の答弁にはなかったですから、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） はい、今、そういうお話をいただいてなるほどなというふうに思っています。教育委員会の管轄ですから、私が、全てお話また教育委員会としての考え方もあると思いますけれども、現在の大撫山のね、埋蔵文化財の修復と言いますか、整理している事務所は、場所的にもですね、当初、当時どうしてもないという事で、ある意味では、仮設的に建てたような所です。やはり折角ね、ああいう作業にお金を掛けて、色々整理をしているんですから、もっと町民の皆さんに、目の触れる所、見ていただける所でね、こうやっていけば、一番理想的だと思うわけですね。ですから、あの場所は、あまり良くないというのは、前々から思っております。ですから、まあそういう事をね、陣屋の跡の、あの広い土地があるわけですから、表の方は歴史ある乃井野の陣屋と、その中で、今新しい今の現代の、そういう歴史を残していく、調査をしていくような、施設という事でね、整備がするというような事も、今お話を聞いてて、1つの方法ではないかなというふうには、感想を持たせていただきました。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 佐用郡、佐用町内の指定文化財で、国指定で4つ、それから県指定が20、旧佐用町で18、旧上月町で8、旧南光で14、旧三日月で11の、その指定文化財があるんですけれども、これも教育委員会が発行している冊子からの、その数の集計ですけども、その、先ほど看板なんかの未だ合併してから、ええがい見てないという事ですけども、これ、もうちょっと、その先ほど佐用町が一体とする為にもね、佐用町内には、こんな文化財がある。他の地域の事も知るためにもね、きちっとして、マップとまでいきませんけどね、とりあえずは調べて、案内板の設置とかね、こんな、町内の人すら、今、言うた、国指定が4つ、どこか言うのは、あんまりご存知ない。旧の、旧町がしている町指定の指定なんかでも、なお更分らないいうような、と思うんですよ。ですから、調べて、それを町民的には、1つの財産とする為にもね、公開して、まあ、1つの方向かなと思うんですけれども、いかがですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 金谷議員がおっしゃるとおりだと思います。調査はしてありませんけども、その町指定、県指定、国指定の物件について、その基本的に看板ですけども、それが物件が町指定とか、県指定とか、そういう物件であるという表示と合わせて、その謂れと言うんですか、変革、そういう物が分かる物。それと、そこに至る道案内というんですか、そういう看板、いろんな看板があります。教育委員会の方としては、調査させていただいて、一番基本的にその物件が、まず、町指定とか県指定とか、そういう物が分かる表示を整備したいと考えています。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、私は、この文化財のですね、こういう保護関係については、当然これまで、合併前もですね、郡教育委員会として、文化財審議会があってですね、その4町、郡4町の文化財の一応指定とかですね、そういうのは、各町じゃなくて郡の教育委員会です、そういう、その冊子も作ってですね、指定もしてやっておりますしね、だから、そういう案内版なんかについても、その形式的には、各町で、未だ佐用は、旧佐用町で作ったような物もあったし、やっているんですけども、まあそれぞれ、各旧町で、ある程度されてると思います。ただ、古くなってね、もう、見にくくなったり、必要な所は、今後その改修、直していかなくちゃいけないと思うんですけども、基本的には、そういう、どこに、どういう施設が、指定された文化財があるとか、そういう内容についてはね、どういう物があるかについては、これは資料もちゃんとできておるわけですから、そんなに合併したから、これを新たにという話ではないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） 時間が2分しかありません。金谷英志君。

6番（金谷英志君） それを、佐用町で改めてまとめてね、その統一した物を作ってはどうかという提案でもあるんです。ですから、三日月の看板の中でもね、色々指定のやつが、指定の文化財がありますけど、その看板もずれてもて、全体がずれている観光協会が作っている看板もずれているような所がありますから、その新しい佐用町としてね、番号を、県指定の何番、何番とか、それをふって行って、看板のデザインを統一した物をしていったら、より分かりやすい、そのずっと、その巡るんにね、町内文化財巡りみたいなんです、番号です、ずっと、そういうような事も計画できますから、看板を統一した物にしたらどうかいう事です。その郡の、その郡の冊子から、僕も、これ資料の集計ですから、郡でやられているのは、よう分かっておるんですね。だから新しい佐用町として、そういうふうな地図なり看板の統一性をしたらどうかという事なんです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） ただ、一変にですね、旧佐用町なんかでは、かなり恒久的なですね、タイルで焼付けして、案内を作ったりですね、そういう事をした面もありますし、それを全町、全部でやろうとすれば、また莫大なお金もかかりますしね、まあ、皆さんによく分かるような物にね、また壊れている分については、当然教育委員会の方も、ちゃんと点検をしながら、直していくということになるんじゃないかなと思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） 金谷英志君の発言は終わりました。

お諮りします。後、8名の方の質問が残っておりますが、これにて、本日の日程を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議がありませんので、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日、9月13日午前10時より再開いたします。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。

午後05時14分 散会
